鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定

19生産第9424号 平成20年3月31日 農林水産省生産局長通知

最終改正 令和4年12月2日付け 4農振第1904号

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

要綱第4第2項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第3に定める別記1から別記9までに掲げるとおりとする。

1 鳥獸被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「特措法」という。)第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害捕獲」という。)、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第3の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)の整備を行う事業(以下「整備事業」という。)として、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針(平成26年環境省告示第133号)における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第7条の2第1項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害

の防止を目的とした広域な捕獲活動(以下「広域捕獲活動(個体数調整)」という。)、広域捕獲活動(個体数調整)を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獸被害防止対策高度化事業

効果的・効率的な被害対策の実施のため、ICT技術を活用して、加害個体の生息状況や被害発生箇所等のデータに基づく対策の計画策定及び計画に基づく対策の実施を行うとともに、対策の効果を点検し、対策の内容を改善していく、PDCAサイクルに基づく被害防止の取組を実施する事業とする。

5 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日付け環境省及び農林水産 省取りまとめ)等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥 獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施す る事業とする。

6 鳥獸被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する 人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉(以下「ジビエ」という。)等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

7 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビ工等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛 飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビ工関連情報の発信等のプロモー ションを実施する事業とする。

8 鳥獸被害防止施設整備促進支援事業

中山間地域等における農作物等被害の低減を図るため、侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

9 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除を実施するものとする。

また、ジビエの需要拡大及び利活用促進を図るため、処理加工施設への広域搬入体制のモデル構築、ジビエ料理に関する指導やメニュー開発等の取組を実施する事業とする。

第3 事業別事項

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業:別記1
- 2 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業:別記2

- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業:別記3
- 4 鳥獸被害防止対策高度化事業:別記4
- 5 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業:別記5
- 6 鳥獣被害対策基盤支援事業:別記6
- 7 全国ジビエプロモーション事業:別記7
- 8 鳥獸被害防止施設整備促進支援事業:別記8
- 9 鳥獣被害防止対策促進支援事業:別記9

(別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)及び2の(1)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記1の第1の 1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」とい う。)において、実施隊等が有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除、 緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に 実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

(1)要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の 1の事業実施主体について

事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)、(3)及び(4)の取組にあっては、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であって、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているもの(以下「協議会構成員」という。)とし、経費・事業内容の欄の(2)の取組にあっては、①協議会、②協議会構成員又は③コンソーシアムとする。

(2)要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)の事業実施主体について

事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)から(3)まで、(6)及び(7)の取組にあっては、協議会とし、経費・事業内容の欄の(4)の取組にあっては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体び組織する団体であって、代表者の定めがあり、か

- つ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとし、経費・事業内容の欄の(5)及び(8)から(10)までの取組にあっては、①協議会又は②狩猟者団体、処理加工施設の運営者、地方公共団体及び民間事業者(食品関連事業者、流通販売事業者)等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、5に規定する組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)とする。
- (3) コンソーシアムのうち、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施計画 (以下「広域都道府県域計画」という。)に基づき事業を実施するコンソー シアムにあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の 中から選定された者とする。
- 4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1)協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2)(1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数 の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなってお り、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 5 コンソーシアムの要件 コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものとする。
- (1) コンソーシアムが実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2)(1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続について複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) 処理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画すること。
- (4) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の 1の(5)の①の取組を実施することとし、併せて、要綱別表の区分・事業 種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の(5)の②、(8) から(10)まで及び要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費 ・事業内容の欄の1の(2)の取組を実施することができるものとする。
- 6 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実

施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府 県の市町村をまたがる場合も含む。)とする。

7 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

8 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、特措法第4条の規定に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知)に留意するものとする。

9 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、 立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺 景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1 及び要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の 取組の事業の内容は、別表1の事業内容の欄に示すとおりとする。

2 交付対象経費

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の1 の取組を行う事業(以下「推進事業」という。)の交付対象となる経費は、本 事業に直接要する別表5に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分で きるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、推進事業の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

(1) 事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に 実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考に するとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害 対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。)その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

(2)本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)において対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第3 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る交付率の欄の1の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。
- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める被害防止活動推進、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組及び鳥獣被害対策実施隊体制強化における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証、農業者団体等民間団体被害防止活動、捕獲サポート体制の構築、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化及び放射性物質影響地域のジビエ利活用推進における限度額は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により別表2の鳥獣被害防止施設、処理加工施設、被害防止活動推進及び実施隊特定活動の上限単価を超える事業については、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

4 地域提案

本要領本文第2の1の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体(地域提案に係る事業実施主体を除く。)の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業の実施手続
- (1) 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被

害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画 を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、 事業を実施しようとする市町村を対象として特措法第4条の規定に基づき被 害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被 害防止計画に代えることができるものとする。

(2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、作成する広域都道府県域計画が次のいずれかに該当する場合は、被害防止計画を添付した上で、地方農政局長と協議を行うものとする。

また、広域都道府県域計画以外の事業実施計画にあっては、被害防止計画 を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブ サイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載するこ とにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第3の3の地域特認に該当する広域都道府県域計画

- イ 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着 手する広域都道府県域計画
- (3) 都道府県知事は、(2) により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。) を作成するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3) の都道府県計画に次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。
 - ア 第3の3の地域特認に該当する事業実施計画
 - イ 第3の4の地域提案を実施する事業実施計画
- (5)地方農政局長は、(2)の協議を受けた場合には、その協議結果について、 関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- (6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、(2)、(3)、(4)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

また、地域提案に係る内容を変更する場合にあっては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に協議するものとする。

更に、広域都道府県域計画についても、重要な変更に該当するときは、(2) 及び(5)の規定を準用するものとする。

- 2 事業実施計画の作成等
- (1) 1の(2)に定める事業実施計画は、別表3の1の推進事業及び整備事業に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、整備事業において再編整備を実施する場合は、事業実施計画に替えて、別表3の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。
- (2) 1の(3)に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、広

域都道府県域計画にあっては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。

- (3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記様式第9号により行うものとする。
- (4)整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表4に 定めるところによるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、 事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更と する。

4 事業の着手

事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

5 管理運営

(1)管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、 当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあっては、 別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、 別表3の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、 鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底に ついて(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知) を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が 見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行う ものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

(1)事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号により作成し、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあっては、別表3の3に規定する事項を含めて作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする(2の(1)に該当する場合を除く。)。

(2) 都道府県知事は、(1) により事業評価の報告を受けた場合は、その内容 を点検評価し、その結果を被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日まで に、別記様式第3号により地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施 主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。 (3) 地方農政局長は、(1) 及び(2) により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。

- (4)農村振興局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する 調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

(1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第4号により地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、1の事業評価及び報告を行うものとし、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、 別記様式第4号により当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- (3)地方農政局長は、(1)及び(2)により報告を受けた場合、広域都道府県域事業実施主体及び都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要 な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179 号)に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

- 2 事業の適正な執行の確保
- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業 実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係 部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものと する。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。 ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限り でない。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第10 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本事領に基づき交付金を交付するものとする。
- 2 国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第11 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2)経営所得安定対策に関する施策
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (4) 最適土地利用対策に関する施策
- (5) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (6) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (8) 森林整備事業に関する施策
- (9) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (10) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策

(11) 国土強靭化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策

別表1

1. 整備事業(要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係)

_係)		
経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1)鳥獣被:①新規整備	地域における農林水産業等に係	
害防止施②再編整備	る鳥獣被害を軽減するために必要	
設 :		率の欄の農村振興局長が別に
		定める鳥獣被害防止施設の上
		限単価(消費税を除く。)は、
	な等の捕獲施設(被害防止施設と	別表2の1.整備事業に掲げ
İ	一体的に整備するものに限る。)	るとおりとする。
	を整備するものとし、市町村域を	
	超えた広域的な整備計画との整合	
	について配慮するものとする。	
	なお、被害防止施設の整備に当	
	たっては、次の内容を満たすもの	
	とすること。	
	アー侵入防止柵の整備において	
	は、隣接地の地形(傾斜及び	
	高低差)及び樹木の繁茂状況	
	を考慮し、被害防除効果を低	
	下させる要因である対象鳥獣	
	の特性による侵入(飛び越え	
	による侵入、樹木を介した侵	
į į		
	入)を防止することが可能な 難隔な確保した記墨位置した	
	離隔を確保した設置位置とす	
İ	5.	
	イICTを活用した箱わな等	
	の捕獲機材又はその他の被害	
	を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲	
İ	に資する捕獲機材を一体的に	
	整備するものとする。	
	ウ 電気柵を整備する場合は、	
	電気事業法(昭和39年法律第	
	170号) 等関係法令を遵守し、	
	正しく設置すること。	
İ	具体的には、危険である旨	
	の表示、電気柵用電源装置の	
	使用、漏電遮断器の設置 (30	
	ボルト以上の電源から電気を	
	供給する場合)、開閉器(ス	
	イッチ)の設置等を行い安全	
	を確保するものとする。	
	(参照URL:http://www.maff.	
	go.jp/j/seisan/tyozyu/higa	
	i/tyuuikanki/denkisaku.htm	
İ	1)	
	侵入防止柵設置後の鳥獣被	
	害の状況の把握並びに侵入防	
	止柵の設置及び維持管理につ	
	いては、鳥獣被害防止総合対	
	策交付金における侵入防止柵	
	の設置等に係る指導の徹底に	
	ついて (平成30年1月12日付	
	け29農振第1705号農林水産省	
I i		I

		i
	農村振興局長通知)を踏まえ、 適切に行うものとする。	
(2)処理加工施設	被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を	要綱別表の区分・事業種類
	食肉等に利用する上で必要な施設	
	(食肉等を原料とする加工製造の	率の欄の農村振興局長が別に
	ための設備(以下「加工製造設備」	定める処理加工施設の上限単
	という。)を含む。ただし、鳥獣の 捕獲個体の解体、処理を行う施設	価(消費税を除く。)は、別
	開復個体の解体、処理を行う施設の別棟や別敷地に加工製造設備を	
	整備する場合は、当該施設で解体、	
	処理を行った食肉等のみを原料と	
	するものに限る。)及び焼却する	
	ための施設(減容化のための施設	
	を含む。)を整備するものとする。	
	この場合、被害防止計画に定める	
	地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関す	
	る計画と、その計画に即した捕獲	
	活動を一体的に行うものとする。	
(3)捕獲技術高度化施設	農林水産業等に係る被害を及ぼ	
	す鳥獣の捕獲の担い手である狩猟	
	者の確保と技能向上のための射撃	
	場を整備するものとする。この場合	
	合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者 が使用することが確実であって、	
	かで、銃砲刀剣類所持等取締法(昭	
	和33年法律第6号)第9条の2の	
	指定射擊場(以下「指定射擊場」	
	という。)の指定を受けているこ	
	と又は受けることが確実と見込ま	
	れる場合に整備できるものとす	
	5.	
	この場合、原則として、指定射	
	撃場の指定を受けるために必要な 施設等及び射撃場に係る鉛汚染調	
	査・対策ガイドライン(平成19年	
	3月環境省水・大気環境局土壌環	
	境課作成) に沿った鉛対策の実施	
	に必要な施設等(以下「基幹施設」	
	という。)の整備に限るものとし、	
	その他附帯施設等については、基	
	幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。	
(4)地域提案	地域提案を実施できるものとする。	 本要領本文第2の1の地域
(五)地域ル本	る。	提案に充てることができる事
		業費は、各都道府県へ交付さ
		れた整備事業の交付金総額の2
		0%を上限とするものとする。
		各事業実施主体(地域提案に
		係る事業実施主体を除く。)
		の事業実施計画の変更等やむ を得ない事情が生じた場合に
		と付ない事情が生した場合に は、この限りではない。
	<u>l</u>	10、 ニッドハノ しゅかり

2. 推進事業 (要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄関係)

事業の内容	2. 推進事業 (要綱別表の)	区分・事業種類の欄の2の(1)に	- 係る経費・事業内容の欄関係)
正活動推 について協議するも水産産業等に係る被害の財産が関係機関の連携体制の整備と、次に掲げる事項と対策に係る機関の連携体制のを関係機関の連携体制のを関係機関の連携体制のを関係を実施できるものとする。なおった場所である。なおったを連ずるのとする。なおったを連ずるとなりを重性した上で実施するものとする。また、本要領が東京部の支援事業の成場が関係の最大が直接の表別に定める。また、本要領が東京部の支援事業のの域が対域が関係の最大が直接の表別に定める。とする。のとが表別を対して定める。また、本のとが対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が	経費・事業内容	事業の内容	交付率
(2) では、	(1)被害防!①推進体制	協議会の開催等により事業の推	
ア 鳥獣によい変とでは、	止活動推 の整備	進体制を整備し、次に掲げる事項	
係る被害の状況及び被害防止 における課題 イ 事業の目標 ウ 被害防止計画及び事業実施 計画の作成 対震に係る関係機 関の連携体制の構築	進	について協議するものとする。	
係る被害の状況及び被害防止 における課題 イ 事業の目標 ウ 被害防止計画及び事業実施 計画の作成 対震に係る関係機 関の連携体制の構築	į	ア 鳥獣による農林水産業等に	
における課題 イ 事業の止計画及び事業実施計画の作成・見直し エ 被害防止計画及び事業実施できるいな事業の評価 カ その他必要な事項できるもいては、関係とするなお、有害捕獲のとする。また、本要領権で関係である。また、本要領域を関係機関の担保を関係を遵守し、なら、を遵守し、なら、を遵守し、なり、とする。また、本要領域を関係を遵定となり、自然を関係を対しては、関係法令を適合を対しては、関係法令を適合を対しては、関係法令を適合を対しては、関係法令を適合を対しては、関係法令を適合を対しては、関係法令を適合を対している。また、本要領域を関係を対している。また、本要領域を関係を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	!		
一			
中 被害防止計画及び事業実施 計画の形態 計画の活動 見直し エ 被害防止対策に係る関係機 関の連携体制の構築 才 事業東犯評価 力 その他必要な事項 ②有害捕獲 かとする。なお、充資市は後に関係とかでは、関係法令を遵守し、安全を 値解した上で実施する第2の2 場底 被害防止都道府県広域相 後語動支援事業の広域捕獲 (1) 被害緊急 (1) 支持 警察の有害捕獲 (2) 大き繁治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫光 (2) 大き紫治 (2) 大き紫光 (2) 大き紫治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫治 (2) 大き紫光 (2) 大き紫	į į		
計画の作成・見直し 工 被害防止射策に係る関係機関の連携体制の構築 才 事業実施状況の把握及び事業成果の評価 カ その他必要な事項できるものとする。なおえ有き情様については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本嬰領本文第222の鳥骸被害防止都道所県議会、本政領海が県議会、海域の機の農村振見局長が別に定める被害防止活が見援事業の広域才ののよりを事業の広域を関係を動き投事業の無力を持ちれる。関係を助力を対しては、後活動整りを対して支援事業のでは、なるで、関係を助力を対した。では、なるで、関係を助力を対して、大学を活したのといったは、活動を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、			
工 被害防止対策に係場関の連携体制の標案			
関の連携体制の構築 オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価 カ その他必要項を実施できるもいとする。なおもを遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の2の鳥獣被害師が良好事業の広域捕獲(有害補海)、本要領本文第2の3島獣を害が強力を関係を受けることはできないの鳥獣被所害が強を受けることはできないの名の担保所をの担い事がの担いまするが、実施を関係を対してのと変が多数までの担いがある。アは維研をされた鳥獣の者で機成の担い事がも対して実施が関係を対しているの者で構成の担い事がも対して実施が関係を対しているの者で構成を行うための支施をがある場がの者がある。のとは一般を対しているの者で機成の担い事がある。のとは一般を対しているの者で機成の力がある。の技能研修のされた鳥獣の者を指しているの者で機成の力がある。のとは一般を対している。のとする。のとする。のを主意を変しては、とというな多の情報を行うためのなった。対域を行うためのなるが構成を行うためのなるが構変を有いまないの者で機を有いるものないな等の情報を行うためのない。対域を行うためのなるが、対域を行うためのなる。をは、変を有いるのと対域を行うためのなる。をは、変を有いるのとする。のとする。のを主意を変しては、ないのと関係を有いるの、というなが、は、なるものとする。をは、ない、関係を有いるの、関連をを有いるの、関連をを有いるの、関連をを行うるものないた。というなが、は、なるものとする。というなが、は、なるもの、というなが、は、なるもの、というなが、は、なるもの、というなが、は、なるもの、というなが、は、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	į		
東 業実施状況の把握及び事業成果の経過を主事項			
②有害捕獲 次に掲げる事項を実施できるも のとする。なお、を遵守し、安全を 確保した上で実施するものとす る。また、本要領本文第2の2の 鳥歌被害防止都道帝用、民域補養 (有害捕獲)、太域情養活動支援事業の広域捕獲(有害捕獲)、太域情養活動支援事業の広域補獲(有害捕獲)、太域情養活動支援事業の広域補種(個65の鳥散被害間獲として支とする。 ア 農林漁業者、職員の担い手として実施を受けることはできないものなとでもの表を書捕獲との表の相談を書助推進して支とする。 ア 農林漁業者、職員等を表して、 (1) 被害緊害助此降が行事をの担い手として病を受けるの担い手として病をの担い手として病をの担い手として病をの力を経費での取れに要がいる鳥散の者で構成される鳥散の者で構成される鳥散の者で構成される鳥散の者での機能がある鳥なの者での表に対して、次で付者者方にで、次で付着者を有するでの財産が高速を対して、次で付着者を有する。 ア 大学を企う場には、次に掲げるとおりない。 (2) を書物のとといるのない。 (3) 被害防止 (4) を表して、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、 (5) を対し、	İ		
②有害捕獲 ②有害捕獲 次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、適等で全をで発生の場所に受した上で実施するものとする。また、本要領本で第2のとの鳥歌被害防止邪道府県店動支援事業の広域捕獲(有害捕疫場)をおりとする。また、本の領土を接近、大阪の大阪・大阪の大阪・大阪の大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	1		
②有害捕獲 次に掲げる事項を実施獲定さる。なお、有害捕獲にできる。なお、有害捕獲については、関係法令を避守し、安とを一 確保した上で実施する。また、本要領所以上で、要を主意、また、本要領所以上で、要要領本文第2の事業の人間、大に掲げるといる。また、本要領所以上、大に掲げるといる。また、本要領所以上、大に掲げるといる。また、本要領所以上、大に掲げるといる。とで、大に関係法令を受けるの事業ののが、大に掲げるというの鳥獣被害防止緊急捕獲にで支援事業ののな域す獲との方の鳥獣被害防止緊急補援の担い手として、大けでものの場所をで、大は、大に視さるのない。 ア 農林漁業者、農職員等をおるの方を費については、大けでものが、大けでものが、大けでものが、大けでものが、大けでものが、大けでものが、大けでものが、大けでものが、大は、大きを有が、大けでものが、大は、大きを有が、大けでものが、大は、大きを有が、大けでものが、大は、大きを有が、大けでものが、大は、大きを有が、大けでものが、大は、大きを有が、大けでものが、大は、大きを有が、大は、大きを有が、大は、大きを有が、大は、大きを有が、大は、大きを有が、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを、大きを			
のとする。なお、有害捕獲については、関係法令を適すし、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道所見無が重視をしている。また、本要領本文第2の3のの数種が見失いに掲げるとおりを要素の広域捕獲(有害捕獲)、本調を選手業の広域捕獲(有害捕獲)、本調を選手業の広域捕獲(有害・動力を接触を支援事業の方式を書き、というの人間では、次に掲げるの人間では、次に掲げるの人間で表している。。 ア 農林漁業者、農林水産業団体の大力を発力では、大学で掲げるものなどで表した。のおででは、大学で表して、のなどで表して、の方ででは、大学で表して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	②有宝埔獾		1 亜細別表の区分・事業種
では、関係法令を連守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道所県活動支援事業の広域補獲(有害補獲)、広域補獲(有害補獲)、広域補獲(有害補獲)、広域機等防止活動推進におりと事業の有害補獲と重複してのとうる。 ア 農林漁業者、農林水産業団体文は三とはできなれらの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの者で構成されたの方にの方にが変なが、対策を行うための技術が開発として、方経者を有いて、次付できるの技能研修の実施の方にがある。有資格者が1名、方名有する市域を全で効果的に補獲を行うための技術構成を整備による捕獲を全で効果の方に対域を表現構獲を行うための技術と対象が等のは構獲を行うための対策を用した連上が、方経者を有さる事態を対して、次付できる。方とする。ア は 1 市町は 1 を 2 以上 2 を 3 を 4 で 4 以上 5 を 4 市 5 を 4 で 4 以上 5 を 4 市 5 を 4 で 5 を 4 市 5 を 4 で 5 を 4 で 5 を 4 市 5 を 4 で 5 を 4 で 5 を 4 で 5 を 4 で 5 を 4 で 5 を 4 で 5 を 4 で 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5			
確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止部道府県活動支援事業の広域捕獲(有害捕獲)、大に掲げるとおりとする。 「大等を活用した追上げ・追班がの実施、では、大等を活用した追上が、たりとする。」 「大等を活用した追上げ・追班がの実施、できる。」で、大等を活用した追上げ・追班・等の取組に要するを有いる。」で、大等を活用した追上が・追数を持ちいる。。」とする。 「大等を活用した追上げ・追払いの実施、影響作物・忌避するをあって、は1がの限度額は、202名をするが、実施政策を有するとする。」とする。。 「大等を活用した追上げ・追払いの実施、影響作物・忌避する特別に定ちるとする。」をする。(1)被害緊急対応型におりとする。(1)被害緊急対応型にあって、は一般事業の対応型にある。で、大いに掲げるとさるが、実施政策を有するものとする。のとする。 「大等を活用した追上げ・追払いの実施、影響作物・忌避する時間を発して、大いに掲げるとないのとする。」をする。有資格者が1名とない実施政策を有する有情機を行うための技術講習会等に関する場所を対して、大に掲げるとない、大に掲げるとする。 「大等を活用した追上げ・追払いの実施、影響作物・忌避する特別に対して、大いに掲げるとない、大いに掲げるとない、大に掲げるとない、大に掲げるとない、大に掲げるとない、大に掲げる事業のは、200千円以内とする。 「大等を活用した追上げ・追払いの実施、高避作物・忌避する。」(1)の③のの取組に要する。 「大等を活用した追上げ・追払いの実施、高避作物・忌避する。 「人はないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな			
る。また、本要領本文第2の2の 鳥散被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲(有害捕獲)、本 質の大家第2の3の都道府県広域捕 獲活動支援事業の広域捕獲(個体 数調整)及び本要領土獲第205 の鳥散被害防止と重義して可力。 の鳥歌被害防止活動技援事業の有害捕獲して支援す業の有害捕獲としてもなしる。 ア 農林漁業者、農林水産業団 体又は市町村の職員等をための技能研修される鳥散の捕獲 体制の整備 イ 農林水産産業等に係る被害な、 が実が自身をが変が変が変ができるための技能研修される鳥散の捕獲 体制の整備 イ 農林、産業等に係る被害を 及ぼす鳥計のを生息状である。 方とかの技術講習会等に係る 精獲の安全実施に向けた技術の 普及 エ 捕獲された鳥獣の整備による 捕獲の方倉務者が20名 大窓の方後精滞である時数の 方をの方技術議ではある。 で対してきるが表現できるも の技術講習会等に係る被害を 及ぼす鳥計の整備による 指獲の方名有資格者が40年の 関度額は1,000千円以内とする。 大路の方後所は変れた鳥獣の 大路を有する研修的 実施並がに抗後された鳥獣の 大路を全実施に向けた技術の 普及 エ 捕獲の有資格者が50名 実施がの大路ではある時間である時間である時間である。 で対してできるも のとする。 がは1,000千円以内とする。 大路の有資格者が20名 実施な1,000千円以内とする。 本 1 推獲の有資格者が20名 実施な1,000千円以内とする。 本 1 推獲の有資格者が20名 以上の有資格者が20名 以上の千円以内とする。 本 1 推獲の有資格者が20名 以上の100千円以内とする。 本 1 推獲の有資格者が20名 以上を存在する実施隊を有 する市町村の限度額は3,0 の4 円以内とする。 本 1 推獲の有資格者が20名 以上を存在する実施隊を有 する市町村の限度額は3,0 の4 円以内とする。 本 1 推獲の有資格者が20名 以上を下るの4 に対している。 本 1 推獲の有資格者が20名 以上を下の4 に対している。 本 1 推進の有資格者が20名 以上を下の4 でする。 がは100千円以内とする。 本 1 推進の有資格者が20名 以上を下の4 に対している。 本 1 推進の有資格者が20名 以上を下の4 に対しているがは1 におさいを表した。 を 1 がとの4 に対している。 本 1 は 2 がとの4 に対している。 本 2 がとの4 に対している。 本 1 は 2 がとの4 に対している。 本 2 がよの4 で 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 は 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 は 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 は 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 は 2 がよの4 で 3 に対している。 本 2 がよの4 で 3 に対している。 は 3 がよの4 で 4 に対している。 本 3 がよの4 で 4 に対している。 本 4 に対している。 本 4 に対している。 本 4 に対している。 本 4 に対している。 は 3 がよの4 で 4 に対している。 を 4 に対している。 は 3 がよの4 で 4 に対している。 本 4 に対している。 本 4 に対している。 本 4 に対している。 は 3 がよのものものものもの。 も 4 に対している。 本 4 に対している。 は 4 に対している。 本 4 に対している。 は 4 に対している。 な 4 に対している。 は 4 に対している。 な 4 に対している。 な 4 に対している。 な 4 に対している。 は 4 に対している。 な 4 に対している。 は 4 に対している。 は 4 に対している。 な 4 に対している。 は 4 に対している。 は 4 に対している。 は 4 に対している。 は 4 に対している。 は 4 に対している。 は 4 に対している。 は 4 に対している。 は 4 に対しないる。 は 4 に対			
鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広城捕獲(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広城捕獲活動支援事業の広城捕獲(個情報 とおりと野、一大等を活用した追上が・追野、一大等を活用した追上が・追班の実施及野、の名では、1)被害事での個別の場所を対した。の者で構成される鳥獣の者では、一方とで表して、一方と、一方と、一方と、一方と、一方と、一方と、一方と、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に			
業の広域捕獲(有害捕獲)、本要 領本文第2の3の都道府県広城捕 獲活動支援事業の広域捕獲(個体 数調整)及び本要領本文第2の5 の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援 事業の有害捕獲と重複して支援を 受けることはできないものとする。 ア 農林漁業者、農林水産業団 体又は市町村の職員等を捕獲 の担い手をしの実施及びにものとするが、次付できるものと能研修成される鳥獣の相後 体制の整備 イ 農林水産業等に係る被害を 及ぼす鳥獣の生息状況調査、 捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による 捕獲を行うために必要な箱わな等のは構獲機材の整備による 捕獲を行うために必要な箱わな等のが構獲機材の整備による 捕獲を行うために必要な箱わな等のがよる。有資格者が1名 以上第後の方を全息が、調査の有資格者が1名 実施隊の安全実施に関けた技術の 普及 エ 捕獲された鳥獣のの実施並びに推獲されて原度額は1,000千円以内とする。 方 後の安全実施に関けるよの所とする。 方 演獲の有資格者が5名 実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。 方 捕獲の有資格者が5名 実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。 方 捕獲の有資格者が20名 実施隊を有する。	į į		
領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲(個体数開整)及び本質領本文第2の5の鳥歌被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。 ア 農林漁業者、農林水産業間係の担い下手として育成がこれらの者で構成される鳥獣の指導を加速を制度を加速を引き、方経費がある。 ア 農林漁業者、農林水産業債の担い手として育成がこれらの者で構成される鳥獣の指導を不住して変ができるもの技能研成される鳥獣の整備による捕獲を行うための技術講習会等による補獲を行うための技術講響を行うための安全実施に向けた技術の普及エ 捕獲された鳥獣の少理加工に要する技能に関するた鳥獣の力を実施並びに捕獲を行うための大変でが講習会等による。			
獲活動支援事業の広域捕獲(個体数調整)及び本要領本文第2の5の鳥獣被害防止窓舗獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。 ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員を重複して育成するための技能研成される鳥獣の捕獲体制の整備を可整体を関係を有する市町村の限を指獲を行うための技能研域を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲をで効果的に捕獲を行うためのと支術講習合等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関するとは前後を有する市町村の限度額は500千円以内とする。			· -
数調整)及び本要領本文第2の5の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。 ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲を相の整備 イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲の安全実施に向けた技術の普及 エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。 ア 捕獲の有資格者が1名 以上、5名 有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。 対 捕獲の有資格者が5名 以上、604 未満市町村の限度額は1,000千円以内とする。 実施並びに捕獲を行うための技術講習会等による 地上、204 未満市町村の限度額は1,000千円以内とする。 で 捕獲の有資格者が5名 以上、64 表 有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。	i i		
の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援 事業の有害捕獲と重複して支援を 受けることはできないものとする。 ア 農林漁業者、農林水産業団 体又は市町村の職員等を捕獲 の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲 体制の整備 イ 農林水産業等に係る被害を 及ぼす鳥獣の生息状況調査、 捕獲を行うために必要な箱もわな等の捕獲機材の整備による 捕獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及 工 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関するのとする。 工 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立 次に掲げる事項を実施できるものとする。ア 大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避			
事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。 ア 農林漁業者、農林水産業団体又は1 市町村当たりの限度額としてう経費については1 市町村当たりの限度額としてきるもの技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の措獲体制の整備イ農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲ウ安全実施に向けた技術の普及で会実施に向けた技術の普及変生実施に向けた技術の書をの安全実施に向けた技術の書を用いた商品の開発及び販売・流通経路の独理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立とする。 ③被害防除 「変を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避	į		
受けることはできないものとする。 ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施できるもの者で構成される鳥獣の相獲体制の整備 イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱をが変の捕獲機材の整備による捕獲ウ安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会所はよるの方を実施に向けた技術の普及エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施がびに捕獲された鳥獣の場所と対象が変更を発して、変を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。カー 捕獲の有資格者が5名実施隊を有する市町村の販度額は1,000千円以内とする。カー 横渡された鳥獣の場所を形成の大きを開いた商品の開発及び販売・流通経路の確立ない、大に掲げる事項を実施できるものとする。ア 大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避 (1)の⑤の取組に要す	ļ		
る。 ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備イ農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な結構獲を行うために必要な指獲を可力を強力を等の捕獲機材の整備による捕獲ウ安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向向けた技術の普及エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施がでは捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施がでは捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施がでは捕獲された鳥獣のの方等を用いた商品の開発及び販売・流過経路の確立 次に掲げる事項を実施できるものとする。ア 大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避 経費・事業内容の欄の (1)の⑤の取組に要す			
ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす急時の生態状況調査捕獲を有りために必要な箱力な等の捕獲機材の整備による捕獲ウ安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施をがに捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施がびに捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施がびに捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施がびに捕獲された鳥獣の販売・流通経路の確立 エ 捕獲の有資格者が20名 実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。 エ 捕獲の有資格者が20名 実施できるもの完施がでいる場所である。 本 指獲の有資格者が20名 大に掲げる事項を実施できるものとする。 ア 大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避 は1 市町村当たりの限度額は500千円以内とする。 オ 経費・事業内容の欄の1 の⑤の取組に要す	į į		
体又は市町村の職員等を捕獲 の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲 体制の整備 イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生産と状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及 エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲さる時間を入事並びに捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研究を用いたた鳥獣の処理加工に要する技能に関する研究を用いた鳥獣の処理加工に要する技能に関する研究を用いた鳥獣の処理がある。 エ 捕獲された鳥獣の処理がある。			
の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備 イ農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲 ウ安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及工捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣のの大きを用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立 ・次に掲げる事項を実施できるものとする。 ア大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避			
の技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備 イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立 次に掲げる事項を実施できるものとする。ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避 のとする。 オ 経費・事業内容の欄のして、の⑤の取組に要す	<u> </u>		
の者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備 イ農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲の方を全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及エ捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立とでもる。ア大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避			–
体制の整備 イ 農林水産業等に係る被害を 及ぼす鳥獣の生息状況調査、 捕獲を行うために必要な箱わ な等の捕獲機材の整備による 捕獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行う ための技術講習会等による捕 獲の安全実施に向けた技術の 普及 エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣のの実施並びに捕獲された鳥獣の関度額は2,000千円以内とする。 エ 捕獲された鳥獣のの大路である。	į		, - 0
イ 農林水産業等に係る被害を 及ぼす鳥獣の生息状況調査、 捕獲を行うために必要な箱わ な等の捕獲機材の整備による 捕獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行う ための技術講習会等による捕 獲の安全実施に向けた技術の 普及 エ 捕獲された鳥獣の処理加工 に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 実施並びに捕獲された鳥獣の 実施がを有する市町村の 限度額は1,000千円以内と する。 ウ 捕獲の有資格者が5名 以上、20名未満存在する 実施隊を有する市町村の 限度額は2,000千円以内と する。 実施隊を有する市町村の 限度額は2,000千円以内と する。 実施隊を有する市町村の 限度額は2,000千円以内と する。 実施隊を有する市町村の 限度額は2,000千円以内と する。 大に掲げる事項を実施できるも のとする。 ア 大等を活用した追上げ・追 払いの実施、忌避作物・忌避	ļ	than a data the	
及ぼす鳥獣の生息状況調査、 捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による 捕獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行う ための技術講習会等による捕 獲の安全実施に向けた技術の 普及 工 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 肉等を用いた商品の開発及び 販売・流通経路の確立 ③被害防除 ③被害防除 のとする。 ア 大等を活用した追上げ・追 払いの実施、忌避作物・忌避			
#獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲 以上、5名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は1,000千円以内とする。 ウ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する普及 エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の限度額は2,000千円以内とする。 実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。 エ 捕獲の有資格者が20名販売・流通経路の確立 次に掲げる事項を実施できるものとする。 エ 大等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避 (1)の⑤の取組に要す	į		
な等の捕獲機材の整備による 捕獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行う ための技術講習会等による捕 獲の安全実施に向けた技術の 普及 工 捕獲された鳥獣の処理加工 に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 実施がでは捕獲された鳥獣の 東施がでは捕獲された鳥獣の 大に掲げる事項を実施できるも のとする。 ア 大等を活用した追上げ・追 払いの実施、忌避作物・忌避			
#獲 ウ 安全で効果的に捕獲を行う ための技術講習会等による捕 獲の安全実施に向けた技術の 普及 工 捕獲された鳥獣の処理加工 に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 実施並びに捕獲された鳥獣の 肉等を用いた商品の開発及び 販売・流通経路の確立 ③被害防除 次に掲げる事項を実施できるも のとする。 ア 犬等を活用した追上げ・追 払いの実施、忌避作物・忌避	į į		
ウ 安全で効果的に捕獲を行う ための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の 普及 エ 捕獲された鳥獣の処理加工 に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 肉等を用いた商品の開発及び 販売・流通経路の確立 ③被害防除 次に掲げる事項を実施できるものとする。 ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避 限度額は1,000千円以内とする。 ウ 捕獲の有資格者が5名以上、20名未満存在する実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。 エ 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。 イ 経費・事業内容の欄の 1005の取組に要す	ļ		
ための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の		****	
 獲の安全実施に向けた技術の 普及 工 捕獲された鳥獣の処理加工 に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 肉等を用いた商品の開発及び 販売・流通経路の確立 ③被害防除 次に掲げる事項を実施できるものとする。 ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避 ウ 捕獲の有資格者が5名 以上、20名未満存在する 実施隊を有する市町村の限度額は2,000千円以内とする。 工 捕獲の有資格者が20名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,000千円以内とする。 イ 経費・事業内容の欄の (1)の⑤の取組に要す 	i		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
普及 エ 捕獲された鳥獣の処理加工 に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 肉等を用いた商品の開発及び 販売・流通経路の確立 ③被害防除 次に掲げる事項を実施できるも のとする。 ア 犬等を活用した追上げ・追 払いの実施、忌避作物・忌避 以上、20名未満存在する 実施隊を有する市町村の 限度額は2,000千円以内と する。 エ 捕獲の有資格者が20名 以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は3,0 00千円以内とする。 オ 経費・事業内容の欄の (1)の⑤の取組に要す			
エ 捕獲された鳥獣の処理加工 に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 限度額は2,000千円以内と する。 エ 捕獲の有資格者が20名 販売・流通経路の確立 以上存在する実施隊を有 する市町村の限度額は3,0 のとする。 ア 犬等を活用した追上げ・追 払いの実施、忌避作物・忌避 (1)の⑤の取組に要す			
に要する技能に関する研修の 実施並びに捕獲された鳥獣の 肉等を用いた商品の開発及び 販売・流通経路の確立		, , , , ,	
実施並びに捕獲された鳥獣の 肉等を用いた商品の開発及び 販売・流通経路の確立			
肉等を用いた商品の開発及び 販売・流通経路の確立 以上存在する実施隊を有 ③被害防除 次に掲げる事項を実施できるも のとする。 ア 大等を活用した追上げ・追 オ 経費・事業内容の欄の 払いの実施、忌避作物・忌避 (1)の⑤の取組に要す	į		
販売・流通経路の確立 以上存在する実施隊を有 ③被害防除 次に掲げる事項を実施できるも のとする。 ア 大等を活用した追上げ・追 オ 経費・事業内容の欄の 払いの実施、忌避作物・忌避 (1)の⑤の取組に要す			
③被害防除次に掲げる事項を実施できるものとする。する市町村の限度額は3,000千円以内とする。ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避オ 経費・事業内容の欄の (1)の⑤の取組に要す			
のとする。 00千円以内とする。 7 大等を活用した追上げ・追 オ 経費・事業内容の欄の 払いの実施、忌避作物・忌避 (1)の⑤の取組に要す			1
ア 大等を活用した追上げ・追 オ 経費・事業内容の欄の 払いの実施、忌避作物・忌避 (1)の⑤の取組に要す	③被害防除		
払いの実施、忌避作物・忌避 (1)の⑤の取組に要す		· · · · · ·	I
	!		
資材の導入及び侵入防止柵・ る経費については、アか			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	l i	貸材の導入及び侵入防止柵・	る経費については、アか

管理 対策 対策 材活用

威嚇機材などの被害防止対策 に必要な技術の実証

- 農林水産業等に被害を及ぼ す鳥獣による被害発生状況、 地形、被害防止施設の設置状 況等に関する調査の実施
- ウ イの調査により明らかにな った鳥獣の行動圏、被害防止 対策が必要となる地域等に関 する情報提供、被害防止対策 の技術指導者等の育成研修会 の開催等による被害防止に関 する知識の普及

④生息環境

牛の放牧等による農地等の周辺 における鳥獣緩衝帯の設置、放任 果樹の除去、雑木林の刈払い等に よる里地里山の整備を実施できる ものとする。

⑤サル複合

ニホンザルを対象獣種とし、加 害群等の生息状況調査を行った上 で、サルの群れごとに、捕獲活動、 追払い、追い上げ、侵入防止、技 術実証及び生息環境管理(緩衝帯 の整備、放任果樹除去、雑木林の 刈払い等)の取組の中から2つ以 上の取組をパッケージとして効果 的に組み合わせて行うものとす る。

⑥ クマ複合

直近年のクマ被害金額(ヒグマ、 ツキノワグマ)が、直近5カ年の クマ被害金額を上回った地域を対 象として、生息状況調査及び調査 結果に基づくゾーニング・生息環 境管理(緩衝帯の整備、放任果樹 除去、雑木林の刈払い等)と併せ て、地域研修会、追払い、ICT 機器の導入(出没アラート、遠隔 捕獲機器等)、集落点検の実施と 共有、実施体制の整備(錯誤捕獲 時体制の整備を含む)、出没要因 の調査の取組の中から、1つ以上 の取組をパッケージとして効果的 に行うものとする。

⑦他地域人

都市部等の他地域に居住かつ勤 務する捕獲の有資格者を実施隊の 構成員として任命し、有害捕獲活 動を2回以上行うものとする。

⑧ I C T 等 新技術の活 用

市町村が作成する被害防止計画 に定める獣種を対象とし、被害低 減に確実に結びつくICT(情報 通信技術)等機材を活用した生息 状況調査、捕獲活動、追払い、侵 入防止及び生息環境管理の取組の 中から2つ以上の取組をパッケー ジとして効果的に組み合わせて行

らエまでの限度額に1,000 千円以内を加算できるも のとする。

- 経費・事業内容の欄の (1)の⑥の取組に要す る経費については、アか らエまでの限度額に、生 息状況調査及び調査結果 に基づくゾーニング・生 息環境管理と併せて、地 域研修会、追払い、IC T機器の導入(出没アラ ート、遠隔捕獲機器等)、 集落点検の実施と共有、 実施体制の整備(錯誤捕 獲時体制の整備を含む。)、 出没要因調査の取組の中 から、1つの取組をパッ ケージとして効果的に行 う場合は1,000千円以内、 2つ以上の取組をパッケ ージとして効果的に行う 場合は2,000千円以内を加 算できるものとする。
- キ 経費・事業内容の欄の (1)の⑦の取組に要す る経費については、アか らエまでの限度額に他地 域に居住する捕獲の有資 格者を実施隊の構成員と して任命し、市町村が定 める被害防止計画に基づ く有害捕獲活動を実施す る者一人当たりに対して1 00千円以内を加算できる ものとする。ただし、1,0 00千円を上限とする。
- 経費・事業内容の欄の (1)の⑧の取組に要す る経費については、上記 アからエまでの限度額に 2,000千円以内を加算でき るものとする。
- (2) 広域連携型にあっては、 被害防止活動推進に要す る経費の1/2以内とす るが、実施隊が行う経費 ・事業内容の欄の(1) の②から④までの取組に 要する経費については1 市町村当たり(1)のア、 イ、ウ、エの額に200千円 を加算した額以内を限度 額として定額交付できる ものとする。

	うものとする。	なお、銃猟の有資格者 が存在する実施隊を有す
		る市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた
		地域において、市町村境界を超えた広域的な捕獲
		を実施する場合、1市町 村当たり(1)のイ、ウ、
		エの額に500千円を加算した額以内を限度額として
		定額交付できるものとす る。 (3)過年度に鳥獣被害防止
		総合支援事業の交付を受けたことのない事業実施
		主体においては、(1) 又 は (2) に代えて、経費
		・事業内容の欄の(1) の①から④までの取組に
		要する経費について、被 害緊急対応型においては 1 市町村当たり2,000千円
		以内((1)のエの場合は 3,000千円以内)、広域連
		携型においては事業実施 主体を構成する1市町村
		当たり2,200千円以内 ((1)のエの場合は3,20 0千円以内)の定額交付を
		受けることができるもの とする。
		なお、銃猟の有資格者 が存在する実施隊を有す
		る市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊
		を有する市町村を含めた 地域において、市町村境 界を超えた広域的な捕獲
		を実施する場合、1市町 村当たり(1)のイ、ウ、
		エの額に500千円を加算した額以内を限度額として
		定額交付できるものとする。
		2 交付率の欄の農村振興局 長が別に定める被害防止活
		動推進における上限単価(消費税を除く。)は、別表2の
(2)実施隊:①大規模緩	野生鳥獣の農地等への出没の軽	2. 推進事業に掲げるとおりとする。 要綱別表の区分・事業種類
特定活動 衛帯整備	減を図るため、野生鳥獣の生息域 と農地との間に植生している樹木	の欄の2の(1)に係る交付

	② ③ 誘 導 横 神 か な 導 入	ことのできる誘導捕獲柵わな (ドロップネット方式を含む。) の整	る上限単価 (消費税を除く。) は、別表 2 の 2. 推進事業に
	1	備に必要な資材の導入を行うもの	
	(3) I C T 等新技術実証	とする。 ICT等を用いた被害低減に確 実に結びつく新技術の実証を実施 できるものとする。	の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるICT等新技術実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。 (1)被害緊急対応型にあっては、1市町村当たり1,00千円以内を限度額として定額交付できるものとする。 (2)広域連携型にあっては、1市町村当たり1,100千円
			以内を限度額として定額
			交付できるものとする。
	(4)農業者団体等民間団体被害防止活動	農業者団体等民間団体が実施隊員の確保・育成等実施隊の体制強化に向けた取組を実施できるものとする。なお、実施隊の体制強化以外の取組は、実施隊の体制強化に取り組む場合に限り実施できるものとする。	要綱別表の区分・事業種類 の欄の2の(1)に係る交付
ŀ	(5)ジビエ¦①販売拡大	捕獲した鳥獣の利活用を推進す	要綱別表の区分・事業種類
	等の利用 支援 拡大に向けた地域 の取組	無後でた鳥歌の利荷用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。 ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上 捕獲技術や処理加工技術、	安欄が扱い区が、事業権類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組における限度額は、1市町村当たり3,000千円以内を限度額として定額

	を完成 を を の進・す等食食、 のの進・す等食食、 ののも消業学のジ、催ののを を ののかと等のが、催ののでで が、 ののかが、 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのかが、 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからない。 でのからい。 でのからない。 でのからない。 でのからい。 でのからい。 でのからない。 でのからい。 でのからない。 でのからい。 でいる。 でいるい。 でいるい。 でいるい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい	の連携 ・連携のでは、 ・連携のでは、 ・連携のでは、 ・でで
②搬 支援	人促進 捕獲した鳥獣を食肉等る施設への搬入を促進す次に掲げる事項を満たす解体機能を有する車両をより導入できるものとすア 導入する車両の能	要綱別表の区分・事業種類の場合に、関の2の(1)に係る交付率側の2の(1)に係る交付率の側の農村振興局長が別に定る。 めるジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち②搬入促進支援における上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2.推進事業に掲げるとおりとする。
(6)鳥獣被 ①実施 害対策集の人材 施隊体制 強化 ②取得支	世隊員 野生鳥獣の捕獲活動の め、市町村に設置された 対策実施隊の隊員等が捕 経験の浅い実施隊員等に JT研修を実施できる る。 現猟銃 銃猟における野生鳥獣 援	上鳥獣被害 の欄の2の(1)に係る交付 護活動の 率の欄の農村振興局長が別に 対し、O を ものとす 制強化のうち①実施隊員の人 材育成における限度額は、1 市町村当たり2,000千円以内 (1か月の上限200千円)を限度額として定額交付できるものとする。

		める鳥獣被害対策実施隊体制 強化のうち②新規猟銃取得支 援における限度額は、1市町
(7)捕獲サポート体制の	市町村が鳥獣被害対策の補助的	要綱別表の区分・事業種類
構築	業務を担う組織(以下「サポート	の欄の2の(1)に係る交付
	隊」という。)を設置する場合に おいて、次に掲げる事項を実施で	率の欄の農村振興局長が別に定める捕獲サポート体制の構
	きるものとする。	築における限度額は、次に掲
	ア サポート隊の作業内容に係る研修、会議等	げるとおりとする。 (1)サポート隊における狩
	つ	(1) リホート隊におりる村 猟免許を保有しない構成
	の取組	員が40名以上となる市町
	① わなの見廻り及び給餌作	村にあっては、1市町村
	業等の捕獲活動に係る補助 的作業	当たり1,000千円以内を限 度額として定額交付でき
	② 追上げ及び追払い等の被	るものとする。
	害防除に係る補助的作業	(2) サポート隊における狩 猟免許を保有しない構成
		開発計を保有しない構成 員が80名以上となる市町
		村にあっては、1市町村
		当たり2,400千円以内を限 度額として定額交付でき
		るものとする。
(8)処理加工施設の人材		要綱別表の区分・事業種類
育成	い手の育成・確保を推進するため、処理加工施設が新たに雇用契	の欄の2の(1)に係る交付 率の欄の農村振興局長が別に
	約をした従業員又はこれから雇用	定める処理加工施設の人材育
	契約をする従業員に対し、自らの	成における限度額は、1施設
	処理加工施設又は先進的な処理加工施設において、衛生的な処理や	当たり1,920千円(1か月の上限160千円)以内を限度額とし
	エ施設において、衛生的な処理や 解体技術の実習、経営ノウハウの	て定額交付できるものとする。
	習得等を図るOJT研修を実施で	
	きるものとする。また、外部で行われる研修会への参加も実施でき	
	るものとする。	
(9) I C T の活用による	ICTの活用により捕獲から処	要綱別表の区分・事業種類
情報管理の効率化	理加工、在庫管理に至るまでの情報管理を効率化する取組を実施で	の欄の2の(1)に係る交付 率の欄の農村振興局長が別に
	きるものとする。	定めるICTの活用による情
		報管理の効率化における限度
		額は、1市町村当たり3,500千 円以内を限度額として定額交
		付できるものとする。

(10)放射性物質影響地域 のジビエ利活用推進	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく出荷制限が指示されている地域において、出荷制限の解除のために必要な検査を実施できるものとする。	の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に 定める放射性物質影響地域の
	30002930	を限度額として定額交付できるものとする。

別表 2

1. 整備事業(要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係)

係) 奴弗,東娄内家	** 中点			
経費・事業内容 (1)鳥獣被¦① 新 規	上限単価ア新規整備			
害防止施整備	獣 種 等	侵入防止柵の	上限単価	上限単価
設 2再編整		種類	(円/m)	(円/m)
備)			(直営施工の資	(左記以外の
I I			材費のみの定額	場合)
			交付の場合)	
	獣種共通	電気柵(1段当たり)	1 4 8	3 9 1
i i		ネット柵	1,090	2,600
	イノシシ	金網柵(ロール状)	1, 970	5, 380
		ワイヤーメッシュ	1, 290	3, 000
		柵(パネル状)		
!	シカ(イノシ	金網柵(ロール状)	2, 790	7, 620
		ワイヤーメッシュ	1, 950	4, 530
	る。)	柵(パネル状)		
į	イ 再編整備	/= 1 7+ / 4m a	1 78 14 /11	
	獣 種 等 	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円/m)	上限単価 (円/m)
		1里 規	(ログ III) (直営施工の資	l l
i			材費のみの定額	
			交付の場合)	<i>""</i> "
	獣種共通	電気柵(1段当たり)	2 5	2 2 5
		ネット柵	192	1, 612
	イノシシ	金網柵(ロール状)	2 9 6	2, 726
		ワイヤーメッシュ 柵 (パネル状)	192	1, 612
į į	シカ(イノシ	金網柵(ロール状)	4 3 0	3, 710
	シ用を兼ね	ワイヤーメッシュ	2 8 6	2, 426
	る。) 柵(パネル状)			
į į		害防止施設の整備に		
		同等以上の機能を有		
!		ュ柵、金網柵につい 強等を実施するもの		を防止するため、
i i		独等を美施するもの 柵については、支柱		・1 11111日初め佰
:		地面との隙間ができ		
į		^{児曲とり} が高べてと ト柵については、鳥		-
	テンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有し			
	するネットとする。			
į į	・ワイ	ヤーメッシュ柵につ	oいては、金網の領	を φ 5 mm以上と
		錆仕様(亜鉛メッキ	., ,	
		柵については、金綿	圏の径をφ2㎜以上	ことし、防錆仕様
	,	メッキ等)とする。		
	· ·	の多獣種に対応する		
		合柵の場合は、それ	してれの上限単価を	たし合わせた合
		限単価とする。 止悔訟と一体的に東	女供な行る 紙道 生な	指揮もかなのは雑
		止施設と一体的に鏨 いては、被害防止施		
		いては、傚書的正加 備については、再編		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	限単価と		正阴で大肥りの形	3年以に別りる上
	以十四〇	/ ° v 0		
<u> </u>	l			

(2)処理加工施設

処理加工施設

	上限単価 (万円/㎡)
食肉利用等施設	24.8
焼却施設	38.1

注:交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

2. 推進事業 (要綱別表の区分・事業種類欄の2の(1)の経費・事業内容欄の1関係)

	表の区分・事業種類懶の)2の(1)の経費・事業	ミ内谷懶の1関係)	
経費・事業内容	上限単価			
(1)被害防止活動推	1. 箱わな			
進		獣 種	上限単価(千円/基)	
~-	(幅×奥行き)		工以「圖(「17)並)	
			1.1.0	
	大型獸用(3 m以下)	主にイノシシ、シカ、	1 1 9	
		クマ(サル用を兼ねる。)		
	中型獣用(2㎡以下)	サル専用	8 8	
		アライグマ、ハクビシ	1 9	
	以下)	ン、ヌートリア等		
			の「刑私悔するよんで	
	_	こは、タヌキ、キツネ等の	の小型動物も含まれる	
	ものとする。			
	注2:箱わなの導入	においては、防錆仕様()	亜鉛メッキ等)の他、	
	捕獲の対象とな	る獣種ごとに以下と同等。	以上の機能を有するも	
		、必要に応じて捕獲環境		
		なの導入を行うものとす	-	
		シカ、クマを対象獣種と	する場合は、最小目唱	
	10 cm 以下、	φ 5 mm 以上とする。		
	サルを対象	獣種とする場合は、最小	目幅 7. 5 cm 以下、	
	φ 3 mm 以上			
	•	、ハクビシン、ヌートリ	ア竿を対象レオる坦今	
		5 cm 以下、φ1. 6 mn	1以上とする。	
	2. くくりわな			
	1 基当たり 1 6	1基当たり16千円とする。		
	3. 囲いわな			
	1 ㎡ 当たり 3 1 千円とする。			
(2)実施隊特定活動		1. 大規模緩衝帯整備導入		
(2) 天施协门之旧勤		1. 入		
	2. 誘導捕獲柵わな導			
	1 ㎡当たり31=	千円とする。		
(5)ジビエ¦②搬入促	1.解体機能を有する	車両のリース導入に対す	る助成額(以下「リー	
等の利用・進支援	ス料助成額」という。) の上限単価		
拡大に向	1 車両当たり15,00			
けた地域	2. リース料助成額の			
		–	L 7	
の取組		次の算式によるものと		
i		額=リース物件購入価格	(消費税抜き)×交付	
	率(1/2以内)			
	ただし、リース物体	件のリース期間を当該リ	ース物件の法定耐用年	
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	はリース期間満了時に残		
		ロス料助成額については		
	• • •	一人科助成領については	、てれて私伙の昇式に	
	よるものとする。			
	また、当該リース	また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定		
	耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する			
	場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算			
<u> </u>				
		式により算出した値のいずれか小さい方とする。 ア リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満		
		ーム期间を当該リース物	件の法正耐用年数未満	
	とする場合			
	・ リース料助成	額=リース物件購入価格	(消費税抜き)×(リ	
•			•	

(6)鳥獣被 ②新規猟 害対策実 銃取得支 施隊体制 援 強化	ース期間÷法定耐用年数)×交付率(1/2以内) イ リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合 ・ リース料助成額=(リース物件購入価格(消費税抜き)-残存価格)×交付率(1/2以内) 事業実施主体は、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。 1. 新規猟銃取得支援の銃購入費助成額の上限単価1丁当たり100千円以内とする。(実施隊員1名当たり1丁の取得に限る。) 2. 銃購入費助成額の算定銃購入費助成額に、次の算式によるものとする。
	 ・ 銃購入費助成額=銃購入費(消費税抜き)×交付率(1/2) 以内)
1 1 1	3. 猟銃を新規取得した実施隊員の要件
	猟銃を新規取得した実施隊員は、次の要件を全て満たすものとす
	る。
	ア 猟銃を購入した日から5年以内に実施隊員として、猟銃による
	有害捕獲に取り組むこと。
	イ 猟銃を購入した日から5年以内に猟銃の所有権を放棄しないこと。

別表3

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況、他計画・近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会、コ項目 推進体制の整・有害捕獲・被害防除・生息環境管理・サル複合対策用・有害捕獲・を地域を対すが表別の政策を対した。 等新技術の系に、大規模が、対対に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力
整備事業(新規整備)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 事業に係る項目 施設の連携 3 事業に係る項目 施設の連携 5 事業に係る項目 施設の連携、事業費、負担区分、受益戸数、複合対策の連携 事業名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、複合対策・がビエスをの対策、のののでは、対策にのがでは、対策をいいが、対策をいいが、対域をいい

	過疎地域等の指定状況 6 食肉利用等施設を整備する場合の項目 予定販売先、予定販売数量
整備事業(再編整備)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村 等との連携 3 再編整備を取り組む場合の項目 既存施設の概要(造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況)、再編整備計画(対象鳥獣、事業費、財産台担盟分分、受益所者、更進の対策・クマ複合対策・受益所者、実施内対策・クランビエ等利活用・1 C T 等新技術実証・労びビエ等利活用・1 C T 等新技術実証・労びビス特活用・1 C T 等新技術実証・労働の利用拡大に向けた地域の取組(販売拡大支援、機関の利用拡大に向けた地域の取組(販売拡大支援、機関の利用拡大に向けた地域の取組(販売拡大支援、機関の利用拡大に向けた地域の取組(販売拡大支援、機関の利用拡大に向けた地域の取組(販売拡大支援、機関の利用拡大に向けた地域の取組(販売拡大支援、機関の利用拡大に向けた地域の取組(取引による情報を必要を表別の対策を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 有害捕獲・強不管の時期・生息環境管理・サル複合対策・クマ複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・大規模緩衝帯整備・の利力にはの取組(を対策を連接をできるが、対域のの取組(を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対して、大規模を対し、対して、大規模を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対

	6	ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組(搬入促進支援) に係る事項 予定販売先、予定販売数量
整備事業	1 2 3 4 5 6	事業実施主体名、構成市町村 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 事業との係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 事業の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の 高業費、維持管理状況、有害捕獲活動の 高業費、維持管理状況、有害捕獲活動の 高業事等与(農獣設等の種類、数量用推進・た。 一体の構変のの。とは、対域の 一体の対策・のでは、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

再編整備計画書

1.	事業実	E施主体等	に係る	項目						
(1)事	業実施主	(体							
(2) 樟	 	•							
(3)事	「業の目的								
Ω	ᆎᆂᇅ	- ப. ∌ி. என்	<i>1</i> 左子,44、							
		5止計画の 8害防止計								
(1 / 1/2	(古別业川	画 V/TE)	又1八701						
(2) 他	 1計画との	連携							
`			× 100							
(3)近	上 隣市町村	等との	連携						
										_
		E備計画等								
(1) 閉	任存施設の	概要							
	造成年	度	施設の構	捧造等			財	産台帳の整	整備状況	
(0) #	(河南/世刊	intri							
(2) 再 対象	F編整備計 受益戸数		実施内容	事業費			A 扣 I I 八		
	鳥獣	· 文益戸数 ※1	受益 面積		尹 耒貫	国庫	都道	負担区分 市町	その他	補助率
	\v23 E\/	<i>→</i> 1	шл у ※ 2			補助	府県費	村費	COPIE	冊切千
			7. 2		円	円	円	円	円	
	※ 1 受	L 益戸数は既る	 存施設造成	 対時の受益戸	l			1.4		<u> </u>
	※ 2 ≢	耳編整備によ	り変更と	なる場合には	は、その面積	漬を記載す	るものと	し、基本的	に費用対象	効果分析に例
	用	する受益面積	iとする。							
(3) 重	F編整備計	画図							
	M. or III	- 401 TJ 211 -1 -	· 게스 && 1	o >= 1#						
4.	他の取	双組及び事	・兼等と	ツ連携						
5.	利用計	上面								
<i>.</i>	1.111111111111111111111111111111111111									
6.	維持管	理								
7.	14-41	コア 畝 供斗	マエトな出し	با ماما						
	一个的	リに登開9	る抽獲	幾材の内容	谷					

8.	有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与	

9.	費用対効果分析	
10.	経済性の評価	
	新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価

別表 4

事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項

- 1 既存の機械・施設(以下「施設等」という。)の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
- 2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
- 3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
- 4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立 に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
- 5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、 総会等で合意を得ていること。
- 5 投資効率(費用対効果)の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率 (費用対効果)が 1.0 以上であること。なお、投資効率(費用対効果)の算定の単位 について、原則として、集落等の地区(1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。)を単位とすること。

再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率(費用 対効果)とすること。

- 7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
- 8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- 9 附帯施設について、不要なものがないこと。
- 10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- 11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
- 12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
- 13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
- 14 適正な収支計画となっていること(収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。)
- 15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
- 16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
- 17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。

- 18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
- 19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
- 20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める 基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
- 21 施行方法の選択が適切にされていること。
- 22 入札の方法に関する知識を有していること。
- 23 地元関係者との合意形成が図られていること。
- 24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 5 推進事業の交付対象経費

	事業の交付対象	
事業区		交付対象経費
推進体制の	会議開催	・ 会場借料、会議用機械器具の借料
整備		・事務用品
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
	71 10 11	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
]	習会	・事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
_		・・研修・講習受講費用及び旅費
		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対す
	査	る賃金(地方公共団体に勤務する者については、報酬・
		給料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・薬品類、調査機材及びその借料
		・調査に従事する者に対する保険代
_		・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動(捕獲個体処理を含む。)への役務要請に対
		する賃金(地方公共団体に勤務する者については、報酬
		・給料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・事務用品、印紙代
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・捕獲に必要な機材(銃を除く。)
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材(銃の保管庫を除
		⟨。)
		・ 止めさし資材、埋設資材
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
		・ 捕獲に従事する者に対する保険代
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
		• 商品開発資材
被害防除	研修会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
		• 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追	・ 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金(地
	上げ	方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員
.		
		手当等)
	,	・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	,	

			・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料
			・ モンキードッグ訓練費用(警察犬訓練所等の訓練士が
			行うものであって、モンキードッグ取扱者(ハンドラー)
			も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー
			参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行
			う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対
			策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。)
			・ 花火、煙火(クマを対象とした追払い、追上げを実施
			する場合に限る。)
			・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代
			・ 車両の借料及びその燃料代
		技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対す
			る賃金(地方公共団体に勤務する者については、報酬・
			給料・職員手当等)
			・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
			• 事務用品、印紙代
			32777777
			 技術実証資材
			・ 書類等の印刷費及び製本費
			・郵便料、電信電話料及び運搬費
		被害状況調	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対す
		查	る賃金(地方公共団体に勤務する者については、報酬・
			給料・職員手当等)
			・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
			· 事務用品、印紙代
			・調査機材及びその借料
			・ 書類等の印刷費及び製本費
			・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
			・ 車両の借料及びその燃料代
ŀ	 上 自 理 培 答	緩衝帯の整	
	理	備、放任果	公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手
		樹除去、雜	当等)
		木林の刈払	
		い等	・ 事務用品、印紙代
			• 請負施工費
			・ 放牧家畜の借料
			・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代
			・ 緩衝帯の整備に必要な資材
			・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
İ	ジビエ等の	販売拡大支	・ 会場借料、会議用機械器具の借料
	利用拡大に		・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び
	向けた地域	1/2	参考文献の購入等に要する経費
	の取組		・ 書類等の印刷費及び製本費
	V ノ 丸X 形丘		
			・郵便料、電信電話料及び運搬費
			・研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、
			打合せ、商談等に要する経費
			・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
			・ 衛生管理認証取得に要する経費
			・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対す
			る賃金(地方公共団体に勤務する者については、報酬・
			給料・職員手当等)

1	1	I deally been by the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to the first and the barrier to
		・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまと
		め等を他の者に委託するために要する経費
		・ 役務費(それだけでは事業の成果としては成り立たな
		い分析、試験等を行う経費)
		· 手数料、印紙代
		・成果発表に必要な経費
		・情報提供や普及啓発に必要な経費
	搬入促進支	
	援	+ 1442 / 2.41
自		・ 専門的知識・技術を提供する者への旅費・謝金
策実施隊体		· 研修教材費
	八的自成	
制強化		· 研修資材費
	女 H 欢 ケ 亡	・事務用品
	新規猟銃取	・ 銃購入費
	得支援	
捕獲サポー		会場借料、会議用機械器具の借料
ト体制の構		・ 事務用品及び印紙代
築		・ 書類の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		• 研修教材費
		・ 捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金(地
		方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員
		手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・作業に従事する者に対する保険代
		・ 重機・車両の借料及び燃料代
		・ 捕獲サポート活動に必要な資材(餌代含む)
処理加工施		・ 専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費
設の人材育		・ 研修会への参加に要する経費
成の人物育		• 研修教材費
7人		7, 12, 7, 1, 7, 1
I C T O I		・ 事務用品
I C T の活		・ ICTシステムの導入費
用による情		・事務用品
報管理の効		
率化		
放射性物質		• 放射性物質検査費用
影響地域の		郵便料、電信電話料及び運搬費
ジビエ利活		・ 消耗品 (サンプリングに係るもの)
用推進		
注 わかに係	ス終餌笙級党員	・ わか経費 施設の維持管理費 捕獲鳥獣の買上経費 捕獲報

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨 金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多 数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要 する経費は、交付対象経費とする取組を除き交付の対象外とする。

別記様式第1号(別記1の第4の1、別記2の第3の1及び2、別記3の第3の1及び2、別記4の第4の1及び2、別記5の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)(都道府県広域捕獲活動支援事業)(鳥獣被害防止対策高度化事業)(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業))の都道府県事業実施計画の協議(変更協議)について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記1の第4の1の(4)(第4の1の(6))(別記2の第3の1(第3の2))(別記3の第3の1(第3の2)(別記4の第4の1(第402))(別記<math>5の第4の1の(4)(第401の(6))の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 当該事業の協議内容がわかる資料を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号(別記1の第5の3、別記5の第5の3関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の事業実施状況報告(令和○○年度)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会等名) 代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記1の第5の3(別記5の第5の3)の規定により、別添の とおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記様式第7号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止総合支援事業)の添付する別添にあっては、別記様式第9号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の添付する別添にあっては、別記5の別記様式第1号とする。

別記様式第3号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止対策高度化事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の評価報告

(令和○○年度)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会等名)

代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記1の第6の1の(2)の規定により、別添のとおり報告す る。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記様式第8号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号(別記1の第6の2関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は ○○県(都道府)知事 殿

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会等名) 代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業 実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告 します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

(様式)被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥		被害防止計画の達成状況								達成率	備考
		獣	田	標	基準年	1	年目	2	年目	3	年目	(%)	
			(年)	度の実	(年)	(年)	(年)		
					績								
					(年)								
被害防	被害金												
止計画	額												
(被害	(千円)												
の軽減													
目標)	被害面												
	積												
	(ha)												

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 - 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

				事	事業実施後の状況 ニューニー										善計	画					
区	分	指	標	目	標	計	画	1	年目	2	年目	3	年目	改	善計	1	年目	2	年目	3 4	年目
						策	定時							画	策定						
				(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)
		利月	目量																		
		(km	、 ha																		
		等)																			
		利月	月率																		
		(%	6)																		
		収支	て差																		
		(千	円)																		
		収支	え率 しんしん																		
		(%	6)																		
		累	積																		
		赤	字																		
		(千	円)																		

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 - 2 収支率は、収入/支出×100とする
 - 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 - 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 - 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と 記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号(別記1の第4の4、別記2の第3の3、別記3の第3の3、別記4の第4の3、別記5の第4の4関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は

○○県(都道府)知事 殿

所在地 団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名 又は 所在地 団体名 (協議会等名) 代表者 又は 〇〇県(都道府)知事 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、 鳥獣被害防止対策高度化事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の 交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画(都道府県計画)に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記1の第4の2、別記2の第3の1、別記3の第3の1、別記4の第4の1、別記5の第4の2関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

I 事業内容

争来質寺					
事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県(都道府)
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)	事業実施年度	令和 年度

管内市町村数		
被害防止計画作成数(協議中含む)	(令和	年 月末時点)

2	農林水産業等	に係る鳥獣被害	の現状と課題
---	--------	---------	--------

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての方針を記述するものとし、記載例を以下に示す。) 上部が発展についています。
「記載例]
「思載例]
「思載例」
「思載の、
「記載例」
「記載の、
「の書籍機に関する事項、
「おきない。
「の書籍機に関する事項、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「特別を持ち、
「

4 県(都道府)の目標 (上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容 (地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

6 都道府県の捕獲計画の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(上記対応方針や近年の捕獲領向等を踏まえ、捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携の考え方、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての考え 方等を具体的に記載すること。

処理経費等(円)

交付金額計(円)

埋設経費

焼却経費

本年度の	都追附県内の	の有害抽獲	計画(又は実	镇)		
対象鳥獣	直近3力年	の有害捕獲	実績(頭数)	有害捕獲計		交付金額
	〇年度	〇年度		画(又は実 績)数(頭 数)	(円/頭・羽)	(14)

	〇年度	〇年度	〇年度	圏(又は美 績)数(頭 数)	(円/頭・羽)	(H)	
							交付金額計(円)
No. of No.	1= rt 10 6- 4	*** +n -t 7 -	1.		•		

注1:必要に応じて行を追加すること。

2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

·不30.女/ (1)推進事業(鳥獸被害防止総合支援事業)概要

別紙1 (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要 別紙2 (3)被害防止計画の概要

(4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

(6)被害防止対策高度化(鳥獣被害防止対策高度化事業)の概要

(7)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要

(事	業の	(円)	(円)					
		区分	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
推注	<u> </u> 	金						
		推進事業(総合支援)						
		都道府県活動支援						
	内訳	広域捕獲活動支援						
		被害防止対策高度化						
		緊急捕獲活動						
整值	備交付	金						

(都道府県附	帯事務費)	(円)
	事業費	交付金	取組内容
附带事務費			(内訳を記載すること。)

1978年 - 「ソイラン・マンス (1978年) 1978年 - 「ソイラン・マンス (1978年) 1978年 -

(別紙1) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

		編											
	5業合計 - ③+ ④)	国庫交付金(円)											
	⑤推進事業合計 (①+②+③+④)	# ※ (E)											ĺ
	푪	国庫交付金(円)											
	4生息環境管理	事業費(田)											
	4	実施内容 の 概要											İ
		国庫交付金(円)											Ī
	③被害防除	事業費 (田)											l
推進事業	3機	実施内容 の 概要											İ
推		対象鳥獣											Ī
		国庫交付金(円)											
	②有害捕獲(*)	事業費											İ
	②有害	実施内容 の 概 要											
		松 編 編											
A LOS CONTRACTOR NOTES AND A CARLO CONTRACTOR AND LINES A	の整備	国 交付金 田(田)											
	①推進体制の整備	98 毒業費											_
		実施内容 人数 の 概 要											_
	実施隊	推演の を発作の を無性の 人											
		設置 (予定) 年月日											Ī
	#無	次区 市分 主の 体種類											l
	無 無 無 無 無	の類 でで の内	\vdash										I
	m H H	古 本 子 子 子											l
	4 大大	・ ************************************											

1	(①+②+③+④+⑤+⑦+ (①+②+③+④+⑤+⑦+ (③)	国 (田) (田)												
	9推進 (1)+2)+(3)+(1)	業無田												
	の活用	国 庫 交付金 (円)												
	®ICT等新技術の活用	業無田												Ī
	®ıc⊤≇	実内概 容 強 の 要												Ī
	新	国文 年金 (日												
	⑦他地域人材活用	業氏												1
	⑦他地	実内概 容 施の要												,
	兼	国交库金印												
	⑥クマ複合対策	業氏												
	.49	実内概 容 施の要												
	無	国交 庫金 E												
	⑤サル複合対策	業無田												
推進事業	(£4)	実内概 容 容 の 要												
推	画	国交庫金田												
	4生息環境管理	業												
	⊕ ±∄	実内概 容 施の要												
		国 (本) (日)												
	为除	業無田												
	③被害防除	実内概 容 施の要												
ĸ		泰 新												
*/ V-		国交库金印												
-	蒦(*)	業氏												
X	②有害捕獲(*)	実内概念をの要												
X X	,	松斯												
こ 七十二日(人)の人(男) (人) はんけん サイト 日	趣刻	国交库金(
±	①推進体制の整備	業無田												
1	①推浄	実内概念を配の要												
	業施	生の 体種類												
		6 K 6 k 7 k 7 k												
-	無	の動	\vdash											_
# # # * *	世世	年 本												
	事 活 来 本 本	(参 (参 (参 (を (を (を (を (を (を (を) (を (を) (を (を) (を (を) (を)									16			

,		٦
(`	ı
,	Ċ	
	1	ı,
(1	ı

			能													
	400	_														
	(9推進事業合計	+9+9+8 +0+8	※ 田													
	聖地域の	推進	国交体。由金(円)													
	(8)放射性物質影響地域の	ギエ利活用	強の要業に													
			実内概 独 容													
	①ICTの活用による情報	り率化	費 西 本 (田)													
	-の活用	管理の対	業無田													
	TDI(I)		庫金 (東内概 施の要													
	⑥処理加工施設の人材育	Ş	(費 国 庫 交付金 (円) (円)													
	理加工族	Б	強の要業に													
•	6位3		西 庫 医 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対													
	体制の															
	⑤補獲サポート体制の構	粠	強の要業に													
	#9		東内概 独合													
		2得支援	国交庫。													
	本制強化	2)新規猟銃取得支援	業氏													
推進事業	f実施隊		実内概 後の 寒													
世界	(1) 鳥獸被害対策実施隊体制強化	人材育成	国交付任金田													
		1)実施隊員の人材育成	業氏													
		1)実施	実内概 容 施の要													
	X組	支援	国 庫 交付金 (田)													
	土地域の月	2)搬入促進支援	業田													
	⑬ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	2)排	実内概 名 容 組 の 要													
	利用拡大	5援	国文 本 中 (田)													
	ボエ郷の	1)販売拡大支援	業無													
	⊜ ∷⁄	1) 販	実内概容 容別の要													
	10.01	Xel	国文 本 中 (田)													
	11年第十年第一〇〇	F #01 17X 11/15	業等													
	£FO16	1010	実内概念 容の要													
•	()	(+)	国交币金币													١.,
	(十/推制物料件)	美感 闺 市	業等円													1 1 1 1
	+ 48		実内概 容 施の要													単刊けっ
	()	(+)	国交 庫金 (元)													r 計 計 計 計
	(単一年) 株様 単一 (サンナン・)	送価イン・	業氏		\dagger											1年1日1
	* 年 担 张心	vas 44 TIII 9	実内概定の要													歌争拉口
			生の 体種類 実内概		+											曲舞 土
		170 条日	区分													17.77
			■ e 氏 e 版													の語語
		世世世	町村名種類種類		+										計	14. 重要の締結にして14. 被事緊急対応判に1 広ば油様判に9を買えせる
	排料	大大	(黎 (黎 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東									17			∜ □	
											_	r /				

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績) (別紙2)

2 事業計画(又は実績)の概要(整備事業)

1 事業実施主体等

		龍																	
			6法指定地 域の有無																
		整備事業の合計 (①+②+③+④)	中田国港 で数当するからから																
		() () () () () () () () () ()	+	Ê															
			# # #	Ê															
			国庫交付金	Ê															
		推案		Ê															
		(4)地域提案	実施内容 の概要																
			新興餐衣																
		と施設	国庫次付金	Ê															
		③捕獲技術高度化施設	禁禁	Ê															
		(2)	実施内容 の概要																
		.)	组	Œ															
		煉却施設(*) (減容化のための施設を含む。)	~	Ē															
		焼却施設 とのための[東 野 野 野 野 田 野																
		(減容(新編業衣																
	②処理加工施設	(ジに 本 を を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の																
	2.机	の設備を含	±	Ê															
		寿施設(*) 製造のため		Ē															
		食肉利用等施設(*) (食肉等を原料とする加工製造のための設備を含む。)	実施内容 単の権限																
整備事業			新報報																
		90	±	Ê															
		等)分(*)		Ê															
		通常補助率(1/2等)分(*)	東部内容 の指策																
	①鳥獣被害防止施設(再編整備)		新豐業																
	侠害防止施 [+	Ê															
	①鳥獣科	(*)		Ê															
		資材費定額分(*)	実施内容 の概要																
		-	新興餐衣																
		ICT	等性 の (×・) (×・)																
			-	Ê															
		通常補助率(1/2等)分(*)	禁禁	Ê															
	(4	有助率(1/	実施内容 の概要																
	①鳥獣被害防止施股(新規整備)	報順	新經驗衣																
(被害防止的		国庫交付	Ê															
	(1) 無機	(*)		Ē															
		資材費定額分(*)	実施内容 事業費 の概要																
			新豐餐衣																
		TOI	等語を の無無の (××)																
		## 	の種類																
⊨		₩ ## G	類																
		構成市町	£ Kr																#
		神樂 東 中体名	(麥里斯羅 会名)																40
	48																		

注7:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

10. 事業実施主体に与事業内的(無数被害防止指数、加頭技術)にどに各地域の有害措護活動(無数務者防止緊急推棄力の有害措護活動(無数務等的上聚急推議天態の有害措護活動(無数務等的上聚分割等)との指数分子を進める際にその措護効率を悪めるため、本語設整確がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別紙2別添に 11. 事業実施主体の種類にしいては、協議会構成員に2.1、協議会構成員でもの農業が過程の機の機構の一般体が抵棄する団体は「3.1、コンソーシアムは「4.2の形力する。

(別紙3) (3)被害防止計画の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 事業実施主体等

3 被害防止計画の概要

								_						
	華													
		(編光)	軽減率 (%)											
	軽減目標	目標值	(〇年度) (ha)											
目標)	被害面積の軽減目標	現状値	(〇年度) (ha)											
被害の軽減目標(被害防止計画の目標)		対象温票												
軽減目標(被)		(編兆)	軽減率 (%)											
被害の	り軽減目標	目標值	(〇年度)											
	被害金額の軽減目標	現状値	(〇年度)											
		対衆 鳥栗												
	無価	の仮												
	₩€	種類												
	横成市町村名	I												+-
事業実施主体名 (参画協議会名)														和

(別紙4) (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 実施体制の整備

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 新技術実証·普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	Ħ	円	
計			

5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

6 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	田

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
 - 2: 事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
 - 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙5) (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概	要
〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)	
_1 事業の目的	

_	字末の目的
Г	
П	
П	
П	
П	
П	
_	

2 計画の作成状況等

第二特定鳥獣管理計画の策定状況及び農林水産業の被害防止を目的とする捕獲が位置付けけられると判断できる記載を抜粋して記入すること。

注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。 2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

4 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況及び有害捕獲の実施状況

| 注:有害捕獲の実施状況については、実施において活用している事業名等を記載すること。

5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容

()) () () () () () () () () (
取組内容	事業費		備考
な利用が	学 未良	国庫交付金)用 行
	Ħ	H	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(0) 生自止汩翮末体

取組内容	市業連		備考
以粒 内谷	事業費	国庫交付金	1
	田	円	
(具体的な内容及び積算)			
âl			

(3)広域捕獲活動(個体数調整)

取組内容
(具体的な内容及び積算)

															A =1			
①有害捕獲							②捕獲個体処理						③事務費(現地確認) 合計 (①+②+ ③)					
対象鳥獣		食肉利 用等仕	上限単価	国庫交付金	捕獲個体を 搬入確認す	備考欄	対象鳥獣		実施内容	字の概要		国庫交付金	実施内容 の概要	国庫交付金		都道府県に よる報奨金 (1頭あたり	都道府県に よる報奨金	備考
	(==)	向け向 けの有	(m (==)	(FI)	る食肉利用 等施設の名 称及び所在			埋 設	埋設を行う 施設の名称	焼 却	焼却を行う 施設の名称	(m)	の似安	(m)		の報奨金	(合計)	
	(頭)	無	(円/頭)	(円)	が及び所在 地				及び所在地		及び所在地	(円)		(円)	(円)	(円)	(円)	
合計	備老の畑の今																	

- 注1: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ割2: 対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。 3: 「食肉利用等仕向け向けの有無」の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合は〇を、それ以外は×を記載すること。

(4)高度捕獲人材育成活動

() [] () []			
取組内容	事業費		備考
4×10円分子	尹未良	国庫交付金	川った
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

(5)総事業質									
事業費	円								
うち国庫交付金	Ħ								

注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付する こと。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

主な対象獣種等(該当する語	部分に〇	を付す。	その他の	場合は馬	1体的獣科	重を記載す	ー					
シカ (積雪あり)	シ	/力 [なし]		<u>/</u> シシ		ル		獣類	そ 0	の他	ı		
助言を受ける専門 専門家の氏名	家の概要	<u> </u>		所属•	専門分野	孙•経験						備考	
使用するICT技術	及びその	活用方法											
事業実施スケジュ [・]	ール(PD	CAサイク	フルに基っ	づいた取締	組となるこ	ことに留意	ますること	:。)					
取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	ſ
											·		
D													
事業実施地区内の	被害の軸	圣減目標	(被害防」	止計画に	基づくこと	に留意っ	すること。)					
) <u>〇〇市</u> 対象獣種	担化体			の軽減目 (〇年度)		咸率	担保体(初	害面積の	の軽減目 (〇年度)		咸率	ſ
刈 家訊性	現 (和) 但((〇千度)	日保旭	(〇千度)	平王 A	<u> </u>	况1八世((〇千茂)	日标吧((〇千度)	工工 半王 //	<u>吹竿</u>	1.
00町													
対象獣種	現状値の			の軽減目 (〇年度)		咸率	現状値(被 (〇年度)	とき面積の 目標値の	の軽減目 (〇年度)	票 軽》	咸率	ſ
00村	1	ネォ	宇金額の	の軽減目	標		<u>. </u>	叔	害而藉の	の軽減目	標		
対象獣種	現状値	(〇年度)	目標値	(〇年度)	軽減	咸率	現状値((〇年度)				咸率	ſ

9 鳥獣被害防止対策高度化事業の内容

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組 内容を

 - 記載の上、参考資料等を添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙7 (7)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

Ī		華									
•		報奨金額総計	+ (E) (®)								
	報奨金額合計	市町村による 報報要金(合計)	(三書編編 (元) (円)								
	報源	都道府県によ 市 る報奨金(合 報)									
-		合計報奨金 都 額 る	(H)								
	1頭あたりの報奨金額	市町村によ 合計 る報奨金	(E)								
	1頭あたり	都道府県に 市町 よる報奨金 る軸	(H)								
ŧ		捕獲計画の 都道 設定根拠 よる									
ļ		等捕獲割	<u> </u>								
ŧ	(6	単価調整等									
	(①+②+①)	補助金額	=								
	③事務費(現地確認)	補助金額	(H)								
	3事務費	実施内容	O 教 淑								
		補助金額	Œ								
			焼却を行う 施設の名称 及び所在地								
	体処理	の概要	集却								
	2)捕獲個体処理	実施内容の概要	埋設を行う 施設の名称 及び所在地								
			埋設								
		数。	1								
		備光檔									
		捕獲個体を 搬入確認す	る食肉利用 等施設の名 称及び所在 地								
		補助金額	Œ								
	①有害捕獲	上限単価									
	⊕		仕向け向けの有無の有無								
		補獲頭数 食	₩								
		松雪雪									
		事業の基準を対象									
有害捕獲)		報 医甲基甲基									
推進事業概要(有害捕獲)	+ + + + + +	中米米高十多 公 (参回店職令	₩								#a

注1:事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

2:備考の機の合計機には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、 同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3:対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

4:「食肉利用等仕向け向けの有無1の種は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合はOを、原子力災害が策等別指置法に基づく野生傷獣肉の摂取制服なは出荷制服が指示されている地域におけるシカ、イソシゾの獣を除く)及び福島県におけるシカ(幼獣を除く)反領を除く)においては立名、それ以外は×を記載すること。

5:単価調整等の方法の欄は、効率的に補獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。

6:捕獲計画の設定規拠の欄については、インシン、エメンカ、エゾンカ、サルの成款の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、安格隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、細の設置状況や捕獲に資 する借じしての活用状況(整備事業で細を設置する場合は必須)等を勘察した上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獣にとに必ず記載すること。

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要(うち、当該施設整備が有害補獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙2別添

事業実施主体名 烏	鳥獣被害防止施設	食肉利用等施設	焼却施設	捕獲技術高度化施設	地域提案
+					
+					
H					
+					
+					
H					
-					
1					
1					
+					
-					
+					
1					
+					
-					
1					
+					
-					
+					
1					
<u> </u>					
1					
$\frac{1}{1}$					
$\frac{1}{2}$					

別記様式第7号(別記1の第5の3、別記2の第4、別記3の第4、別記4の第5、別記5の第5の3関係)

事業費	円	(うち交付金	円)
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)

都道府県名	〇〇県(都道府)
事業実施年度	令和 年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組
(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての計画した方針の実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

D実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)
【記載例】

県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。
〇有害捕獲に関する事項
・捕獲体制の整備[目的: 補獲方法に応じて不足する捕獲機材を養備]
・生息状況調査の実施[目的: 被害を与える鳥獣に応じた精獲機材を整備]
・生息状況調査の実施[目的: 被害を与える鳥獣の生息状況の把握]
〇被害防除に関する事項
・侵入防止柵の整備[目的: 被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]
・追い払い活動の実施[目的: 効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
・被害状況調査の実施[目的: 地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]
〇生息環境管理に関する事項
・緩衝帯の整備[目的: 鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
・ 級衝帯の整備[目的: 鳥獣を寄せ付けない対策として機衝帯を整備]
・ 放任果樹の除法[目的: 地域によき減分策として放任果樹等を除去]

- ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

4 事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

6 都道府県の捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(補獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携状況、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての対応状況等の事業実施状況を決めている。 施状況を具体的に記載すること。)

本年度の都道府県内の有害捕獲実績数

対象鳥獣	直近3カ年の	D有害捕獲実	績(頭数)	実績数(頭		交付金額	
	〇年度	〇年度	〇年度		(円/頭· 羽)	(円)	
							交付金額計(円)

処理経費	等(円)	
埋設経費		
焼却経費		交付金額計(円)
現地確認等経費		

- 注1:必要に応じて行を追加すること。
- 2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要)

- (1)推進事業(鳥獸被害防止総合支援事業)概要
 - 別紙1
- (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要
- (3)被害防止計画の概要
 - 別紙3
- (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要
- 別紙4 (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要
- (6)被害防止対策高度化(鳥獣被害防止対策高度化事業)の概要
- (7) 緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要
 - 別紙7

(事	業σ)経費の配分)					(円)
		区分	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
推泊	主交付	才金						
		推進事業(総合支援)						
		都道府県活動支援						
	内訳	広域捕獲活動支援						
		被害防止対策高度化						
		緊急捕獲活動						
整值	帯交付 かんりょう かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	金						

(都道府県附	帯事務費)		(円)
	事業費	交付金	取組内容	
附帯事務費			(内訳を記載すること。)	1

- 注1
- □ 財料内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。 取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(令和OO年度報告) (別紙1) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

		能												
	⑤推進事業合計 (①+②+③+④)	国庫交付金	(L)											
	(①+(2)	事業費	ĝ											
	種	国庫交付金												
	4)生息環境管理	事業費	Ê											
	®	実 格 を 数 要 数 要												
		国庫交付金	È											
	防除	事業費国	ĝ											-
推進事業	③被害防除	実施内容 の 概 要												-
		女												
		国庫交付金	È											İ
	(*)	事業費	Ê											l
	②有害捕獲(*)	実施内 容の 概 要												
		松 鄉 秦												
	整備	国 庫 交付金	Œ)											
	①推進体制の整備	事業費	È											
	#(I)	実施 容の 概 要												
		人数												
	米斯黎	推演の を発売の を事業・)	è											
		設置 (予定) 年月日												
#		主体の種類												L
		画の内容												ŀ
		の種類回の内容												ł
		日本 名												İ
	b	(参画な職の 田田 (参画な職の 田田 (参画な)												

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は左記入する。 2:事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 3・同時の「2・同時額がない場合には該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「合税額」とそれぞれ記入する。 4:(本)については、単位出生りの単価(例、C円 人か毒・系記載するととは1、、圧発性・配発・配差の上・配発・価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。 5:取組区分欄には、新規事業実施主体の配相は「1、実施隊の取組は「2」を記入する。 6:農業者団体等長所し所体器が正成りこいでは、「有害措援」、接害的除」「生息機質管理・損等にそれぞれ記入する。 7:事業実施主体の種類については、協議会構成員は「2」、協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体は「3」コンソーシアムは「4」を記入する。

ì		1	能												
) —	業合計		国文 中 中 (円)												
	(3)推進事業合計 (3)上第上第上第上第	D+9+	業業田												
			国文 (円) 単金 (円)												
	®放射性物質影響地域	工利活用排	# 												
	®放射性	のジビ	実内概 容 施の要												
	_		国 存 中 田 田 田 日												
	①ICTの活用による情報	型の効率	業氏												
	Фісто	管理	実内概 海の要												
	-		国 女女 田 田 田 田 田 田												
	⑥処理加工施設の人材	育成	業業 田												
	®処理		実内概容 60 裏												
			国 交付(事) (田)												
	⑤捕獲サポート体制の構	鯸	業無												
	⑤捕獲+		実内概 容 徳の要												
		得支援	国文 (田)												
	k制強化	2)新規猟銃取得支援	業所												
無無			実内概 容 徳の要												
推進事業	被害対策	1)実施隊員の人材育成	国 次 (田)												
	(4) 鳥獣	隊員の人	業用												
		1)実施	東内概 容 徳の要												
	取組	支援	国 次付事 田												
	た地域の	2)搬入促進支援	業氏												
	大に向け	2)	実内概念を												
	③ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	く 支援	国 (田 (田 (田)												
	ジピエ等	1)販売拡大支援	業業												
	(3)	1)	実内概能の要												
	28年記	Crit X all	国 及公中 田田(日)												
	温・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	# E												
			東内根 2000 東												
	(*)推遍	HITCH T	国女 田 (田)												
	(*) # # # # # (*)	人死我	場の職業権	-	\parallel										
			連 (単 (型 (型 (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (-									
	信味道 抽雑替わた(*)	11111111111111111111111111111111111111	養 国庫 交付金(円)		-										
	多道 枯葉	105 OF THE 250	大学 とり 中 素 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	1											
			年の 体種類 実内概												
		野条田	公												
	ł	※ 無	e 整 i e を i e を												
		掛出	可村 香 種												
	栅鄉	本本	A 他 動物 (A (A (A (A (A (A (A (A (A (A (A (A (A												合
	i	·福	●靏								Ų	59			

注1:事業の種類については、被害族急対応型は1、広境連務型は2を記入する。 2:事業計画では実績)の内容については、被進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:備考の欄の合計欄には、七人れに係る音響発等事制を制造について、これを課題した場合には1、開発題〇〇円 うち国費〇〇円名、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「舎税額」とそれぞれ記入する。 5、 (本)については、単位当たりの事態(例、〇円イル等)を記載するととは、上級単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載する。 5、 取留の分機には、新規事業所主体の取組で1.1、実施数の取組に2」を応入する。 6: 農業者団体等民間団体複額が上活動については、「有害捕獲」「被害防除」「生息環境管理「捕等にそれぞれ記入する。 7: ジビエ等の計用拡大に向けた地域の政権のうち級入促進支援の取組については、解体能を着する単両の導入により予定される販売先及び販売数量について、実施内容の概要欄に記載すること。

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告) (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 (別約2)

		華北													
			6法指定地 域の有無												
	:	#@ + ⊕ +	中山間地に該当するかろか												ľ
		勝爾・ (① + ② + ③ + ④)	国庫交付金	Œ											
			事業費	Æ											
			国庫交付金	Œ											
		採	事業費	Œ											
		4. 地域振楽	実施内容 の概要												
			外來原表												
		が表	国庫交付金	Œ											-
		③捕獲技術高度化施設	事業費	Œ											Ī
		類類	実施内容 の概要												
		· ·	国庫交付金	Œ											
		焼却施設(*) (減容化のための施設を含む。)	事業費	Œ											Ī
		焼却施設 どのための	実施内容 の概要												Ī
	23/	额	対象局限 3												İ
	②処理加工施設	(°)	ジピエ 老田岩域 に繋当す	0,ED											I
	(2) 極	0の設備を4	士	e E											l
		等施設(*)製造のため	事業費国	Œ											l
		食肉利用とする加工	実施内容 ^項 の概要												-
整備事業		食肉利用等施設(*) (食肉等を原料とする加工製造のための設備を含む。)													-
		(E)		Œ											-
		(*)%(*)	事業費 国庫	Œ											-
		通常補助率(1/2等)分(*)	実施内容 事 の概要												
	(通光補品	無機												
	①鳥獸被害防止施設(再編整備)		国庫交付 対象	Œ											-
	①鳥獣被害	÷	事業費 国庫	Œ											L
		資材費定額分(*)	実施内容 事3 の概要	0											_
		資本													-
			等の 沿用の 右無 (O・x) 対象掲載												
		D.	出版	Œ											l
		(*)	業費国庫	Œ											l
		通常補助率(1/2等)分(*)	実施内容 事業費 の概要	-											l
	・規整備)	通纸補助2	指案 新馬泰拉												-
	①鳥獸被害防止施股(新規整備)			0											
)鳥獸被害[0	費国庫交付金	Ê											
	0	資材費定額分(*)	実施内容 事業費 の概要	Ê											
		資本													
			の対象施費												
		業施体	連 活用の 計用の (・・)												
		※面 ※ 主			$ \cdot $										l
		継の	類												ļ
		植成市町 神水 村夕	£												
		事業実施 主体名 4種目が確	(名 (名 (名												

注: 事業の種類については、被害緊急が存型は1、広域連機型は2を記入する。
3. 音楽の構造には、後輩家急が存型は1、広域連機型は2を記入する。
3. 音楽の構造には、ため内容を記載する。
4. 補援技術高度、関係の同じついて対し、機工事業を解析業が、体の場合には1、整備事業の場合には、その内容を記載する。
5. 音楽様電的体質を記載する。
4. 補援技術高度、施収しついて対し、表情の概念を記載する。
5. 信米指定地域の有無の間に対しては、表情の概念を記載する。
5. 信米指定地域の有無の間に対して、これを通過した場合には「解決額の日子を記する。
5. 信米指定地域の有無のには、たる場合には「保予機関の日子を記載していては、特別を目をしまった(特)を記載する。また。
5. 信米指定地域の有無のには、原外機関の1ついて、これを通過した場合には「除決額の日子を記載の日子を記する。
5. 信米指定地域の有無のには、原外機関の1ついて、これを通過した場合には「除決額の日子を記載の日子を記載の日子を記する。
5. 信米指定地域の有無のには、性に発表を記載した場合には「除決額の日子を記載の「認めら「認めら「認めら「認めら「認めら「認めら「認めら「認めら「認めら」場合」であった(特)を記載する。
5. 信米指定地域の有無のには、自然のは、他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程を記する、「他工程程を記する、「他工程程度、「他工程を記する、「他工程程度、「他工程程度、「他工程程度、「他工程程度」」を認定して、「他工程程度、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程を記述」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」を認定して、「他工程程度」、「他工程程度を認定して、「他工程程度」」
5. 中域工程度を認定して、「他工程度を認定して、「他工程度を認定して、「他工程度」」
6. 中域工程度を認定して、「他工程度を認定して、「他工程度を認定して、「他工程度」」
6. 中域工程度を認定して、「他工程度を認定して、「他工程度」を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度に関係を認定して、他工程度度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程度を認定して、他工程

… 無数状態である。 建設技能である。 状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。 12: 事業実施生体の種類については、協議会体構の員に7.2、協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の襲林漁業関係団体が組織する団体は「3.1 コンソーンアムは「4」を記入する。 - 一番業務の名(鳥獣被害防止施設、地理加工施設、補護技術高度化施設、地域提案)ごとに各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止給合支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の補獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別 紙2別派に整理)

(3)被害防止計画の概要 (別紙3)

		編													
Ī	カ ド ドゥ	尾衛		捕獲頭数											
4 捕獲実績	鳥獣被害防止総合 支援事業での	人 無 無 後 後		松 鄉 職											
		都道府県が目標達 さが見込まれないと 調料した信令の報送	4回した場合の 台湾内容												
ē		都道府県が目標達 成が見込まが2012 成が見込まれないと 調紙: 1・44の 報道	断した場合の理由												
•		42	実績	(〇年度) (ha)											
		操	(備考)	軽減率 (%)											
		被害面積の軽減目標	目標値	(〇年度) (ha)											
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現状値	(〇年度) (ha)											
				松											
			実績	(〇年度)											
		弊	(備考)	軽減率 (%)											
蚤		被害金額の軽減目標	目標値	(〇年度) (万円)											
害防止計画の概要		被	現状値	(〇年度) (万円)											
3 被害防				新 電 大 新 電 大											
		無 本	日の日												
		事業の種類													
三体等		構成市町村名													#
1 事業実施主体等		事業実施主体名。										24			40

注1:事業の種類については、被害素急が反型は1.広境連務型は2を記入する。 2:事業期間の控制については、推進事業を登職事業が一体の場合には、指揮事業の場合には2.整備事業の場合には3を記入する。 3:日森指揮の設定の等の編については、日報を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。 4:捕獲実績は、事業計画の内容・信害措護、サルを含め策、他も地域人材活用、誘導維護・用が3のに1等節技術実証、無數被害防止施設等)ことに記載する。 なお、捕獲実績の対象無数は、イノシン、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその地製類及び馬頭で記載する。

(別紙4) (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 実施体制の整備

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	Ħ	
計			

2 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	田	
計			

3 新技術実証·普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	Ħ	田	
計			

6 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
 - 2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。
 - 3: 事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
 - 4:その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙5) (5) 加 都道府県広場	域捕獲活動支					设告)												
1 事業の目的																		
2 計画の作成	状況等																	
注:第二特定鳥	獣管理計画の第	(定状況)	及び農林水	産業の被害防	止を目的とする	る捕獲が位	置付けけら	れると判断	折できる記載を打	抜粋して記	入すること。							
3 事業の対象	地域																	
注1:事業の対象	象地域となる市民	町村名及	びその市町	村における具	体的な事業実	施範囲を記	入すること											
2:事業実施筆 4 事業の対象:	節囲と協議会等	が被害防	止計画に基	はづき行う有害	捕獲の区分(図	区域、期間	等)を記入す	けること。										
注:有害捕獲の	実施状況につい	ては、実	施において	活用している	事業名等を記	載すること。	1											
5 都道府県広 ¹ (1)実施体制(事業の内	内容															
			取組	内容				1	事業費	国国	交付金	備	考					
(具体的な内容	容及び積算)								円		円							
(3(1) 4) 0.1 1																		
			計	+										j				
(2)生息状況	調査等		T- 45						+- alia +++					Ī				
			取組	内容				-	事業費		☑交付金 円	備	考					
(具体的な内容	容及び積算)																	
			äH															
(3)広域捕獲	活動(個体数調	1整)												•				
									取組内	容								
(具体的な内容	容及び積算)																	
		C	①有害捕獲						②捕獲	個体処理			③事務費	(現地確認)	合計(①+②+	報多	足金額	
対象鳥獣	捕獲頭数	食肉利用等仕	上限単価	国庫交付金	捕獲個体を 搬入確認す る食肉利用	備考欄	対象鳥獣			容の概要	T. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12	国庫交付金	実施内容 の概要	国庫交付金	国庫交付金	都道府県に よる報奨金 (1頭あたり	が追附条による報奨金	備考
	(頭)	向け向 けの有 無	(円/頭)	(円)	等施設の名 称及び所在 地			埋 設	埋設を行う 施設の名称 及び所在地	焼 却	焼却を行う 施設の名称 及び所在地	(円)		(円)	(円)	の報奨金	(Tat)	
	1																	
合計																		
2	: 備考の欄の合 : 対象鳥獣の楣 : 「食肉利用等	は、獣種	(幼獣と成語	獣は区別)ごと	こ記載し、雄と	雌で単価を	分けている	場合は区	別して記載する	こと。1行で	で1獣種とするこ	٤.	こは「該当なし	」と、同税額が	明らかでな	い場合には「	含税額」とそれ	ぞれ記入す
(4)高度捕獲。	人材育成活動		取組	内容				3	事業費			備	考]				
			-nAnΩ1						四		☑交付金 □							

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	A	A	
ät			

円

(5)総事業費事業費

うち国庫交付金 注1:取租内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取租内容を記載の上、参考資料等を添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

	事業の目標													
È	Eな対象獣種等(T 7	5/IL			
	シカ <u>(積雪あり)</u>		/力 <u>雪なし)</u>	17	シシ	י ד	トル	甲型	业獣類	₹(か他 ———			
	カ言を受ける専門 専門家の氏名	家の概要	Ē		正居.	専門分里	3. 終除				ı		備考	
	寺门家の氏石				INI禹 ⁻	サロルキ	·						1 川 行	
/=		T-117.0	工田士 壮								l			
צו	^{使用するICT技術}	IXOでの	泊州刀运	<u> </u>										
事	፤業実施スケジ <i>=</i> 取組内容	L一ル(PD 4月	CAサイク 5 月	カルに基・ 6月	づいた取 7月	組となる: 8月	ことに留意 9月	ますること 10月	<u>:。)</u> 11月	12月	1月	2月	3月	<u> </u>
	双租内台	4月	υ _D	0/3	/ /5	οд	эд	10月	ПЯ	12月	1/3	<u> </u>	νH	
の														
!						<u>.</u>								
	事業実施地区内(○○市	の被害の軸	怪減目標	(被害防.	止計画に	基づくこと	とに留意っ	すること。						
	対象獣種	現状値	<u>₹</u> (○年度)	捜害金額 ┃目標値	の軽減目 (〇年度)	標 軽 軽	減率	現状値	<u>被</u> (○年度)	と害面積(目標値(の軽減目を		咸率	1
	OO町													
>)(対象獣種	現状値			の軽減目 (〇年度)		減率	現状値	(○年度)	害面積(の軽減目 (〇年度)	票 軽:	咸率	1
2)(刀外趴住	SUNIE!	(O+1 <u>X</u>)		(O+1 <u>X</u>)	71.	/ //	NIC.	(O+1 <u>X</u>)		(O+1 <u>Q</u> 7	71.4	/% -	
2)(
	20#					煙			初	害面積の	の軽減目	漂	_6 →	
	OO村	TB / L/ / ±	初	<u> 宇金額</u>	<u>の軽減日</u>	17X	ਦੇ ਹਰ		(0左=1		\sim \sim \sim			
	〇〇村 対象獣種	現状値	<u>被</u> (○年度)	<u>捜害金額</u> ■目標値	の <u>軽減日</u> (〇年度)	軽	減率	現状値	(〇年度)	日標値	(〇年度)	軽	咸率	

9 鳥獣被害防止対策高度化事業の内容

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組 内容を

 - 記載の上、参考資料等を添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙7 (7)緊急補獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告(令和OO年度報告)

ſ		布									
Ì		報奨金額総計	(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c								
	+	る 報奨:	(E)								
	報奨金額合計	市町村による報報を(合計)	((G) × (G) × (F)								
	*	都道府県による 報報の金(合計) 権機を合うを	(全) (五) (五)								
		都道府) 報獎金	野× ⑤								
	2額	合計報奨金 額	(H)								
	1頭あたりの報奨金額	市町村による報奨金	(B) (B)								
	1頭あ	都道府県にする報奨金	(4) (F)								
		捕獲計画の着									
ŀ		4年調整等 捕りの方法 誤									
	<u> </u>	व्या	Ê								
	(⊕ # (⊕+20+3)	補助金額									
	現地確認)	補助金額									
	③事務費(現地確認)	実施内容	S 表 水								
		補助金額	Œ)								
			焼却を行う 施設の名称 及び所在地								
	本処理	の概要	集 型 2								
	②捕獲個体処理	実施内容の概要	埋設を行う 施設の名称 及び所在地								
			埋 設 施調 及7								
		備 兆植 文									
		4 4									
		捕獲個 額 搬入硝	る食肉利用 等施設の名 (円) 等及び所在 地								
	①有害捕獲	1 補助金額									
	① 有	中海留工									
		食肉利用等	仕向け向けの有無の有無								
		補獲頭数	im?								
		校 標 標									
		事業の監禁の									
与害捕獲)		# 好 日本									
推進事業概要(有害捕獲)	1	事業美活王存 名 (参画拉羅令									計
推進	1	# # # # #	<u>,</u>								

注1: 事業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

2: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費稅等相当額について、これを減額した場合には「除稅額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同稅額がない場合には「該当なし」と、

同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3:対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごどに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

4:「食食利用等仕向け向けの有無」の簡は、食め処理等のために施設において被入議認を行う権合はOを、原子力災害対策特別措置法に基づく野生無数の摂取制限又は出荷制限が指示されている地域におけるシカ・インシン(的數を除く) においてはムを、それ以外は×を記載すること。

5:単価調整等の方法の欄は、効率的に補獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。

6:播獲計画の設定根拠の欄については、インシン、ニホンジカ、サルの成骸の場合のみ記載することとし、鳥歌の生息状況、農作物の被害状況、実作物の被害状況、支付金等を活用した鳥獸被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた歌組状況、海年の捕獲状況、構獲の効率化の欧組状況、補適の効率化の欧組状況、補適の効率化の欧組状況、補適の効率化の欧組状況、補適の対率化の欧祖状況、指導の対率化の欧祖状況、指導の対率化の政権状況、相の設置状況や推獲に資する冊としての活用状況、整備事業で補を設置する場合は必須、等を勘案した上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獸ごとに必ず記載すること。

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙2別添

事業実施主体名 鳥獣被害防止施設	食肉利用等施設	焼却施設	捕獲技術高度化施設	地域提案

別記様式第7号別紙2関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

				-	-						-	-	
その他													
事業実施主体等 都道府県における における維持管理 点検・指導状況 状況													
被害が生じた場合 事業実施主体等 事業実施主体等 国の要因と事業実 が講じた設置にか が行っている維持 に施主体等が講じた かる指導内容 管理方法 対応策													
被害が生じた場合 の要因と事業実 施主体等が講じた 対応策													
被害金額(円) ; 被害面積(m ²) 被害量(kg) ;													
国費(円)													
侵入防止柵の種 類・設置距離 類・設置距離													
地区名 竣工年月日 1													
事業実施主体名 市町村名													

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業 (都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止対策高度化事業)及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告 (令和〇〇年度報告) ○○県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況 地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況 被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

		都道府県の評価										
		第三者の意見										
		事業実施主体の評価										
		aim.	達成率									
	被害防止計画の目標と実績	被害面猜	達成率 目標值 実績値									
	被害防止	被害金額	実績値 達									
	*	縦量	目標値 実									
		ε· 	_	(配 銀 例)	(鳥獸被害防止施設)	・構体と山の球形で、インシ、ンガ、サルによる大説、白球等の野球型の接着が多彩していたことが、環境省の指定管理 電影推翻等等 業に通貨しつご、緊急推廣、野東大海・共和には、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	(処理加工施設)	・毒素素価格に対したの名名の優別製の条金の高い、特別が構造の「機能を構造の手が、 はのいた、春和の本の月に近工し、機能の今年の日本では年間の原統領は口角、原光豊にひいう ・毒素素が用すればられてよりでの処理関係とのものでは、他的で展光では中間の原統領は口角、原光豊にひいう ・毒素素が用すればられてませんが、2000年間数というという。 ・毒素素が用すればられてませんが、2000年間数というという。 ・事業素が用すればられる事情機・製化のよう。 の名のよう。 ・素素が用すればられる事情機・製化のよう。 の名のよう。 では、2000年のよう。 中国のよう。 中国のよう。 中国のよう。 中国のよう。 では、2000年のよう。 中国のよう。 では、2000年のようのよう。 では、2000年のようのよう。 では、2000年のようのようのよう。 では、2000年のようのようのようのようのようのようのようのようのようのようのようのようのようの	(姚刘施設)	・毒素液析用計「よける人ソシス及いシカの機の温電製物、合くの、場場が、随後を構造の各名の日産では年間の処理観視はインシンの期、シカの間、各利の任の日に出工、業権後の各利の主要では、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	(捕獲技術高度化施設)	の参照の年度は15人と10人類別 の参加の年度は15人と10人類別 ・事業実施市町村における有害指揮に取り組む鉄弾 有資格者が施設整備前の令和の年度は10人であったが、令和の年の月に竣工し、施 を業実施市町村における有害指揮にあり組む鉄弾 有資格者が施設整備前の令和の年度は10人であったが、令和の年の月に竣工し、施 投撃機後の存成は35人と15人間が ・事業実施市町村におけるイを指揮にある鉄弾研修会参加者が事業実施前の今和の年度は50人であったが、今和の年の月に竣工し、施 設整備後のの年度は75人と25人増加 ・事業実施市町村におけるインジンとかの捕獲顕数(有害抽獲+狩猟+〇〇)が各々58、(100頭-105頭)、10%(150頭-165頭)増加 ・事業実施市町村におけるインジンとかの捕獲顕数(有害抽獲+狩猟+〇〇)が各々58、(100頭-105頭)、10%(150頭-165頭)増加 等
		大 法 表 章 持										
2000		管理主体 供用										
		事業 書										
		事業内容										
! !		粉質	VIII de									
	-	账 章										
	斯	1	(協議会名)									_

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載すること。 2: 都道所県記載実施主体となる鳥獣被害防止が動道所県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。 3: 事業効果に記載を考えに事業達でに事業実施能の主要実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 4: 事業策別集に記録のを考とし、事業を指しましまとのように重要的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 5: 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごなの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 5: 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごをの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道所県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

別記様式第8号関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

406												
事業実施主体等 における維持管理 点検・指導状況 状況												
事業実施主体等 における維持管理 状況												
事業実施主体等 3 が行っている維持 に 管理方法												
被害が生じた場合 の要因と事業実 が講じた設置にか 施主体等が講じた 対応策												
被害金額(円) 被害面積(m²) 被害量(kg)												
国費(円)												
事業費(円)												
侵入防止柵の種 類・設置距離												
竣工年月日												
居区名												
市町村名												
事業実施主体名												

別記様式第9号(別記1の第4の1、別記5の第4の2関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

所在地

団体名 (協議会等名) 代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業(及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業)の実施計画の協議(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業(及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成 20 年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記1の第4の1の(2)(別記1の第4の1の(6))(別記5の第4の1の(2))(別記5の第4の1の(6))の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
 - 2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)

○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域計画(又は実績))関係

1 総括表

事業名 事業内容 事業費 国施交付金 都道府展景 市町村景 その他 一	1 秘伯衣	and Alle I and a	-1-37/		負担区分			ette la
第	事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
1 推進体制の整備		推進事業	円	円	円	円	円	
2 有害捕獲 3 被害的際 4 生息環境管理 5 サル域合対策 6 フマ複合対策 7 他地域人材活用 8 ICT等新技術の活用 ○実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導持護機中なの導入 ○ICT等新技術実証 0 農業者部体与限間は核害防止活動 ○ ジエモの利用版工に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 鳥転被害対策実施は体制域化 1 実施隊員の人材育成 2 新規規裁助機支援 ○ 前機サイー体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性効質影響地域のジエネ活用推進 整備事業 1 鳥散被害的止筋段 2 処理加工施設 (食肉利用等施設)((貸却施設) 3 捕獲技術高度化施設 「(食肉利用等施設) ((貸却施設) 3 捕獲技術高度化施設 「小 計	業	〇被害防止活動推進						
3 被害防除 4 生息環境管理 5 サル複合対策 6 クマ複合対策 7 他地域人材活用 8 IC可輸射技術の活用 ○実施隊特定活動 1 大規模販標帯整備 2 誘導捕獲備わなの導入 ○ICT等新技術完証 ○最素者団体等限間回体被害防止活動 ○ ジェエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 烏素被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規頻散保神支援 ○ 結議者対策と指験 ○ の最被害対策支施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 ② 新規頻散保神支援 ○ 協議サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による特報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (食知施設) 3 補機技術高度化施設 小 計 - - - - - - - - - - - - -		1 推進体制の整備						
4 生息環境管理 5 サル複合対策 6 クマ積合対策 7 他地域人材活用 8 ICT等新技術の活用 0 実施除者に活動 1 大規模級衝帯整備 2 誘導捕獲桶わなの導入 OICT等新技術実証 0 農業者団体等用団団体被害防止活動 0 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 0 島駄散雷対策支援駆体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規張助の得支援 0 指援サポート体制の規整 0 処理加工施設の人材育成 0 ICTの活用によび精験管理の効率化 0 放射性物質影や地域のジビエ利活用権進 整備事業 1 鳥駄被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (境知施設) 3 揚機技術高度化施設 小 計 島脈被害防止性急診 「推進事業 物支援事業 「無能被害防止性急診		2 有害捕獲						
5 サル複合対策 6 クマ複合対策 7 他地域人材活用 8 IOT等新技術の活用 O実能隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 該場補護機わなの導入 OIOT等新技術実証 O 農業者団体等民間団体被害防止活動 O ジピエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 O 島骸被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人村育成 2 新規與航政得支援 O 組襲サポー体制の構築 O 処理加工能設の人材育成 OIOTの居用による情報管理の効率化 O 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥骸被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 高影被害防止婚務 斯維事業 緊急補獲活動		3 被害防除						
6 クマ複合対策 7 他地域人材活用 8 ICT等新技術の活用 O実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導捕機機力なの導入 OICT等等技術実証 O 農業者団体等民間団体被害防止活動 O ジビエ等の利用版大に向けた地域の歌組 1 販売拡入支援 2 搬入促進支援 O 島骸被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規残動物更支援 O 排援サポート体制の構築 O 処理加工能設の人持育成 O 以正の活用による情報管理の効率化 O 放射性頻繁影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 島散被害防止能設 2 処理加工能設 (食肉利用等施設) 3 捕獲技術高度化施設 小		4 生息環境管理						
7 他地域人材活用 8 ICT等新技術の活用 ○実施隊特定活動 1 大規模帳帶整備 2 誘導補獲柵わなの導入 ○ICT等新技術実証 ○ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ ジピエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 島默被害対策美施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規無執取得支援 ○ 開護サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジピエ判活用推進 整備事業 1 鳥歌被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (境知施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 - - - - - - - - - - - - -		5 サル複合対策						
8 ICT等新技術の活用 ○実施隊特定活動 1 大規模級衝帯整備 2 IS等補獲柵わなの導入 ○ICT等新技術実証 ○ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ ジェニ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 IS配抗大支援 2 Mを入促進支援 ○ 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○ 端壁サボー大体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) ((換知施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 高影被害防止緊急補援活動		6 クマ複合対策						
○実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導補援権かなの導入 ○ICTで輸新技術実証 ○農業者団体専民間団体被害防止活動 ○ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○捕獲サポート体制の構築 ○処理加工施設の人特育成 ○ICTの活用による情報管理の効率化 ○放射性検影影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) ((焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 高脈被害防止緊急補援活 撤支援事業 緊急補援活動		7 他地域人材活用						
1 大規模級衝帯整備 2 誘導補獲権わなの導入 〇ICT等新技術実証 ○ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 鳥散被害対策策施隊体制強化 1 実施隊員の人村育成 2 新規頻能取得支援 ○ 結獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼肉油配設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 高歐被害防止緊急補獲活動		8 ICT等新技術の活用						
2 誘導補援柵わなの導入 OICT等新技術実証 ○ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ ジピエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 鳥獣被害対策実施線体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○ 捕獲サボート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジピエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (境知施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計十		〇実施隊特定活動						
○ICT等新技術実証 ○ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 鳥獣被害対策策跳隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○ 捕獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設)((食知施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計		1 大規模緩衝帯整備						
○ 農業者団体等民間団体被害防止活動 ○ ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○ 捕獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設)((食利用等施設)((食利用等施設)((食利用等施設)((食利用等施設)() (烧却施設)() 排獲技術高度化施設 3 捕獲技術高度化施設 小 計		2 誘導捕獲柵わなの導入						
○ ジピエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 鳥散被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○ 捕獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジピエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設 (食肉利用等施設)(焼剤施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 島獣被害防止緊急捕獲活動		OICT等新技術実証						
1 販売拡大支援 2 搬入促進支援 ○ 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○ 捕獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) ((焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計		〇 農業者団体等民間団体被害防止活動						
2 搬入促進支援 〇 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 〇 捕獲サポート体制の構築 〇 処理加工施設の人材育成 〇 ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジピエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (食肉利用等施設) (境和施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計		〇 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組						
○ 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○ 捕獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (境知施設) (境知施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計		1 販売拡大支援						
1 実施隊員の人材育成 2 新規猟銃取得支援 ○ 捕獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獸被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) ((焼却施設) ((焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計		2 搬入促進支援						
2 新規猟銃取得支援 ○ 捕獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計		〇 鳥獸被害対策実施隊体制強化						
○ 捕獲サポート体制の構築 ○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 - 鳥獣被害防止緊急捕獲活動		1 実施隊員の人材育成						
○ 処理加工施設の人材育成 ○ ICTの活用による情報管理の効率化 ○ 放射性物質影響地域のジピエ利活用推進 整備事業 1 鳥獸被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼肉利肥酸) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 - 鳥獸被害防止緊急捕獲活動 - 鳥獸被害防止緊急捕獲活動		2 新規猟銃取得支援						
〇 ICTの活用による情報管理の効率化 〇 放射性物質影響地域のジピエ利活用推進整備事業 1 鳥獸被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼和施設) (焼和施設) (焼和施設) (焼和施設) (カー) 計 計 鳥厭被害防止緊急捕獲活動 下		○ 捕獲サポート体制の構築						
○ 放射性物質影響地域のジピエ利活用推進整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 -		〇 処理加工施設の人材育成						
整備事業		○ ICTの活用による情報管理の効率化						
1 鳥獸被害防止施設 2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (燒和施設) (燒和施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計		〇 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進						
2 処理加工施設 (食肉利用等施設) (燒却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 鳥獸被害防止緊急捕獲活動 「推進事業 緊急捕獲活動		整備事業						
(食肉利用等施設) (焼却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 鳥獣被害防止緊急捕獲活動 「推進事業 緊急捕獲活動								
(炔却施設) 3 捕獲技術高度化施設 小 計 鳥獸被害防止緊急捕獲活動 類支援事業 #進事業 \$\text{\text{R\text{\text{\text{R\text{\text{\text{t\text{\text{\text{R\text{								
3 捕獲技術高度化施設		(食肉利用等施設)						
小 計 鳥獣被害防止緊急捕獲活 動支援事業 緊急捕獲活動								
鳥獣被害防止緊急捕獲活 動支援事業 緊急捕獲活動								
動支援事業		小計						
合 計								
	合	計						

- 注)1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2 事業の目的

3 計画の作成状況

(1)被害防止計画の作成状況

(1) 恢告的正計画の行成人位	
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号) 第4 条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広城市町村城内の市町村 (又はコンソーシアムを構成する市町村) が共同して作成 イ 広城市町村城内の各市町村ごと (又はコンソーシアムを構成する各市町村) が共同して作成	
7 必要申引行数自22年申引行こと(人はモンノーシテムを情度を分百申引行こと)に下版	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注)被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

(2) 他の触束との関連状况	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) 第7 条の2 第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組 を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号) に基づく防除実施計画の作成	

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○ 印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会(又はコンソーシアム)の概要

協議会(又はコンソーシアム)の 名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考
(N) 14-34 A (-1)	2) の目的 如具女際 如佛図牌古光中標の比別が八よう次		

(注)協議会(又はコンソーシアム)の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

[記載例]

O有害捕獲に関する事項

- ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]
- 実施イメージ:農作物被害の多くを占めるOOの捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保(技術向上)のためのOOの捕獲に特化した研修等を実施。 ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]
- 実施イメージ:構築された捕獲体制におけるOOの捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を 実施。
- ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]
- 実施イメージ:OOの捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。

O被害防除に関する事項

- ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]
- 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備(現行整備率50%>目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。
- ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
- 実施イメージ:OOの農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制 (チーム) を構築し、O日に1回程度の定期的な追い払い活動を 実施。
- ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]
- O生息環境管理に関する事項
- ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
- 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯 (Oha) を整備するとともに、地域内の耕作放棄地 (Oha) の刈り払いを実施。
- ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる 対策を実施。

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方等記載すること。

5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

①推進体制に関する実施計画(又は実績)

開催年月日	会議名	内容		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)			P	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 協議会等の活動について記入すること。

②有害捕獲に関する実施計画(又は実績)

ア 狩猟免許の取得

	免許の	取得人							
所属機関の名称	種類	数	内容	事業費	国庫交付金	都 道 府 県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	H	H	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 有害捕獲に関する事項

						負担	旦区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計	- 4 - 45 - 46		TRIB v. v. v. alex VIII. subs lide v. o for ver derr Valle subs 11						

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画(又は実績)

ア 現場技術指導者の育成

					負担区	区分		
所属機関の名称	育成人数	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

1 恢告的标识	1 依古別所に関する事項									
						負担	区分			
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考	
(定額)				円	円	円	円	円		
(1/2以内)										
計										
1		1						I		

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤サル複合対策に関する実施計画(又は実績)

© 77 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													
						負担区	分						
	対象地域	実施時期	内容		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考				
(定額)				円	H	H	H	円					
(1/004)													
(1/2以内)													
計													

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑥クマ複合対策に関する実施計画(又は実績)

対象地域 実施時期	実施時期 内容	事業費	負担区分				一備老	
対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
			円	円	円	円	Ħ	
	対象地域	対象地域 実施時期	対象地域 実施時期 内容		国庫交付金	対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金 都道府県費	対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金 都道府県費 市町村費	対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金 都道府県費 市町村費 その他

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑦他地域人材活用に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

®ICT等新技術の活用に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑨大規模緩衝帯の整備計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑩誘導捕獲柵わなの整備計画(又は実績)

						負担区	☑分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 田	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 整備内容、設置場所の規模 (設置数)、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

®ICT 等新技術実証に関する実施計画 (又は実績)

	(ML(-1X) / D)		1						
						負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
							, ,,,,,,	=	
				H	円	H	円	円	
計			·						
()2-) # 77.40.5	- /\ +m \\	E -t-m-t-t-m	期(*)1. 幸災(*)40. (*) * (*	L					

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

②農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画(又は実績)

多 放米日国11 寸。	MIND II MAIN	77 ALI ILI 297 (- [X]	/ 5人旭时四 (人体人順)						
						負担国	区分		備考
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑬ジビエ等の利用拡大に向けた地域 (販売拡大支援) の取組に関する実施計画 (又は実績)

						負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 国	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	H	円	円	
4.									
計	- A - 407 34 ale 1		100 cm s to the late of the la						

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④ジビエ等の利用拡大に向けた地域(搬入促進支援)の取組に関する実施計画(又は実績)

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
			(事業内容) (販売先/販売数量)	円 ·	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 販売予定先が複数ある場合は、「販売先/販売数量」の行を追加して記載すること。

⑤鳥獣被害対策実施隊体制強化(実施隊員の人材育成)に関する実施計画(又は実績)

						<i>t</i> z. ∔⊓ ⊏	7./\		
1.1 44 - 44 - 445		-1-11-11-11-	,	-1-174		負担区	≦分		711. In
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
					四岸人口亚	11000000000000000000000000000000000000	川門川貝	CANIE	
				円	円	円	円	円	
計									
			In the state of th						

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑩鳥獣被害対策実施隊体制強化 (新規猟銃取得支援) に関する実施計画 (又は実績)

象鳥獣 対象地域 実施時期 内 容		事業費		負担区	区分			
対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
			円	円	円	円	円	
	対象地域	対象地域 実施時期	対象地域 実施時期 内容		国庫交付金	対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金 都道府県費	国庫交付金 都道府県費 市町村費	対象地域 実施時期 内容 事業費 国庫交付金 都道府県費 市町村費 その他

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑰捕獲サポート体制の構築に関する実施計画 (又は実績)

 切捕獲リホート	平削り/再発(こ)	判りる天旭司	四 (入は天順)							
							負担区	☑分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内	容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
					P	円	円	円	円	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

®処理加工施設の人材育成に関する実施計画(又は実績)

	対象地域 室施時期 内 窓				負担区	☑分			
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑨ I C T の活用による情報管理の効率化に関する実施計画(又は実績)

	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			負担区	☑分				
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費国	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

②放射性物質影響地域のジビエ利活用推進に関する実施計画(又は実績)

						負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費国	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

-lamal I fe				地域指定》				中山間地に該当するか否	
市町村名	整備地域	山村	過疎	特農	半島	離島	棚田		備考

- (注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に〇印を記入すること。
 - 2 中山間地に該当するか否かの欄は、6 法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条 第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地 内の平均15度以上の地域(水田地帯を除く)、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19 等計第956号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合はOを記 入すること。

(2)侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	
(注) 數/共計而工程		亜動性工程のなれ 火勢左麻に				

⁽注)整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画(又は実績)

	題	敷供	岩田							
対象鳥獣	整備地域	数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考
				円	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1 m当たり単価、柵の仕様の分かる 資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
 - 4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等の I C T を用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
 - 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け 1 9 生産第 9 4 2 6 号生産局長通知) により算出した、費用対効果分析 (投資効率) に係る資料を添付すること。
 - 6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること(別紙による記載も可)。
 - 7 事業実施状況報告を提出する場合にあっては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及 び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が 生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

(4) 処理加工施設(食肉利用等施設・焼却施設)の整備計画(又は実績)

	受益	受益戸				負担	区分			
対象鳥獣	整備地域	数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考
			(実施内容) (販売先/販売数量)	H	円	H	円	円	%	
計										

- (注) 1 食肉利用等施設の整備の場合は、実施内容欄に販売先及び販売数量を記載するものとし、販売予定先が複数ある場合は、「販売先/販売数量」の行を追加して記載すること。
 - 2 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 3 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 4 処理加工施設 (食肉利用等施設・焼却施設)の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 - 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第94 26号生産局長通知)により算出した、費用対効果分析 (投資効率)に係る資料を添付すること。
 - 6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別紙による記載も可)。

(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画(又は実績)

					負担区分						
整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考		
			円	円	円	円	円	%			
計											

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の図面、設備の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 - 4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け 1 9 生産第 9 4 2 6 号生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 - 5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別紙による記載も可)。

7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の内容

別添2

8 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案) (又は写し)
- (3)被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域計画(又は実績))

(別議2)

	備光										
	報奨金額総計 (9)(=(7)+(8)	ĝ									
丰	打による (((()) 関数×((())	Ē									
報奨金額合計	市町村による 報奨金(合計) (8(=捕獲頭数×⑤)										
	による 学学 (学×色)	ĝ									
	都道府県による 報奨金(合計) ⑦(=捕獲頭数×④)										
	(G) + (G) (G) (G) (G) (G) (G) (G) (G) (G) (G)	<u> </u>									
類	合計報奨金額 ⑥(=④+⑤)										
1頭あたりの報奨金額	市町村による 報奨金(⑤)	Ċ.									
1頭あた	(a) (b) (b) (b)	j									
	都道府県による 報奨金(④)										
	捕獲計画の 設定根拠										
	単価調整等の方法										
会 (①+②+③)	補助金額	<u></u>									
		Ĉ									
③事務費(現地確 認)	4世										
\$#E	金額を指するの数を	ř									
·	補助金										
	焼却を行う施設の名 称及び所在地										
亜	既要 焼却を4										
精獲個体処理	を存む。										
(2)排	実施 埋設を行う施設の 称及び所在地										
	豁	:									
:	参										
	a 本 本 本 本 連 本 本 連 本 本 連 本 を を を を を を を を を を を を を										
	補助金額計	Ē									
:	を 動物の 大型な 本本	2									
	捕獲個体を搬入 確認する食肉利 用等施設の名称 100円のお	1									
華養	補助金額	<u> </u>									
①有害捕獲	上限単価	E C									
	食肉利用等 仕向け向けの 有無	_		_							
	100	3	H								
	捕獲頭数										
	新 職 教 衣										
	事権類の										
	基 引 型 数										
	事業実施主体名 (参画協議会名)										#
	拖踹										

注:事業の種類等については、被害緊急が反型は1、広境連接型は2を記入する。また、都通角素が主要発指主体の場合には「該当なし」と、 電子の期の合料側には、大人人に係る複数等相当額について、これを減倒した場合には「務影観の日子ら国教の〇円子・同校額がない場合には「該当なし」と、 の無数が側かっては、場合には「成分を指型している場合は区別して日報すること。「行で「影理とすること。 3. 対象観が側があっている場合は反照」となってに、当人を通過したいる場合は区別して日報すること。「行で「影理とすること。 4. 「食肉料用等性向け向けの有無」の側には、配子が立めば、必要が実体がは、配金での発出では、原子力災害が策体的指電を行うこと。 5. 推薦計整を対すなの様は、必要にが定数としてに認む、途径行う場合はOを、原子力災害が策体的指電が高子の指数を指すること。 5. 推薦計整を対するの場と、のからに変化していて、機能を行うが通過を行うが表している場合はOを、原子力災害が策体的指数を関係していて、企業を関すること。 5. 推薦計整を対すの機は、20年のに対象を可分減について、機能を行うが通過を行う機を行うを表しての活用状況、機構業で指定を表してのが用状況、変体の影響が表していて、機能をは下の対していて、機能をは下の対していて、機能をは下の対け(機能をで加速すること。 6. 推獲計画を設定を表現することのとの影響を可分減について、機能をはできますることし、最初の生態状況、実体物の推進される、要を活用した場影体響が対策を指数する高度化に向けた設施状況、近年の推復技術の過度の分配数することと、 6. 機能を関係を表現することのと参加に対している。 20年の第にプログラ 20年の第に対している。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる。 20年の第によれる 20年の 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年のの第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 20年の第によれる 2

80

別記様式第9号関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

その他										
事業実施主体等 における維持管理 状況										
事業実施主体等 が行っている維持 管理方法										
事業実施主体等 が講じた設置にか 7 かる指導内容										
被害が生じた場合 の要因と事業実 施主体等が講じた 対応策										
被害金額(円) 被害面積(m²) 被害量(kg)										
国費(円)										
事業費(円)										
侵入防止柵の種 類・設置距離										
竣工年月日										
地区名										
市町村名										
事業実施主体名										

別記様式第10号(別記1の第6の1関係)

被害防止計画目標評価報告書

1.	対象地域及び実施期間
.	

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年 度)の実		達成率(%) A-C/A	備	考
	績値(A)	値(C)	-B		
					•

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4		総合評価	F
_	•		L

1			
(コメント)			

5. 第三者の意見

/ I · · · ·	70:7-		
(コメン	/ト)		

- (注): 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第 6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
 - 2 3の事業効果には、別記様式8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度 化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
 - 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
 - 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ご との鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、 地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面 積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維 持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

別記様式第10号関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

20										
事業実施主体等 における維持管理 状況										
事業実施主体等 事業実施主体等 が行っている維持 における維持管理 管理方法 状況										
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容										
被害が生じた場合 の要因と事業実施 主体等が講じた対 応策										
被害金額(円) 被害面積(m ²) 被害量(kg)										
国費(円)										
事業費(円)										
侵入防止柵の種 類・設置距離										
竣工年月日										
地区名										
市町村名										
事業実施主体名										

(別記2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の内容等

- 1 事業の内容 (要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)関係)
- (1)経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の 開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するも のとする。
 - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
 - イ 事業の目標
 - ウ 都道府県計画の作成・見直し
 - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
 - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - カ その他必要な事項
- (2)経費・事業内容の欄の(2)の「広域捕獲活動(有害捕獲)」については、 次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を 確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防 止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支 援事業の広域捕獲活動(個体数調整)及び本要領本文第2の5の鳥獣被害防 止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできない ものとする。
 - ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として 育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体 制の整備
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止 施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥 獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供
 - ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うため に必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
 - エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に 向けた技術の普及
 - オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 経費・事業内容の欄の(3)の「新技術実証・普及活動」については、大 量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生 息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。
- (4) 経費・事業内容の欄の(4)の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。
- (5)経費・事業内容の欄の(5)の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組」

については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、 展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等 の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

工 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

2 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

- (1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。
- (2) 本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)で対象とし

て扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて 契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管につ いてGLに準拠した内容の契約を交わすこととする。

第2 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)に係る交付率の欄の農村振興局 長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とするが、経費・事業内容の 欄の(5)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加 算できるものとする。
- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の交付率の欄の農村振興局長が 別に定める有害捕獲における上限単価(消費税を除く。)は次に掲げるとおり とする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	1 1 9
中型獣用 (2㎡以下)	サル専用	8 8
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 9

- 注1:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。
- 注2:箱わなの導入においては、防錆仕様(亜鉛メッキ等)の他、捕獲の対象 となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に 応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うもの とする。
 - ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、φ 5以上とする。
 - ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、φ3以上とする。
 - ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅5 cm以下、 φ1.6以上とする。

(2) くくりわな

1基当たり16千円とする。

(3) 囲いわな

1 ㎡当たり31千円とする。

(4) 誘導捕獲柵わな導入

1㎡当たり31千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の上限 単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小 限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとす る。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 第1の3の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画
- (2) 第2の3の地域特認に該当する都道府県計画
- (3) 3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画
- 2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、 都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実 施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重 要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末 日までに、別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとする。

第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年 度に事業の評価を行い、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局 長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要 な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179 号)に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

別表 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の交付対象経費

事業内	勺容	交付対象経費
実施体制の整備	会議開催	会場借料、会議用機械器具の借料
		• 事務用品
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
広域捕獲活動(有	研修会・講習	会場借料、研修用機械器具の借料
害捕獲)	会	・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
	況調査	(地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手
		当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		· 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 薬品類、調査機材及びその借料
		・ 調査に従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動 (捕獲個体処理を含む。) への役務要請に対する賃金
		(地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手
		当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 事務用品、印紙代
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 捕獲に必要な機材(銃を除く。)
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材(銃の保管庫を除く。)
		・ 止めさし資材、埋設資材
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
		・ 捕獲に従事する者に対する保険代
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
		• 商品開発資材
新技術実証·普	研修会	会場借料、研修用機械器具の借料
及活動		• 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金

		• 研修教材費
		・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
		(地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手
		当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 事務用品、印紙代
		• 技術実証資材
		書類等の印刷費及び製本費
		郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
	会	・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・研修・講習受講費用及び旅費
ジビエ等の利用		・ 会場借料、会議用機械器具の賃料
拡大に向けた地		・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文
域の取組		献の購入等に要する経費
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合
		せ、商談等に要する経費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 日々雇用される雑役及び事務及び技術補助員に対する賃金
		(地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手
		当等)
		・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を
		他の者に委託するために要する経費
		・ 役務費(それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、
		試験等を行う経費)
		・ 手数料、印紙代
		・成果発表に必要な経費
		・ 情報提供や普及啓発に必要な経費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、 モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシ ンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。 別記様式第1号(別記2の第4、別記3の第4、別記4の第5関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の 事業実施状況報告(令和○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記2の第4(別記3の第4、別記4の第5)の規定により、 別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

都道府県広域捕獲活動支援事業

第1 事業の内容等

- 1 事業の内容 (要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)関係)
- (1)経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の 開催等により、広域捕獲活動(個体数調整)の実施体制を整備し、次に掲げ る事項について協議するものとする。
 - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
 - イ 事業の目標
 - ウ 都道府県計画(うち都道府県広域捕獲活動支援事業)の作成・見直し
 - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
 - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - カ その他必要な事項
- (2)経費・事業内容の欄の(2)の「生息状況調査等」については、広域捕獲活動(個体数調整)における実施内容の検討に必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。
 - ア 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の生息状況 調査及び被害状況調査

 - ウ ア及びイの分析結果に基づく広域捕獲計画の作成
- (3)経費・事業内容の欄の(3)の「広域捕獲活動(個体数調整)」について は、広域捕獲活動(個体数調整)の実施のために必要な次に掲げる事項を実 施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施す るものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)及び本要領本文第2の5の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

- ア 広域捕獲計画に基づく広域捕獲活動(個体数調整)(市町村からの要請 に基づくものに限る。)
- イ アにより捕獲した個体の処理等
- ウ アにおいて必要な捕獲機材の整備
- (4) 経費・事業内容の欄の(4)の「高度捕獲人材育成活動」については、広域捕獲活動(個体数調整)を進める上で、捕獲従事者を確保するために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。
 - ア 広域捕獲計画に基づく捕獲方法等を習得する目的で行う担い手育成研修 イ 広域捕獲計画に基づく捕獲活動を実施する上で必要となる高度な捕獲技 術を習得する目的で行う捕獲技術高度化施設や捕獲現場における教習・訓 練等
- 2 交付対象経費

- (1) 交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- (2) なお、別表事業内容の欄の広域捕獲活動(個体数調整)のアの経費の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。
 - ア 捕獲確認は、都道府県の職員(確認者(①都道府県知事が認めた市町村の職員、②都道府県が捕獲確認を委託する場合に限り、都道府県知事が認めた委託先の職員、③処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事が認めた処理加工施設の職員を含む。))が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法(現地確認)又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法(搬入確認)を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」を回収するかのいずれかを行う。
 - イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げるものにより、 捕獲個体が本対策の交付対象であることを確実に確認(書類確認)し、別 紙の様式を参考に確認書を作成するものとする。
 - (ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真 (捕獲個体がスプレー等でその識別が可能となるようマーキングされる とともに、原則としてその向きが「右向き」の状態(撮影者から見て捕 獲個体の脚部を下向きに、頭部を右向きにした状態をいう。)で、捕獲 日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。)
 - (イ) 捕獲個体又はその部位(原則として「尾」とする。)
 - ウ CSF(豚熱)に感染した野生イノシシが確認された地域及びCSF(豚熱)に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの(イ)の確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの(ア)の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。
 - エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を 定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

(1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施

するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にする とともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特 性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努める ものとする。

(2)本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第2 交付率

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振興局 長が別に定める定額の限度額は、24,000千円以内とするが、経費・事業内容の 欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加 算できるものとする。

なお、北海道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たり限度額を24,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振興局 長が別に定める広域捕獲活動(個体数調整)における上限単価は次に掲げると おりとする。
- (1) 捕獲活動経費(別表 広域捕獲活動(個体数調整)ア関係)

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価(円/頭)
イノシシ、シカ	共通	18,000
(成獣)		
イノシシ、シカ	共通	2, 000
(幼獣)		

(2) 捕獲機材(別表 広域捕獲活動(個体数調整)ウ関係)(消費税を除く。) ア 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	イノシシ、シカ	119

注:箱わなの導入においては、防錆仕様(亜鉛メッキ等)の他、最小目幅10cm以下、φ5以上と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

イ くくりわな

1基当たり16千円とする。

- ウ囲いわな
 - 1㎡当たり31千円とする。
- エ 誘導捕獲柵わな導入 1 ㎡当たり31千円とする。
- 3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により2の(2)の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 第1の3の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画
- (2) 第2の3の地域特認に該当する都道府県計画
- (3) 3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画
- 2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、 都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実 施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重 要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末 日までに、別記2の別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとする。

第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価し、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聞いた上で、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179 号)に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込み がない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還 することを求めるものとする。

第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度の1年間とする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

別表 都道府県広域捕獲活動支援事業の交付対象経費

事業	内容	交付対象経費					
実施体制の整備		会場借料、会議用機械器具の借料					
		・事務用品					
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金					
		・ 書類等の印刷費及び製本費					
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費					
生息状況調査等		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対す					
		る賃金(地方公共団体に勤務する者については、報酬・					
		給料・職員手当等)					
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金					
		· 事務用品、印紙代					
		・ 書類等の印刷費及び製本費					
		・郵便料、電信電話料及び運搬費					
		・薬品類、調査機材及びその借料					
		・ 調査に従事する者に対する保険代					
		・ 車両の借料及びその燃料代					
広域捕獲活動	ア	・ 個体数調整に係る捕獲活動経費					
(個体数調整)		(個体数調整の許可に基づき捕獲されたものに限る。)					
	イ	・ 捕獲個体の埋設・運搬経費					
		(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)					
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費					
		・ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経					
		費					
	ウ	・ 捕獲に必要な機材(わなに限る。)					
		・ 止め刺し資材					
高度捕獲人材育	成活動	・ 会場借料、研修用機械器具の借料					
		・事務用品及び印紙代					
		・ 書類等の印刷費及び製本費					
		・郵便料、電信電話料及び運搬費					
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金					
		• 研修教材費					
		・ 研修・講習受講費用及び旅費					

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、 モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象とした シンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とす る。

(別紙)

*確認書類受付日	令和 年 月	日
**支払確認月日	令和 年 月	日
所 属	氏 名	確認欄

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・幼獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	捕獲 方法	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

- *確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。
- **支払確認月日は、都道府県が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。
- 注1:「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針」における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、農林水産業に係るイノシシ、シカの被害防止を目的としたものに限る。
 - 2:「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。
 - 3:「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。
 - 4:「捕獲方法」は、銃又はわな(箱わな、くくりわな、その他のいずれか)を記載すること。
 - 5:「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法(「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」)を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。
 - 6:「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類(食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設(減容化のための施設を含む。)は「焼却」)を記載する。
 - 7:書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。
 - 8:複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の分配方法に ついて

令和○年○月○日に実施する個体数調整において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住所	署名欄

注:「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

鳥獸被害防止対策高度化事業

第1 事業の内容等

1 事業の内容(要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)関係)

経費・事業内容の欄の「ICT技術を活用したデータに基づく被害防止活動」については、効果的・効率的な被害対策の実施のため、ICT技術を活用して、加害個体の生息状況や被害発生箇所等のデータを蓄積・地図化等による分析を実施するとともに、対策の効果を点検し、対策の内容を改善する取組を行うものとする。被害対策の実施に当たっては、生息状況等のデータに基づく対策の計画策定、計画に基づく対策の実施、実施した対策の効果を確認・点検し課題を整理、点検を踏まえた対策の改善を行うPDCAサイクルに基づく被害防止の取組を実施するものとする。

2 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表1に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

4 留意事項

- (1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にすることとする。
- (2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害 防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けることとする。
- (3)本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

第2 交付率等

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、1都道府県当たり10,000千円以内とする。

第3 事業実施都道府県の決定等

- 1 事業実施都道府県数 事業を実施する都道府県数は、7都道府県以内とする。
- 2 事業区分

都道府県が実施する事業区分は、主とする対象獣種及び地域特性を考慮し、 以下の区分とし、都道府県が実施する事業区分は1区分とする。

- (1) 主にシカを対象獣種とし、事業実施市町村に豪雪地帯等(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域、同条第2項の規定に基づき指定された地域及びこれらの指定された地域に隣接した市町村をいう。)を含む事業
- (2) 主にシカを対象獣種とし、(1) に該当しない事業
- (3) 主にイノシシを対象獣種とする事業
- (4) 主にサルを対象獣種とする事業
- (5) 主に中型獣類を対象獣種とする事業
- (6) 上記以外の鳥獣を対象鳥獣種とする事業
- 3 事業を実施する都道府県の決定方法

事業を実施する都道府県については、別表2に定める決定基準に基づき都道府県が計画する事業地区の状況や実施内容等を採点する。決定に当たっては、2に定める(1)から(5)までの事業区分を優先し、事業区分ごとに最も高い採点結果となったものを事業実施都道府県に決定する。

さらに、上記で決定した事業実施都道府県を除き、別表2に定める決定基準に基づき都道府県が計画する事業地区の状況や実施内容等を採点し、最も高い採点結果となったものから順に1に定める事業を実施する都道府県数の範囲内で事業実施都道府県を決定する。

なお、農村振興局長は、決定結果について、地方農政局長に通知するものとする。また、地方農政局長は、農村振興局長から通知を受けた場合は、決定結果について、該当する都道府県知事に通知するものとする。

第4 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 第1の3の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画
- (2) 3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画
- 2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、 都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、事業実 施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむ を得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号によ りその理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届 を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末 日までに、別記2の別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価し、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聞いた上で、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179 号)に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度の1年間とする。

第10 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に 定めるところにより交付金を交付するものとする。

第11 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

別表1 鳥獣被害防止対策高度化事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費	
ICT技術を活用したデ	会議開催	会場借料、会議用機械器具の借料	
ータに基づく被害防止活		• 事務用品	
動		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金	
		・ 書類等の印刷費及び製本費	
		郵便料、電信電話料及び運搬費	
	研修会・講習会	会場借料、研修用機械器具の借料	
		事務用品及び印紙代	
		・ 書類等の印刷費及び製本費	
		郵便料、電信電話料及び運搬費	
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金	
		• 研修教材費	
		・ 研修・講習受講費用及び旅費	
	生息•被害状況調	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補	
	查	助員に対する賃金(地方公共団体に勤務する	
		者については、報酬・給料・職員手当等)	
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金	
		· 事務用品、印紙代	
		・ 書類等の印刷費及び製本費	
		郵便料、電信電話料及び運搬費	
		・ 薬品類、調査機材及びその借料	
		・ 調査に従事する者に対する保険代	
		・ 車両の借料及びその燃料代	
	ICT技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補	
		助員に対する賃金(地方公共団体に勤務する	
		者については、報酬・給料・職員手当等)	
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金	
		· 事務用品、印紙代	
		・ 書類等の印刷費及び製本費	
		・ ICT技術を活用した被害対策に資する必	
		要な資材	

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、 モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシ ンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別表 2

51,	J表 2	-		
	審査項目及び取組内容の基準	ポイント		
	1 総合性に関する審査	1.0		
	ア 事業実施地区内の全ての市町村で有害捕獲、被害防除及び生息環境管理に 関する全ての取組が行われる場合	10		
	関する主くの取組が打われる場合 イ 事業実施地区内のいずれかの市町村で有害捕獲、被害防除及び生息環境管	5		
	理に関する全ての取組が行われる場合			
	2 実施体制・実効性に関する審査			
	 ア 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)			
	の編成について			
	(1) 事業実施地区内の全ての市町村で、実施隊を編成している場合	3		
	(2) 事業実施地区内のいずれかの市町村で、実施隊を編成している場合	1		
	イ 実施隊に市町村長から任命された民間の実施隊員の有無について			
	(1) 事業実施地区内の全ての市町村で、民間の実施隊員がいる場合	5		
	(2) 事業実施地区内のいずれかの市町村で、民間の実施隊員がいる場合	3		
	ウ イの実施隊員が地域ぐるみの捕獲活動に取り組む場合			
	(1) 事業実施地区内の全ての市町村で、イの実施隊員が地域ぐるみの捕獲	5		
	活動に取り組む場合			
	(2) 事業実施地区内のいずれかの市町村で、イの実施隊員が地域ぐるみの	3		
	捕獲活動に取り組む場合			
	エ 事業実施地区内の全ての市町村で、令和3年度鳥獣被害防止総合対策交付			
	金のポイント付けにおいて、令和3年度中に実施隊を編成することとして加			
	算(3ポイント)したが、令和3年度中の実施隊の編成ができなかった場合			
	(1) 事業実施地区内の全ての市町村で、エの編成ができなかった場合	- 3		
	(2) 事業実施地区内のいずれかの市町村で、工の編成ができなかった場合	- 1		
	オ 本事業の目標が定量的に定められている場合。	5		
	カ ICT技術を活用した被害防止対策の実施状況			
	(1) 事業実施地区内の全ての市町村で、これまでにICT技術を活用した	10		
	被害防止対策に取り組んでいる場合			
	(2) 事業実施地区内のいずれかの市町村で、これまでにICT技術を活用	5		
	した被害防止対策に取り組んでいる場合			
	キ 本事業で活用を見込むICT技術について			
	(1) 活用を見込む I C T 技術が 3 種類以上の場合	10		
	(2) 活用を見込む I C T 技術が 2 種類の場合	5		
	(3) 活用を見込むICT技術が1種類の場合	1		
	ク 助言を受ける専門家がGISを用いた鳥獣被害対策について精通する者で	5		
	ある場合			
	ケ 事業実施後も継続的に本事業の成果を普及する方針を定めている場合	5		
	3 被害の軽減目標に対する審査			
	ア 事業実施計画において事業実施地区内の全ての市町村について、被害面積	5		
	及び被害額のいずれも30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取			
	り組む場合			
	イ 事業実施計画において事業実施地区内のいずれかの市町村について、被害	3		
	面積又は被害額のいずれかを30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向か			
-		1		

4 被害の軽減実績に関する審査	
マー東光中は中の女士町村の地中は1割末にウはたり無にちはた時知さた	
ア事業実施地区内の各市町村の被害防止計画に定めた目標に向けた取組を行	
い、直近の事業評価において目標達成率がいずれも100%以上の場合 (1) 全ての市町村において、定めた目標が被害防止面積及び被 害額とも 5	
に30%以上軽減の場合	
(2) いずれかの市町村において、定めた目標が被害防止面積及び被害額の 4	
いずれか30%以上軽減の場合	
(3) いずれかの市町村において、定めた目標が被害防止面積及び被害額の 3 いずれか10%以上軽減の場合	
イ 事業実施地区内の各市町村の被害防止計画に定めた目標に向けた取組を行	
い、直近の事業評価において目標達成率がいずれも70%以上の場合	
(1) 全ての市町村において、定めた目標が被害防止面積及び被害額ともに3 3	
0%以上軽減の場合 (2) いずれかの市町村において、定めた目標が被害防止面積及び被害額い 2	
ずれか30%以上軽減の場合	
(3) いずれかの市町村において、定めた目標が被害防止面積及び被害額の 1	
いずれか10%以上軽減の場合	
5 令和2年度未執行額に関する審査	
ア 都道府県が配分を受けた割当額(以下「年割当額」という。)のうち、未 0	
執行となった額(以下「不用額」という。)が5%未満の場合	
イ 年割当額のうち、不用額が5%以上10%未満の場合 -1	
ウ 年割当額のうち、不用額が10%以上20%未満の場合 - 2	
エ 年割当額のうち、不用額が20%以上の場合 - 3	3

- 注1:1の総合性に関する審査の取組内容については、以下のとおりとする。
 - ① 有害捕獲とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、捕獲技術高度化施設の整備、生息状況調査等に係る取組
 - ② 被害防除とは、侵入防止柵の整備、追払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査(情報マップの作成を含む。)等に係る取組
 - ③ 生息環境管理とは、鳥獣緩衝帯の整備(牛の放牧等)、放任果樹の除去、里山の整備等に係る 取組

なお、当該事業実地主体の地域において、被害防止計画で対象とする鳥獣の侵入防止柵の整備が必要な地域(既整備地域を含む。)で、既に概ね8割以上において侵入防止柵が整備済み又は当該年度において整備が見込まれる場合は、被害防除に関する取組が行われているものとみなす。

- 注2:1の総合性に関する審査については、対象となる市町村の被害防止計画により算定するものと する。
- 注3:2の実施体制・実効性に関する審査の取組内容については、実施隊を被害防止計画等における 記載により、
 - ① アについては、令和4年度以内に編成することが確実と見込まれる場合は、編成されている

ものとみなす。

- ② イについては、編成された実施隊又は令和4年度以内に編成が見込まれる実施隊において、 特措法に基づき市町村長により任命される民間隊員が含まれる場合に付与できるものとする。
- ③ ウについては、上記②において実施隊の民間隊員が地域ぐるみの捕獲活動に取り組む場合に 付与できるものとする。
- 注4:2の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のエについては、令和3年度鳥獣被害防止総合対策交付金においてポイント付けを行った際、市町村において令和3年度以内の実施隊の編成が見込まれるとして3ポイントを計上したが、令和3年度以内の実施隊の編成が困難な場合に減算するものとする。また、該当する事業実施主体が令和4年度鳥獣被害防止総合対策事業への要望を行わない場合も、ポイント付けに反映させるものとする。
- 注5:2の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のカ及びキに示すICT技術とは、効果的・効率的な鳥獣被害防止対策の実施に資する情報通信技術及びその情報通信技術と連動して活用するシステムや機器等(GIS、ドローン、トレイルカメラ、自動センサーシステム、GPS、遠隔捕獲機器、自動捕獲機器、捕獲通知機器、捕獲確認機器、人工知能(AI)を活用した機器等)とする。
- 注6:3の被害の軽減目標に対する審査については、事業実施計画(鳥獣被害防止対策高度化事業実施計画)に記載された対象鳥獣の被害軽減目標を達成するために取り組む場合に付与できるものとする。
- 注7:審査項目の3及び4については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。2については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。
- 注8:5の令和2年度未執行額に関する審査において、未執行となった額の算定においては、以下の とおりとする。
 - ① 要綱第4第1項のただし書きによる災害等緊急に対応する必要がある事案のために、追加交付を受けた場合においては、その未執行となった額を除くことができるものとする。
 - ② 気象災害による生息環境変化その他やむを得ない事由による場合においては、その未執行となった額を除くことができるものとする。なお、その場合の具体例は以下のとおりであり、明確な基礎データにより確認可能なものに限る。
 - (1) 例年と比較した豪雪・少雪の影響で、捕獲期間・場所等が制限され、例年と同程度の出役(捕獲従事日数又は捕獲従事者数)において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (2)豪雨災害により捕獲現場が被災した影響で、捕獲期間・場所が制限され、例年と同等程度の出役(捕獲従事日数又は捕獲従事者数)において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (3)豪雨災害により捕獲従事者が被災した影響やその他やむを得ない事由の影響により、例年と同程度の出役(捕獲従事日数又は捕獲従事者数)が出来ないことで、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合
 - (4) 例年の統計データ等より、鳥獣の生息状況を想定していたが、状況の変化(生息域における 果実類等の豊凶状況、豚熱のまん延状況等)により、例年と同程度の出役(捕獲従事日数又は 捕獲従事者数)において、捕獲頭数が計画頭数に達しない場合

(別記5)

鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、市町村域において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に係る事業実施主体の欄の農村 振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村(協議会の 構成員に限る。)とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に係る経費・事業内容の欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)及び本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)と重複して支援を受けることはできないものとする。

- (1) 有害捕獲
- (2)(1)により捕獲した個体の処理
- 2 交付対象経費
- (1) 交付対象となる経費は、1の(1) 及び(2) に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
 - ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費(有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに 限る。)
 - イ 捕獲個体の埋設・運搬経費(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)
 - ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
 - エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
- (2) なお、(1) のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものと

する。

- ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員(確認者(処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。))が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法(現地確認)又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法(搬入確認)を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」(鳥類にあっては「両脚」)を回収するかのいずれかを行う。
- イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、 捕獲個体が本対策の交付対象であること確実に確認(書類確認)し、別紙 に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。
- (ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真(捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態(撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。)で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。)
- (イ) 捕獲個体又はその部位(獣類にあっては原則として「尾」とし、鳥類 にあっては原則として「両脚」とする。)
- ウ CSF(豚熱)に感染した野生イノシシが確認された地域及びCSF(豚熱)に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの(イ)に定める確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの(ア)の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。
- エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を 定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他のものに委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他のものに委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に係る交付率の欄の農村振興局長

が別に定める上限単価(有害捕獲に係る捕獲活動経費)は、次に掲げるとおりとする。

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ (幼獣は除く。)	食肉処理等のため の施設において搬 入確認した場合	9,000
	焼却処分等のため の施設において搬 入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
クマ、サル及びカモシカ(幼獣は除く。)		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類(卵の採取を含む。)		200

- 注1:各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、 上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場 合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画 を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。
 - 2:特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領(平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知)第5の1の注2に基づき 単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。

- 3:原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限(以下「出荷制限等」という。)が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ(幼獣は除く。)並びに福島県におけるシカ(幼獣は除く。)の上限単価は、一律8,000円/頭とする。
- 4:出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ(幼獣は除く。)の上限単価は9,000円/頭とする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業の実施手続
- (1)事業実施主体を構成する市町村(市町村が事業実施主体である場合を含む。) 又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害 の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について 定めた特措法第4条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画を作成するものとし、作成する広域都道府 県域計画が次に掲げる場合は、被害防止計画を添付した上で、地方農政局長 と協議を行うものとする。

また、広域都道府県域計画以外の事業実施計画にあっては、被害防止計画 を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第3の注2の鳥類の上限単価を超える広域都道府県域計画

- イ 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着 手する広域都道府県域計画
- (3) 都道府県知事は、(2) により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3) で作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実施 計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うもの とする。
 - ア 第2の3の都道府県自らが本事業の事業実施主体となり、一部を他のも のに委託する事業実施計画

イ 第3の注2の鳥類の上限単価を超える事業実施計画

- (5) 地方農政局長は、(2) の協議を受けた場合には、協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- (6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、(2)、(3)、(4)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更に該当するときは、(2) 及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

- 2 事業実施計画の作成等
- (1) 1 の (2) に定める事業実施計画は、別表の1 に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 1の(3)に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7により、1の(2)の広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。

なお、第2の2の(2)のウによる確認を行う場合は、1の(3)に定め

る都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙7の備考欄に、1の(2)の広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号の備考欄に「CSF(豚熱)対策」と記入するものとする。

- (3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については、別記 1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域 都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9 号により行うものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、 事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更と する。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、実施状況の報告は、別表の2に規定する事項を含めて作成するものと する。

- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、 その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれな いと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況報告及びそれ以外の事業 実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告 は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により 行うものとする。

第6 事業の評価

事業の評価は、別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。

第7 推進指導等

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第8 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 本要領に基づき交付金を交付するものとする。

第9 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第11を準用する。

(別紙)

*確認書類受付日	令和 年 月	日
**支払確認月日	令和 年 月	日
所 属	氏 名	確認欄

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	捕獲 方法	確認方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 • 氏名

- *確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。
- **支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。
- 注1:有害捕獲許可による捕獲に限る。
 - 2:「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。
 - 3:「捕獲場所」は、住所又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。
 - 4:「捕獲方法」は、銃又はわな(箱わな、くくりわな、その他のいずれか)を記載すること。
 - 5:「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法(「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」)を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。
 - 6:「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類(食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設(減容化のための施設を含む。)は「焼却」)を記載する。
 - 7:書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。
 - 8:複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲に係る捕獲活動 経費の分配方法について

令和○年○月○日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住所	署名欄

注:「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

別記様式第1号(別記5の第5の3関係

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

(うち補助金 円) 事業実施主体名	事業実施年度 令和〇〇年度
E	
 事業費	

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 事業実施主体が行った事業促進の取組 [記載例]

○加利害捕獲に関する事項 ・捕獲体制の整備目的: 被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] ・捕獲体制の整備目的: 被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築 ・ ・ 精機様材の整備目的: 捕獲を持ったに応じて不足する捕獲機材を整備。 ・ 生息状況割査の実施[目的: 補養を力たに応じて不足する捕獲機材を整備。 ・ 生息状況割査の実施[目的: 被害を与える鳥獣の生息状況の把握。 ・ 生息状況割査の実施[目的: 被害を与える鳥獣の生息状況の把握。 ・ 生息状況割査の実施[目的: 被害を与える鳥獣の生息状況の把握。 ・ 侵入防に関する事項 ・ 侵入防止柵の整備[目的: 被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備。 ・ 侵入防止柵の整備[目的: 被害が発生している農地に対して、侵入防止柵を整備。現行整備率50%>目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における 実施イメージ: ○〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備(現行整備率50%>目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における 実施イメージ:

・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施

4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)

捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る部分)

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

(事業概要)

推進事業概要(有害捕獲)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

	ŧ	三										ı
	報奨金額総計	(3)(=2)+(8)	Ē									
報奨金額合計		報架部(加計) (8)(=捕獲頭数×⑤)	Œ									
華		報架部(四計) ⑦(=捕獲頭数×④) (Ê									
頭あたりの報奨金額	市町村による 合計報奨金額	報奨金(⑤) ⑥(=④+⑤)	(E)									
_	都道府県によ	報奨金(4)	5									
	捕獲計画の設	定根拠										
	11 6 线	単価調節寺の万法										
(①+②+③)	14 Pt 4 67	無別策額	Œ									-
	#D# O 40#	無別知器	Ē									-
③毒務費(現地確認)	## 今 紫 東施内容	無助金銭の概要施設の	所在地 (円)									
2.理	張要	# 株却を行う施設の										
②捕獲個体処	実施内容の概	対象制制	以のもないでは、発									
	m+ +++	量 加重										l
	埔獲個体を搬	1 入確認する食 肉利用等施設	の名称及び所在地									
獲	50 C 10 014	4 四 田 田 田 田 田 田 田 田 田	E									
①有害捕獲	2	3等 上阪単旬3寸	(田/頭)									1
	***	(数) 食肉利用等仕向け向け	(調) の有無									
	1.45 to 100 to 100 to 100 to	△ 本 当 本 当 法 当 法 当 法 当 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	<u> </u>									
	事業の	種類無										_
		中甲柱										İ
事業実施主体名 (参画協議会名) ī												

雏光

117

別表

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的
	2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣 市町村等との連携
	3 事業実施体制 協議会の概要
	4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容(捕獲計画の設定根拠含む。))、負担区分、 獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の 方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進事業・整備 事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府 県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策高度化 事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単 独事業等との連携

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名
	2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携
	3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、 事業内容)及び事業費、予算が不足した場合の単価 調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進事 業・整備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業 ・都道府県広域捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対 策高度化事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・ 市町村単独事業等との連携
	4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事 項

(別記6)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る事業実施主体の欄の農村 振興局長が別に定める協議会とは、以下のとおりとする。
- (1)要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)の①から⑦までの事業については、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

- (2)要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)の⑧の事業については、国立大学法人、公立大学法人、学校法人で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。なお、協議会は、別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

- 1 事業の内容
- (1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施する ため、
 - ①森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー(森林)及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。
 - ②地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナー を開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。
 - ③効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。
 - ア 地域リーダー (森林) 及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム(教材を含む。以下同じ。)を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

(イ)研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、地域リーダー(森林)については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体とし、全国で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、 行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林 ・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委 員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(ア) セミナーの開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生 鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミ ナーについて、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害 対策に取り組む意欲のある者を発掘・育成する。また、セミナーにお いては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となってい る市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチ ングを行う。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集に関する専門家等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b セミナーの内容 (マッチングを含む。)
- c セミナーの開催計画の作成及びセミナーの実施

- d セミナー対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有のため の全国検討会を全国1ヶ所以上で開催する。

(イ) 鳥獣被害対策に係るマニュアルの作成

鳥獣被害対策に係るICT等の新技術や研究等について、既存のマニュアルから内容を拡充したものを作成する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止 に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲 げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 全国検討会及びマニュアルの内容
- c 全国検討会の開催計画及びマニュアルの作成計画
- d 全国検討会の告知方法及びマニュアルの配布方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(2) 利活用技術者育成研修事業

ア 処理施設の処理技術向上研修

(ア) 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び野生鳥獣肉(ジビエ)等(以下「ジビエ等」という。)の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術者(以下「技術者」という。)を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

(イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を効率的に育成するため、全国2か所以上で研修会を開催する。

イ 捕獲者のための衛生管理等の知識向上研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者を育成するために、捕獲 した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する専門的知識及び経験を有する 者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討し、実 施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し

- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ)研修での指導を行う専門的技術者の育成方法の調査、検討及び育成の実施
- (カ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (キ) その他必要な事項

(3) 鳥獸利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表の採択要件の欄の1に定める者から構成される鳥獣利活用推進 コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)を構築し、運営方針 を協議するとともに、イ~エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

(4) ジビエ流通衛生管理高度化事業

加工、流通、販売段階での衛生管理の高度化の取組を促進するため、野生鳥獣肉の衛生管理及び流通等に関する専門的知識を有する者等で構成された検討委員会を設置し、以下の取組を実施する。

ア 指導者の育成

加工、流通、販売事業者に対して衛生管理を指導する指導者を育成するため、次に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) カリキュラム、教材を作成するための調査、検討及び教材の作成

- (ウ) 指導者育成の研修会の実施
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

イ 個別指導のための指導者の派遣

加工、流通、販売事業者に対し、衛生管理に関する個別の指導を行う 専門の指導者を派遣するため、次に掲げる事項について検討し、実施す る。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 指導教材を作成するための調査、検討及び指導教材の作成
- (ウ) 個別指導方法や指導者派遣方法の検討及び派遣
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他取組に必要な事項

(5) 愛玩動物用飼料原料利用促進事業

捕獲鳥獣を原料とする愛玩動物用飼料(以下「ジビエペットフード」という。)の安定供給及び利用拡大を図るため、アからカまでの取組を実施する。

ア 検討体制の構築

捕獲従事者、処理加工施設従事者、ペットフード製造事業者、流通事業者、野生鳥獣肉の衛生管理やペットフード製造の品質・衛生管理に関する知見を有する者等を構成員とするコンソーシアムを構築し、当該コンソーシアムの運営方針を協議するとともに、イからカまでに係る実施方針を検討し、実践する。

イ ジビエペットフードに関する調査

ペットフード製造事業者がジビエペットフードの原料(シカ及びイノシシを対象とする。)として求める、野生鳥獣の利用部位、大きさ、カット方法、量、品質・衛生管理の水準等を調査する。調査は全国のペットフード製造事業者を対象に、経営規模の大小に関わらず幅広く実施するものとする。

ウマニュアル作成

イの結果を基に、処理加工施設におけるペットフード製造事業者が求める品質・衛生管理の水準を満たす原料(シカ及びイノシシを対象とする。)の製造方法について検討・実証し、全国の処理加工施設でも取組可能な品質・衛生管理を向上するためのポイントを取りまとめたマニュアルを作成する。

エ流通体制の構築

イの結果を基に、東日本と西日本のそれぞれ1箇所以上において、地域の処理加工施設間の連携等によるペットフード製造事業者への安定供給のための流通体制を検討・実証(品質等情報の伝達を含む。)し、構築

する。

オ 新規需要の創出

全国を対象に、ジビエペットフードの原料 (シカ及びイノシシを対象とする。) の新規需要に関する処理加工施設とペットフード製造事業者等とのマッチングのための商談会等のイベントを1回以上開催する。

カ ジビエペットフード利用の普及啓発

ウで作成したマニュアルの配布等により、ジビエペットフード利用について、処理加工施設やペットフード製造事業者、地方公共団体、飼育者等に広く普及啓発する。

キ その他事業の目的を達成するために必要な取組

イから力までの取組のほか、事業の目的を達成するために必要な取組 については、アのコンソーシアムにおいて検討の上、実施することがで きるものとする。

(6) 広域捕獲マニュアル作成支援事業

都道府県の広域捕獲活動の取組を推進するため、先進事例の調査・分析を行うとともに、都道府県で広域捕獲を実践するための基礎となるマニュアル作成等を行う。

ア 広域捕獲に係る先進事例の調査・分析

効率的かつ効果的な広域捕獲活動を推進するため、広域捕獲の先進的な事例を調査・分析し、その効果を検証したものをとりまとめる。

イ 広域捕獲に係るマニュアルの作成・配布等

アで調査・分析した先進事例を整理するとともに、広域捕獲を推進するに当たって、都道府県が実践する参考となるマニュアルを作成・配布等を行う。

- ウ ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専 門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項につ いて検討する。
 - (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
 - (イ)先進事例の調査・分析の内容
 - (ウ) マニュアルの内容
 - (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - (オ) その他必要な事項

(7) 鳥獣捕獲者育成モデル事業

広域捕獲活動を推進するため、広域捕獲活動に必要な技能・知識を習得するための育成方針を策定し、実践的な調査及び捕獲研修を実施し、広域 捕獲の人材育成の基礎となる育成モデルプランの作成等を行う。

ア 広域捕獲を実施するために必要な技能、知識を明確化し、それを習得

するための育成方針を策定する。

- イ アで整理した育成方針に基づき、全国複数地区で実践的な調査及び捕獲活動の研修をモデル的に実施する。なお、鳥獣捕獲者育成モデル事業における捕獲活動に係る経費については、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲(個体数調整)及び本要領本文第2の5の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。
- ウ イで実施した実践的な調査及び捕獲活動の成果を検証し、広域捕獲の 担い手の育成に資する育成モデルプランを策定する。
- エ ア、イ及びウを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。
 - (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
 - (イ) アの育成方針の内容
 - (ウ) イの実践的な調査及び捕獲活動の研修の内容
 - (エ) 広域捕獲の担い手の育成モデルプランの内容
 - (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - (カ) その他必要な事項

(8) 鳥獣対策スペシャリスト育成支援事業

鳥獣被害対策の担い手の減少及び高齢化が進展する中、鳥獣被害対策を推進するためには、野生動物管理の知識及び地域間の調整能力を有する専門的人材(以下「鳥獣対策スペシャリスト」という。)の育成が重要視されていることから、大学等の高等教育機関における専門的知識・技術の習得及び実践的な現地実務講習の実施体制を整備するため、以下の取組を実施する。

- ア 鳥獣対策スペシャリスト育成に係る検討会(教育プログラム検討会)
- (ア) 野生動物管理の担い手育成を推進するため、野生動物管理等の必要 不可欠な知識を精選した教育内容の教育プログラムに基づく運営体制 の検討及び整備
- (イ)講義及び現地実務講習に係る教育カリキュラム(教材等を含む。)の 検討及び作成
- (ウ) 講義及び現地実務講習の開催計画の作成及び評価・検証
- (エ) 自治体職員等を対象としたリカレント教育に係る受講体制の検討及 び構築
- (オ) アンケート調査の作成及び調査結果の解析
- (カ) その他必要な事項

- イ 鳥獣対策スペシャリスト育成に係る講義
 - (ア) オンライン講義等の開催及び評価・検証
 - (イ) オンライン講義動画の作成等
 - (ウ) 受講者に対するアンケート調査の実施
 - (エ) その他必要な事項
- ウ 鳥獣対策スペシャリスト育成に係る現地実務講習
- (ア) 実践的な現地実務講習の開催及び評価・検証
- (イ) 受講者に対するアンケート調査の実施
- (ウ) その他必要な事項

2 実施基準

- (1)事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2)推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、322,100千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業の実施手続
- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、 交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。

- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。
- 2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。 ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を、毎年度、農村振興局長に報告するものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、 必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179 号)に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とするが、第2の1の(6)から(8)までの事業に限り令和4年度の1年間とする。

第10 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内 容	留意点
設備備品費	事業を実施するために必要な 設備又は物品の購入、開発、改 良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、 各種事務用品等の調達に必要な 経費	
旅費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を 得た者に対する謝礼に必要な経費	 ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働 に応じた対価(日給又は時間給)	 ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出するこ

			と。 ・賃金については、補助事業等の実施 に要する人件費の算定等について(平 成22年9月27日付け22経第960号 農林水産省大臣官房経理課長通知) の定めるところにより取り扱うもの とする。
役	務 費	中業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	・第2の1の(7)鳥獣捕獲者育成モデル事業における実践的な捕獲活動に係る経費は、役務費の対象とする。 ・ただし、捕獲頭数に応じた捕獲活動経費の単価を設定する場合は、別記3第2の2の(1)に定める上限単価を超えないものとすること。 ・なお、捕獲活動に係る経費の確認は、別記3第1の2の(2)に準じて行うものとし、この経費の確認者については、事業実施主体が認めた者とする。
委	託 費	本事業の交付目的たる事業の 一部分(例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	 ・委託を行うに当たっては、第三者に 委託することが合理的かつ効果的な 業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超え ることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
~	の 他	事業を実施するための設備の 賃借料、労働者派遣事業者から の補助者の派遣を受けるための 経費、臨時に補助者を雇用する ための経費(賃金を除く。)、 文献購入費、通信運搬費(切手、 運送費等)、複写費、印刷製本 費、広告費、会議費(会場借料 等)、自動車等借上料、事業成 果を学会誌等に発表するための	

投稿料、各種手数料、収入印紙 代等の雑費など、他の費目に該 当しない経費

注:事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号(別記6の第4の1関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出(変更協議) について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業(鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料利用促進事業、広域捕獲マニュアル作成支援事業、鳥獣捕獲者育成モデル事業及び鳥獣対策スペシャリスト育成支援事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記6の第4の1の(1)(別記6の第4の1の(2))の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注) 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画書)を 添付すること。 ○ 鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画)

1 総括表

声 光	事業内容	本	負担	/ **	
事業名	争耒四谷	事業費	国庫交付金	事業実施主体	備考
	(① ② ③ ④ ⑤ (① ② ③ なアイウエ利たそりの一般でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	円	円	円	
	計				

注: 事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料利用促進事業、広域捕獲マニュアル作成支援事業、鳥獣捕獲者育成モデル事業及び鳥獣対策スペシャリスト育成支援事業のいずれかの事業名を記載する。

2	事業の目的

- 3-1 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料原料利用促進事業以外の事業)
- (1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備	考

(注)委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画(又は実績)

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備	考

ウ	事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

(2) 研修カリキュラム・セミナー・講義及び現場実務講習の開催

(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣対策スペシャリスト育成支援事業の場合に記載する。)

ア 研修カリキュラム・セミナー、教育プログラム (カリキュラム) (案) の概 要

注:研修カリキュラム(案)、セミナー内容(案)を添付すること。

イ 研修会・セミナー・講義及び現場実務講習の開催計画(又は実績)

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備	考

注:備考欄に周知方法を記載する。

ウ 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

	作成時期	規格・装丁	部数	配布方法						
,	注:地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業の場合									

合 に記載する。

エ アンケート調査の計画(又は実績)

実施時期	対象者	内容	評価・検証	備考

注:鳥獣対策スペシャリスト育成支援事業の場合に記載する。

(3) 全国検討会(全国鳥獣被害対策サミット)の開催等 (鳥獣対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。)

ア 全国検討会(全国鳥獣被害対策サミットの開催)

開催時期・開催場所	テーマ (案)	参加規模等

注:検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

イ マニュアルの概要

注:マニュアル(案)について具体的に記載すること。

(4) 研修カリキュラムの概要

-		

注1:研修カリキュラム(案)を添付すること。

2:利活用技術者育成研修事業及びジビエ流通衛生管理高度化事業の場合に記載 する。

(5) 研修会の開催計画(又は実績)

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備	考

					美及びシ を記載			通衛生	生管理	高度化	事業の	り場合は	
	(広境		マニュ	アル作り	成支援§ な事例を								
1	' 広垣	並捕獲⁻	マニュ	アルの	既要								
					的に記	載	する。						
	7 広域 作成時	域捕獲▽ ——— 期		アルのP 現格・				部数	:	配布方	·法(统	通布方:	法)
,							1177						
I	二 事美	美実施 /	スケジ:	ュール						_	_		
組内容	4 月	5 月	6月	7月	8月	9	月 10	0月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
• • •													
• • •													
(7)	(鳥兽	 ミデルス 	皆育成-	モデル	 事業の場 取組	易合	に記	載す	る。)				

イ 実践的な調査及び捕獲活動の研修の概要

注:研修内容について具体的に記載する。

ウ 実践的な調査及び捕獲活動の研修の開催計画

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

エ 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
1 • • •												
2 • • •												
3 • • •												

3-2 事業の内容(鳥獣利活用推進支援事業)

(1) コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注:事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(2) コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画(具体的な調査・検証手段)	担当する構成団体等

注:要領別記6第2の1の(3)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注:要領別記6第2の1の(3)に定める事業内容を踏まえ、普及啓発内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月

注:取組内容は(3)事業実施計画の①利活用推進に必要な取組、②利活用推進に向けた普及啓発と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:要領別記 6 第 2 の 1 の (3) ア・イのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

(6) 利活用技術者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

- 3-3 事業の内容 (愛玩動物用飼料原料利用促進事業)
- (1)検討体制の構築

ア コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム等構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注1:事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

注2:構成団体等の欄には、コンソーシアムの構成員の氏名、所属、専門分野等を記載する。

イ コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(2) 事業実施計画

ア ジビエペットフードに関する調査

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注:要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ マニュアル作成

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注:要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 流通体制の構築

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注:要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ 新規需要の創出

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注:要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

オ ジビエペットフード利用の普及啓発

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

注:要領別記6第2の1の(5)に定める事業内容を踏まえ、取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月

注:取組内容は、(2)事業実施計画と整合をとる。

(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:要領別記 6 第 2 の 1 の (5) イ~カのほか、事業の目的を達成するために必要な取組があれば、取組ごとに記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号(別記6の第4の4関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名

令和○○年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害対策基盤支援事業)の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号(別記6の第5関係)

鳥獣被害対策基盤支援事業(○○○事業) 事業実施状況報告書 (令和○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記6の第5の規定により○○事業について別添のとおり報告する。

- (注) 1 ○○事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、ジビエ流通衛生管理高度化事業、愛玩動物用飼料原料利用促進事業、広域捕獲マニュアル作成支援事業、鳥獣捕獲者育成モデル事業及び鳥獣対策スペシャリスト育成支援事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記7)

全国ジビエプロモーション事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(7)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

- 1 事業の内容 (要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)関係)
- (1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等(以下「協賛飲食店等」という。)を募り、ジビエフェアを次により開催する。

ア ジビエフェアの開催、周知等

- (ア) ジビエフェアは年1回以上(延べ3か月程度) 開催する。
- (イ) ジビエフェアのポスター等 P R 資材を作成し協賛飲食店等に配布する とともに、ジビエフェアの概要等について S N S やマスメディア等を通 じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行 う。
- (ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。
- イ 協賛飲食店等の募集、開拓等
 - (ア) 協賛飲食店等を募集・把握し、その店舗情報を発信する。
 - (イ)協賛飲食店等の募集・把握のため、ジビエの調理方法の注意点、カタ 肉やスネ肉等の低需要部位の有効利用等による料理レシピ、食肉処理加 工施設の情報等を提供する説明会を開催する。また、試作料理のための ジビエを調達・提供する。
- ウ ジビエフェアの運営等
 - (ア) ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施設等 との連絡調整等適切な運営に努める。
- 才 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者に対し、SNSやイベント等を通じて情報を発信する。また、体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

- (1)事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既 に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施手続
- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施 計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。
- 2 事業実施計画の作成
 - 1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。 ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある 場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に 明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。 なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自 らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。 なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第 3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、 必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179 号)に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込み がない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還 することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、ジビエ等の利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度の1年間とする。

第10 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内容	留意点
設備備品費	要な設備又は物品の購入、	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原 材料、消耗品、消耗器材、 薬品類、各種事務用品等の 調達に必要な経費	
旅費	事業を実施するための事 業実施主体又はその委託を 受けた者が行う資料収集、 各種調査、打合せ、成果発 表等の実施のための旅行に 必要な経費	
謝金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	囲を超えない妥当な単価を設定するこ と。
賃金	雇用者等に対して支払う 実働に応じた対価(日給又 は時間給)	・賃金については、本事業の実施により 新たに発生する業務について、支払の 対象とする。事業実施に関係のない既 存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範 囲を超えない妥当なものを設定するこ ととし、賃金支給に係る規則及び設定 根拠となる資料を提出すること。

				・賃金については、補助事業等の実施に 要する人件費の算定等について(平成 22 年 9 月 27 日付け 2 2 経第 9 6 0 号 農林水産省大臣官房経理課長通知)の 定めるところにより取り扱うものとす る。
役	務	費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委	託	費	業の一部分(例えば事業の 成果の一部を構成する調査	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
~	0)	他	事業を実施するための設事を実施するための遺事を実施するための者派遣者のの経費、労働者派遣時のの経費、協力を雇用するための主要を雇用するための主要を雇用するための主要を雇用するための主要を雇用するため、関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	

注:事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号(別記7の第4の1関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

令和○○年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の提出(変更協議)に ついて

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記7の第4の1の(1)(別記7の第4の1の(2))の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注) 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業(事業実施計画書) を添付すること。 ○ 全国ジビエプロモーション事業のうちジビエフェア開催事業(事業実施計画書) 1 総括表

事業内容	車光弗	負担	備考		
事 耒內谷	事業費	国庫交付金	事業実施主体	/用 <i>行</i>	
1. ジビエフェアの開催、周知等	田	円	円		
2. 協賛飲食店等の募集、開拓 等					
3. ジビエフェアの運営等					
4. 報告書等					
5. その他 ()					
計					

· .	その他()				
	計				
2	事業の目的				
3	事業の内容 (1)事業の成果目標及び目	標達成のためのタ	具体的方法		
_	(2) ジビエフェアの開催、	周知等の概要			
F	(3)ジビエフェアに協賛す	る飲食店等の募集	集・開拓等の概要	要	
	(4)ジビエフェアの運営等	の概要			

時期	参加店舗数	開催概要	備	考

(5)報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(6) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 • • •												
2 • • •												
3 • • •												

注:取組内容は事業内容と整合をとる。

(7) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:(2)から(4)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

○ 全国ジビエプロモーション事業のうち ジビエ需要拡大・普及推進事業(事業実施計画書)

1 総括表

車米内穴	声光 弗	負担	備考	
事業内容	事業費	国庫交付金	事業実施主体	焩右
1. ジビエ関連情報の発信等 2. 体験コンテンツの開発等	円	円	円	
3. 報告書等				
4. その他 ()				
計				

事業の目的				
丰米の上 点				
	達成のための身	具体的方法		
(2)ジビエ関連情報の発信等の	の概要			
(3)体験コンテンツの開発等の	の概要			
	事業の内容 (1)事業の成果目標及び目標達 (2)ジビエ関連情報の発信等の	事業の内容	事業の内容 (1)事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法 (2)ジビエ関連情報の発信等の概要	事業の内容 (1)事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法 (2)ジビエ関連情報の発信等の概要

(4)報告書の作成 報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(5) 事業実施スケジュール

取組内容	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
1 • •												
2 • • •												
3 · · ·												

注:取組内容は事業内容と整合をとる。

(6) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:(2)及び(3)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号(別記7の第4の4関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(全国ジビエプロモーション事業)の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した 施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものと する。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号(別記7の第5関係)

全国ジビエプロモーション事業 事業実施状況報告書 (令和○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第94 24号農林水産省生産局長通知)別記7の第5の規定により別添のとおり報告する。

(注) 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

(別記8)

鳥獸被害防止施設整備促進支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、 鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、4で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

4 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

5 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

6 対象地域

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の3の「農村振興局長が別に定める対象地域であること」の判断については、次の(1)から(12)までに掲げる地域とする。

(1)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定 農山村地域

- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号) 第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同 法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若し くは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第 44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から 令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附 則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の 区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に 限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、 第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなさ れる区域を含む。)を含む。)
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6)棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (7)沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
- (8) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する 奄美群島
- (9) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (10) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- (11) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条第1項 の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以 上の地域(水田地帯を除く。)
- (12)「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第965号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域
- 7 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の6の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

8 生産コスト分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の7の「受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

- 9 地域主体の鳥獣害防止対策 地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の8を準用する。
- 10 周辺景観との調和 周辺景観との調和は、別記1の第1の9を準用する。

第2 事業の内容(要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)関係)

1 経費・事業内容の欄の鳥獣被害防止施設の1の「新規整備」及び2の「再編整備」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下(1)から(3)のとおりと するものとする。

- (1)侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形(傾斜及び高低差)樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入(飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入)を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。
- (2) ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備すること。
- (3) 電気柵を整備する場合は、電気事業法(昭和39年法律第170号)等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い、安全を確保すること。

(参照URL: https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、適切に行うものとする。

2 留意事項

留意事項は、別記1の第2の4を準用する。

第3 交付額等

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る交付率の欄の農村振興局 長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価(消費税を除く。)は、次に掲げ るとおりとする。

(1)新規整備

獣種等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費の みの定額交付の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	1 4 8	3 9 1
	ネット柵	1, 090	2, 600
イノシシ	金網柵(ロール状)	1, 970	5, 380
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	1, 290	3, 000
シカ(イノシシ 用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	2, 790	7, 620
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	1, 950	4, 530

(2) 再編整備

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費の みの定額交付の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	2 5	2 2 5
	ネット柵	192	1, 612
イノシシ	金網柵(ロール状)	296	2, 726

	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	192	1, 612
シカ(イノシシ 用を兼ねる。)		4 3 0	3, 710
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	286	2, 426

- 注1:鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。
 - ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
 - ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
 - ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径を ϕ 5 mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。
 - ・金網柵については、金網の径を ϕ 2mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。
- 注2:サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。
- 注3:第2の1において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等 の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。
- 注4:再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。 2 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の1の上限 単価を超える事業については、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が整備等の内 容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は 都道府県知事が第4の1で準用する別記1の第4の1の(4)に基づき地方農 政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業の実施手続 事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。
- 2 事業実施計画の作成等
- (1)1で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあっては、 別表1の1の整備事業(新規整備)に規定する事項を含めて作成するものと する。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の

1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。

- (2)1で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあっては、 別記様式第6号により、1で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広 域都道府県域計画にあっては、別記様式第9号の別添により作成するものと する。
- (3) 1で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記様式第9号により行うものとする。
- (4)(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表2に定めるところに よるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更 事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。
- 4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

5 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

6 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第9号の別添1に 準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別表1の2に規定する事 項を含めて作成するものとする。

2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、 鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底に ついて(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知) を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が 見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行う ものとする。

3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

- (1)事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等の第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号により作成し、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあっては、別表1の3に規定する事項を含めて作成し、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) により事業評価の報告を受けた場合は、その内容 を点検評価し、その結果を被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日まで に、別記様式第3号により地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施 主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

2 改善計画

(1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第4号により地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、1の事業評価及び報告を行うものとし、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、 別記様式第4号により当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1) 及び(2) により報告を受けた場合、広域都道府 県域事業実施主体及び都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

- 2 事業の適正な執行の確保
- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業 実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係 部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものと する。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。 ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限 りでない。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第10の規定を準用する。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
整備事業(新規整備)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象獣種、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道房県活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業との連携 を市町村単独事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内析及で費用対効果分析に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況
整備事業(再編整備)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 再編整備に取り組む場合の項目 既存施設の概要(造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況)、再編整備計画(対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容)、再編整備計画図、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業(都道府県捕獲促進支援事業)・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析、費用対効果分析及び経済性の評価 注 再編整備計画については、(別添)再編整備計画書を参考とする。

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕 獲効率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合、 一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごと の捕獲頭数等も明記)、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣

被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止対策促進支援事業(都道府県捕獲促進支援事業)・市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項 5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

再編整備計画書

1.	事業実	E施主体等	に係る	項目						
(1)事	業実施主	(体							
(2) 樟	 	•							
(3)事	「業の目的								
Ω	ᆎᆂᇅ	- ப. ∌ி. என்	<i>1</i> 左子,44、							
		5止計画の 8害防止計								
(1 / 1/2	(古別业川	画 V/TE)	又1八701						
(2) 他	 1計画との	連携							
`			× 100							
(3)近	上 隣市町村	等との	連携						
										_
		E備計画等								
(1) 閉	任存施設の	概要							
	造成年	度	施設の構	捧造等			財	産台帳の整	整備状況	
(0) #	(河南/世刊	intri							
(2) 再 対象	F編整備計 受益戸数		実施内容	事業費			A 扣 I I 八		
	鳥獣	· 文益戸数 ※1	受益 面積		尹 耒貫	国庫	都道	負担区分 市町	その他	補助率
	\v23 E\/	<i>→</i> 1	шл у ※ 2			補助	府県費	村費	COPIE	冊切千
			7. 2		円	円	円	円	円	
	※ 1 受	L 益戸数は既る	 存施設造成	 対時の受益戸	l			1.4		<u> </u>
	※ 2 ≢	耳編整備によ	り変更と	なる場合には	は、その面積	漬を記載す	るものと	し、基本的	に費用対象	効果分析に例
	用	する受益面積	iとする。							
(3) 重	F編整備計	画図							
	M. or III	- 401 TJ 211 -1 -	· 게스 && 1	o >= 1#						
4.	他の取	双組及び事	・兼等と	ツ連携						
5.	利用計	上面								
<i>.</i>	1.1111111									
6.	維持管	理								
7.	14-41	コア 畝 供斗	- LLV#1	با ماما						
	一个的	リに登開9	る捕獲	幾材の内容	谷					

8.	有害捕獲活動の捕獲効率同上への寄与	
0	4. 女 八 七	
9.	生産コスト分析 	
10.	費用対効果分析	
11.	経済性の評価	
	新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価

別表2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項

- 1 既存の施設の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
- 2 施設の設置期間が妥当であること。
- 3 生産コスト分析の算出プロセス、根拠が適切であること。また、生産コストの低減率が10%以上であること。なお、生産コストの低減率の算定の単位について、原則として、集落等の地区(1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。)を単位とすること。
- 4 投資効率(費用対効果)の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率 (費用対効果)が1.0以上であること。なお、投資効率(費用対効果)の算定の単位 について、原則として、集落等の地区(1つの受益地区として認めることが適切であ ると考えられる範囲をいう。)を単位とすること。

再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率(費用対効果)とすること。

- 5 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
- 6 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- 7 附帯施設について、不要なものがないこと。
- 8 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- 9 管理規程等により施設が将来にわたり適正に管理ができる体制となっていること。
- 10 施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
- 11 用地が確保されていること。
- 12 施行方法の選択が適切にされていること。
- 13 入札の方法に関する知識を有していること。
- 14 地元関係者との合意形成が図られていること。
- 15 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記様式第1号(別記8の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進 支援事業)の都道府県事業実施計画の協議(変更協議)について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記8の第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、要領別記8の様式第6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 当該事業の内容が分かる資料を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号(別記8の第5の3関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)の 事業実施状況報告(令和○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記8の第5の3の規定により、別添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記7様式第7号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)の添付する別添にあっては、別記7様式第9号に準ずるものとする。

別記様式第3号(別記8の第6の1関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)の 評価報告(令和〇〇年度)

> 番 年 月 日

○○農政局長 殿北海道にあっては農林水産省農村振興局長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記8の第6の1の規定により、別添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、要領別記8の別記様式第8号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体にあっては、要領別記8の別記様式第10号 を添付する。

別記様式第4号(別記8の第6の2関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は

○○県(都道府)知事 殿

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)に関する改善計画について

令和○○年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初 事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするの で、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画 (改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状 況報告書の写しを添付すること。)

(様式)被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥		初	と 害防止	計画	可の達	銊	状況			達成率	備考
		獣	目	標	基準年	1:	年目	2	年目	3年	\exists	(%)	
			(年)	度の実	(年)	(年)	(年	<u>:</u>)		
					績								
					(年)								
被害防	被害金												
止計画	額												
(被害	(千円)												
の軽減													
目標)	被害面												
	積												
	(ha)												

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 - 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決 のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。なお、 有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組を総合的に実施するため、各取組に おける記載例を以下に示す。)

【記載例】

効果的な鳥獣対策を行うための改善方策として、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組を総合的に実施するよう、事業内容の見直しを行う。

- ○有害捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] 実施イメージ:農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、 捕獲従事者の確保(技術向上)のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。
 - ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] 実施イメージ:構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率 的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を 実施。
 - ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握] 実施イメージ:〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。
- ○被害防除に関する事項
 - ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵

- の整備(現行整備率50%→目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて 正しい設置方法における研修会を実施。
- ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除] 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実 施する体制(チーム)を構築し、○日に1回程度の定期的な追い払い活動を実 施。
- ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] 実施イメージ:地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。
- ○生息環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を 無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯(〇 ha)を整備するとともに、地 域内の耕作放棄地(〇ha)の刈り払いを実施。
 - ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤 去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策 を実施。
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号(別記8の第4の4関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は ○○県(都道府)知事 殿

> 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名 又は ○○県(都道府)知事 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進 支援事業)の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記8の第4の2関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 事業内容 事業費等 都道府県名 $\widehat{\mathbb{E}}$ (うち交付金 田 事業費

令和 年 月末時点) 被害防止計画作成数(協議中含む) 管内市町村数

〇〇県(都道府)

年度

令和

事業実施年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。

課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての方針を記述するものとし、記載例を以 下に示す

「おする。) 「記載例】 同は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。 〇有害捕獲に関する事項 ・捕獲機材の整備[目的: 捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] ・推及機材の整備[目的: 捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] ・生息状況調査の実施目的: 横方法に応じて不足する捕獲機材を整備] ・生息状況調査の実施目的: 被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] ・侵入防止柵の塞備[目的: 拗害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] ・追い払い活動の実施[目的: 効果的・継続的な追い払いによる被害防除] ・被害状況調査の実施[目的: 地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] ・経電抗の整備[目的: 鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] ・緩衝帯の整備[目的: 島域のえ道が策として被極帯を整備]

県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

(事業概要) (1)鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の概要 別紙1 (2)被害防止計画の概要 別紙2

(事業の経費の配分)

その街 都道府県費 市町村費 交付金 事業費 整備交付金

備考

 $\widehat{\mathbb{E}}$

(内訳を記載すること。 取組内容 交付金 事業費 附带事務費

(都道府県附帯事務費)

注1:取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。 2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

€

(1)鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

					6法指定地 域の有無													
		11人 分乗州 世 発	松富事業の12計 (①+②)	1	事業費 国庫交付 に該当す 6 金 るか否か	(H) (H)												
				1	国庫交付金	Ê												
)务(*)		無 表 国	Ê												
		(握	通常補助率(1/2等)分(*)		実施内容 事の概要													
		②鳥獣被害防止施設(再編整備)	無		新													
		獣被害防止			国庫交付 金	Ê												
		2馬	(*)		業	Ê												
	継		資材費定額分(*)		実施内容 の概要													
	整備事業				对黎 源骤													
			ICT	発出の日本														
			*		国庫交付 金	Ē												
			通常補助率(1/2等)分(*)		業業	Ē												
		(職)	5補助率(1		実施内容 の概要													
		①鳥獣被害防止施設(新規整備)	押		科學 上													
概要		獣被害防止			国庫交付 金	Ê												
績)の			負分(*)		事 業	Ê												
又は実			資材費定額分(*)		実施内容 の概要													
事業計画(又は実績)の概要					科學 上													
2 事		-	ICT	8年8日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日														
		ł	事実主業施体	le ^難	Ř													
			無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無															
			発															
体等			構成市町村名															#
1 事業実施主体等			事業実施主体名	(参画 距緩 水 化)							1	77						ф <u>п</u>

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2:事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3:鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなその他の捕獲施設と一体的な整備を図る場合には、その内容を記載する。

5:備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「舎税額」とそれぞれ記入する。 4: 6法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。(資材費定額の柵を整備する場合であっても記載)

(*)については、単位当たりの単価 (例:〇円/m等) を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた) 場合にあっては、(特)と記載する。

中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2頃に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地 域又は受益地内の平均15度以上の地域(水田地帯を除く)、農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19等計第956号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域 に該当する場合は1を記入する。(資材費定額の柵を整備する場合であっても記載) .. 6

8:事業実施主体ごと事業内容(鳥獣被害防止施設)ごとニー・ニューニー・ニューニー・ニュー・ニューー おける支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高 めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別継と別添に整理) 9:事業実施主体の種類については、協議会は「1」、協議会構成員は「2」を記入する。

(別紙2) (2)被害防止計画の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

			X 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
				***	被害の軽減目標(被害防止計画の目標)	害防止計画の目標				
事業権でおいれるの	₩ 		被害金額の軽減目標)軽減目標			被害面積の軽減目標)軽減目標		垂
		対象鳥獣	現状値	目標値	(備考)	対象鳥獣	現状値	目標値	(備考)	2
			(〇年度) (万円)	(〇年度) (万円)	軽減率 (%)		(〇年度) (ha)	(〇年度) (ha)	軽減率 (%)	

注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2:事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

別紙1別添 (1)鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

事 業実施王体名	鳥獣被害防止施設

別記様式第7号(別記8の第5の3関係)

鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

都道府県名	事業実施年度
Ê	-
(うち交付金	
Œ	
事業費	

〇〇県(都道府) 年度 令和

農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。

3 都道府県が行った事業促進の取組

上間の開発している。これでは、これである。これである。これでは、これでは、これでは、これである。これでは、これでは、これである。
 「上の表別では、これである。」
 「お針の表施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。〕
 「記載例】
 「記載例】
 「記載例】
 「記載のを指している。
 「記載のを指している。
 「記載のを指している。
 「記載のを指している。
 「記載の生の。
 「記載の生の。
 「記載のまれる。
 「記載のを指している。
 「記載の生の。
 「記載の生の。
 「記述を与える。
 「記述ないまする。
 「記述ないる。
 「記述ないる。
 「記述ないる。
 「記述ないまする。
 「記述ないまする。
 「記述ないまする。
 「記述ないまする。
 「記述ないまする。
 「記述ないまする。
 「日本ののまか目的・地域の注がいる。
 「日本ののまか目的・地域のできがいまする。
 「記述ないまする。
 「記述を含せ付けない対策として級優帯を整備。
 「放任果樹等を除去」
 「放任果樹の除去[目的・地域のえき源対策として放任果樹等を除去」

事業の実施状況の概要

(事業の実施状況を記述すること。)

事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。

(事業概要) (1)鳥獣被害防止施設促進支援事業の概要 別紙1

(2)被害防止計画の概要 別紙2

(事業の経費の配分)

イトトンプロンフィー						
	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その色	備考
整備交付金						

Ê

(都道府県附帯事務費)

	事業費	交付金	取組内容
附帯事務費			(内訳を記載すること。)
		4	节目100 一. 我 我 女 任 养 什 非 强 的 3

注1:取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。 2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(ニ分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(1) 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の概要

鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告) (別紙1)

2 事業計画(又は実績)の概要

1 事業実施主体等

		報													
			6法指定地 域の有無												
	#40	i 6	出版 関連を からなか												
	教徒主命	(0+©) (1+©)	中山間地 65 国庫交付 に該当す 65 会か否か ね (円)												
			₩ ₩ ₩												
		_	国 (E)												
		2等)分(*	₩ E												
-		通常補助率(1/2等)分(*)	実施内御 の概要												
(非為明) 241 由非常用》	双 (再種監督	報	新編業												
app De it de	改告的正施		国庫交付 (円)												
@ m me4	(2) Math	(*)	裳 印												
ŧ		資材費定額分(*)	実施内容 等業費 の概要 (円)												
+		25.	総の 加用の 本無 (〇・×) 対象施製												
	-	TOT	・ の無性の (・)()												
			単 (円)												
		2等)分(*	製 田												
-		通常補助率(1/2等)分(*)	実施内容 事業費 の概要 (円)												
(神 佛 四十二年) 化十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	版(新規整備	無	新電影												
AP T 44 db 49	核市的上部		国庫交付 対象陽戦 制 (円)												
9		分(*)	縦 €												
		資材費定額分(*)	実施 の 熱 歌												
			新編教												
		ICT	等指表(X X X X X X X X X X X X X X X X X X X												
	#	辛実主条施体	を整												
		業 機 業 間 を													
			型 型	H											
		構成市町村名													益
		事業実施主体名(参画拉聯会名)									1	81			4 □

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

寵														
都道府県が目標達 成が見込まれないと 回覧、七十二の一番業	ただった。 を 来の 指導 内容													
都道府県が目標達 成が見込まかないと 成が見込まかないと 当時 キョー	判断した場合の理由													
	実績	(〇年度) (ha)												
華	(備考)	軽減率 (%)												
被害面積の軽減目標	目標値	(〇年度) (ha)												
検達	現状値	(〇年度) (ha)												
		製電機 製工												
	実績	(〇年度) (万円)												
靴	(備考)	軽減率 (%)												
被害金額の軽減目標	目標値	(〇年度) (万円)												
検達	現状値	(〇年度) (万円)												
		新唱祭衣												
無型(の内の													
等の経過														
構成市町村名														
事業実施主体										1	82			

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。 2: 事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には5を記入する。

(1)鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

紅-	:=

事業実施主体名	鳥獸被害防止施設
<u> </u>	

別記様式第7号別紙2関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

- 1	- 1									- 1	- 1	

別記様式第8号(別記8の第6の1関係)

鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の評価報告(令和〇〇年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況 地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況 被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

Г		T						
	都道府県の評価							
	第三者の意見							
	事業実施主体の評価							
	1	達成率						
被害防止計画の目標と実績	, !	目標值 実績値 達成率						
坊止計画	1	運成樹						
被害	被害金額	目標值 実績値 達成率						
- 1	華		(記載例)	(鳥獣被害防止施設)	 ・業体1の規制で、インシン、ンが、サルによる大級・自業等の野菜製の液糖が多密していたことか、顕装金の指定簡組場能振識等事業と関し、またが2011とは、1842を111日間において観光をから車が開催されている。1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1942を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を111日間には、1943を11日間に			
-	和用举一 核働率	-+						
-	本 選出							
	管理主体							
	華業書							
	事業内容							
-	医鼠							
	以 其 生 所 所	-						
	1 医型 性 性							
再举軍施士体名		(協議会名)						

5 都道府県による総合的評価

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載すること。 2:都道所具が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道所県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。 2:都道所県が事業を持ては一事業実施でして事業実施をの定置的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 4:事業策別まにお割べる参与に、軽が指等にとに事業実施後の定置的な比ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止補設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止補の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止補の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止補設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止補の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道所県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

別記様式第8号関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

			1									
その他												
事業実施主体等 における維持管理 点検・指導状況 状況												
事業実施主体等 が行っている維持 管理方法												
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容												
被害が生じた場合 の要因と事業実 施主体等が講じた 対応策												
被害金額(円) 被害面積(m²) 被害量(kg)												
国費(円)												
事業費(円)												
侵入防止柵の種 類・設置距離												
竣工年月日												
地区名												
市町村名												
事業実施主体名												

別記様式第9号(別記8の第4の1関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

> 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止施設整備促進支援事業の実施計画の協議(変更協議) について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止施設整備促進支援事業を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記8の第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
 - 2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)

○鳥獣被害防止施設整備促進支援事業(広域都道府県域計画(又は実績))関係

1 総括表

				負担区分			
事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
鳥獣被害防止施設整備促 進支援事業	鳥獣被害防止施設	円	円	円	円	円	

- 注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2	事業の目的
---	-------

- 3 計画の作成状況
- (1)被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の規定に基づく被害防止計画の作成 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成 上記以外の被害防止計画の作成

- (注)被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。
- (2) 他の施策との関連状況

· / != !=!! - !!! - !!! - !!! - !!! - !!! - !!! - !!! - !!! - !!! - !!! - !!! - !!! -	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
the depth of the first of the f	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に基づく防除実施計画の作成	

- (注)事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。
- 4 事業実施体制
- (1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

- (注)協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。
- (2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

記載例

- ○被害防除に関する事項
 ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵の整備(現行整備率50%〉目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における
 研修会を実施。
 ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備(現行整備率50%〉目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における
 研修会を実施。
 ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制(チーム)を構築し、○日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。
 ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害高敏の把題]
 実施イメージ:地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。
 ○生息環境管理に関する事項
 ・接領帯の整備[目的:鳥賦を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯(○ha)を整備するとともに、地域内の耕作放棄地
 (○ha) の刈り払いを実施。
 ・放任果樹の除去[目的:地域のえき源対策として放任果樹等を除去]
 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えき場としての価値を下げる対策を実施。

- (注1) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。(注2) 記載に当たっては、記載例を参考とし、地域における取組における取組内容を有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組毎に詳細を記載すること。

5 事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

(1) 地区正洲地				中山間地に該当するか否か					
市町村名	整備地域	山村	過疎	特農	半島離島		棚田	~	備考

- (注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。
- (注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分側に○中を記入すること。
 (注) 2 中山間地に該当するか否かの欄は、6 法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域(水田地帯を除く)、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19等計第956号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画(又は実績)

处免自能 軟件收收 受益戸 安佐内安 电 要弗				負担	区分					
対象鳥獣	整備地域	数数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考
				円	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 侵入防止柵の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、 導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
 - 4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
 - 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」(平成20年3月31日付け19生産第9424号生産局長通知)別記7第1の 8に基づき、生産コスト低減に係る資料を添付すること。
 - 6 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第9426 号生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 - 7 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること(別紙による記載も可)。
 - 8 事業実施状況報告を提出する場合にあっては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び 維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じ た場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

6 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算 (又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案) (又は写し)
- (3)被害防止計画
 - (注)被害防止計画については、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを3の(1)に記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第10号(別記8の第6の1関係)

被害防止計画目標評価報告書

1.	対象地域及	び宝施期	間
.	小		l FJ

7 4 1 4 1 <u>7 17 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7</u>	* *** = 2 2 4 1
対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年	目標値	目標年(年	達成率(%)	備	考
	度)の実	(B)	度) の実績	A-C/A		
	績値 (A)		値(C)	-B		

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4		総合評値	Ŧ
_	•		ш

1			
(コメント)			

5. 第三者の意見

/ 1 *		70.7				
(コ	メン	/ ト)				

- (注): 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記8の第6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
 - 2 3の事業効果には、別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した 効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高 度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
 - 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
 - 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ご との鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、 地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面 積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維 持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

別記様式第10号関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

んの杏										
事業実施主体等における維持管理状況										
事業実施主体等が講 事業実施主体等が じた設置にかかる指導 行っている維持管理方 内容 法										
被害が生じた場合の要因と事業実施主体等 が講じた対応策										
被害金額(円) 被害面積(m ²) 被害量(kg)										
国費(円)										
事業費(円)										
侵入防止柵の種類·設 置距離										
竣工年月日										
去 区 名										
市町村名										
事業実施主体名										

(別記9)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第1 事業の取組等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、 鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4)協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

(6) 対象地域

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る採択要件の欄の6の「農村振興局長が別に定める対象地域であること」の判断については、次のアからシまでに掲げる地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された

特定農山村地域

- イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号) 第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を 同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項 若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条 又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3 年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町 村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により 特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9 年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附 則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市 町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指 定された指定棚田地域
- キ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
- ク 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ケ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に 規定する小笠原諸島
- コ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に 基づき指定された特別豪雪地帯
- サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条第1 項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15 度以上の地域(水田地帯を除く。)
- シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け1 3統計第965号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地 域又は山間農業地域の基準に該当する地域

(7) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426

号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を 十分に検討するものとする。

(8) 生産コスト分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る採択要件の欄の7の「受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

(9) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の8を準用する。

(10) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記1の第1の9を準用する。

- 2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業
- (1) 事業の取組

捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を促進するため、車両での進入が困難、 急傾斜地である等、捕獲現場の地理的条件に合わせた実用可能な新たな搬入 方法の確立に資する次のアから工までの取組を実施するものとする。

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

捕獲地に近い場所で解体処理を行うため、既存の移動式解体処理車(車 内で捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等を行うことができる車両)の機能 等の問題点を抽出した上で、改良型の車両を製作し、既存の処理加工施設 との連携のもと、車両の機能や処理した食肉の品質評価等の実証・展示等 を行う。

イ 軽トラックの改造・実証

急傾斜地等の捕獲現場から処理加工施設への搬入を行うため、軽トラック(軽自動車区分に該当する小型トラック)又は保冷車に巻き上げ機(ウィンチ)等を実装し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理加工施設に搬入した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

輸送用のコンテナ等を活用し、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等を実装する。

また、実装後のコンテナ式処理施設等を活用し、広域搬入体制の構築や 処理した食肉の品質評価等について、実証・展示等を行うとともに、既存 の処理加工施設との連携についての検討を行う。

エ 生体搬入方法の実証

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入するための安全性その他の問題点を抽出した上で、運搬に適したおりを製作し、生体搬入の取組や処理した食肉の品質評価、既存の処理加工施設との連携等について、実証・展示等を行う。

(2) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る事業実施主体の欄

の農村振興局長が別に定めるコンソーシアムとは、次の全ての要件を満たす ものとし、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選 定された者とする。

ア コンソーシアムは、次の構成員により組織されることとする。

- (ア) ジビエの広域搬入の促進に資する知見やノウハウ、技術等を有する 民間事業者
- (イ) 処理加工施設
- (ウ)(イ)の処理加工施設が所在する市町村

実証に必要な捕獲個体については、処理加工施設の所在する市町村と 連携し、確保できる体制を整備することとする。

また、実証及び展示又は実証のみを行う地区が所在する市町村は参画を必須とする。なお、展示のみが行われる地区が所在する市町村は参画を必須としないが、事業の実施についてあらかじめ調整を行うとともに、助言等を受けられる体制を構築することとし、研究機関や大学、農業協同組合、猟友会等、実証に必要となる者が構成員となることは妨げない。

- イ コンソーシアムは、実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に 行うため、次に掲げる事項に係る規約等を定め、かつ、コンソーシアムの 全ての構成員がこれに同意していることとする。
 - (ア) 目的
 - (イ) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - (ウ) 意思決定の方法
 - (エ) 解散した場合の地位の承継者
 - (オ) 知的財産権が発生した場合の取扱方法
 - (カ) 事務処理及び会計処理の方法及び責任者
 - (キ) 財産の管理方法
 - (ク) 公印の管理及び使用の方法及び責任者
 - (ケ) 会計監査及び事務監査の方法
 - (コ)(ア)から(ケ)までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項
- ウ イの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続において複数 の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなって おり、かつ、その執行体制が整備されていること。
- エ コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。
- オ 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を 有すること。
- 3 ジビエレストラン拡大事業
- (1) 事業の取組

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用するとともに、全国的なジビエ利用を 推進するため、新たにジビエメニューを取り扱うレストランその他の飲食店 (以下「ジビエレストラン」という。)の拡大に向けた取組を実施するもの とする。

(2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者 の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

- ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形(傾斜及び高低差)、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入(飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入)を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。
- イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の 効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。
- ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法(昭和39年法律第170号)等関係 法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い、安全を確保することとする。

(参照URL:https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号

農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) 留意事項

留意事項は、別記1の第2の4を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の内容

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

事業実施主体は、次の(ア)から(オ)までの全ての取組を実施するものとする。

(ア)検討会の開催

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を抽出し、車両の改良の方向性について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を解消し、実用可能な改良型の移動式解体処理車を製作する。

(ウ) 改良型移動式解体処理車の機能等の実証

改良型の移動式解体処理車を活用し、既存の処理加工施設との連携の もと、機能が十分発揮しうるか、また、処理した食肉の品質評価等の実 証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の異なる複数地区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県 及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮 できるように実証を行うものとする。

(工)情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

改良型の移動式解体処理車の取扱方法及び捕獲現場や処理加工施設で の運用方法、処理した食肉の品質評価等について取りまとめたマニュア ルを作成する。

イ 軽トラックの改造・実証

事業実施主体は、次の(ア)から(オ)までの全ての取組を実施するものとする。

(ア)検討会の開催

軽トラック又は保冷車を活用した捕獲鳥獣の運搬、処理加工施設への搬入を進めるため、巻き上げ機 (ウィンチ) 等の設置等の方法について

意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 軽トラックの改造

捕獲鳥獣の運搬のため、軽トラック又は保冷車にウィンチ等を実装する等の実用可能な改造を行う。

(ウ) 軽トラックの機能等の実証

(イ)により改造した軽トラック又は保冷車について、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、施設に搬入された食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の異なる複数地区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(工)情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 軽トラック改造マニュアルの作成

軽トラック又は保冷車へのウィンチ等の実装方法、改造に当たっての 留意事項や捕獲鳥獣の運搬にあたり必要な処理方法、現場で活用するに 当たっての注意点、処理した食肉の品質評価等をとりまとめたマニュア ルを作成する。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

事業実施主体は、次の(ア)から(オ)までの全ての取組を実施するものとする。

(ア)検討会の開催

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するための課題の抽出等について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) コンテナ等の改造

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するため、コンテナ内部に、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等の実装を行う。

(ウ) コンテナ等の機能等の実証

(イ)で実装したコンテナ等を活用し、簡易な処理加工施設としての機能が実用可能かどうか、処理した食肉の品質評価等の実証を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするた

め、地形的条件等を考慮し、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の 異なる複数地区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するもの とする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県 及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮 できるように実証を行うものとする。

(工) 情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) コンテナ等活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

コンテナ等を活用した簡易な処理加工施設への機器等実装方法、処理加工等作業に関する留意事項、法令等への対応方法、既存の処理加工施設との連携、処理した食肉の品質評価等をとりまとめたマニュアルを作成する。

エ 生体搬入方法の実証

事業実施主体は、次の(ア)及び(ウ)から(オ)までの全ての取組を 実施するものとする。

なお、(イ) については、既存の生体搬入用おりでは実証が困難な場合 等に実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入 (以下「生体搬入」という。) するための課題の抽出等についての意見 交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 生体搬入用おりの製作

捕獲鳥獣を処理加工施設へ生体搬入するための実用可能な専用おりを 製作する。

(ウ) 生体搬入の実証

既存の生体搬入用のおりや、(イ)で製作したおりを活用し、処理加工施設への搬入や処理した食肉の品質等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の異なる複数地区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設や都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ)情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 生体搬入マニュアルの作成

捕獲現場から処理加工施設への捕獲個体の生体搬入を行うに当たってのおりの使用方法、輸送の安全性の確保、食肉の品質面への影響、処理した食肉の品質評価等の留意事項についてとりまとめたマニュアルの作成を行うものとする。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表3のとおりと する。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他のものに委託することが合理的かつ効果 的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することが できるものとする。

(4) 留意事項

ア 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除 本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達 又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事 業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかん にかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり 利益等相当分の排除を行うものとする。

(ア) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次のaからcまでのいずれかから調達を受ける場合 (他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、 利益等排除の対象となる。

- a 事業実施主体自身
- b 100%同一の資本に属するグループ企業
- c 事業実施主体の関係会社
- (イ) 利益等排除の方向
 - a 事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。
 - b 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、 取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調

達先の直近年度の決算報告(マイナスの場合は、0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

c 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって 交付対象額とする。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の 損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの 場合は、0とする。)をもって取引価格からは利益相当額の排除を 行う。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。 また、その根拠となる資料を提出するものとする。

イ 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、 実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、 著作権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等 は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体 は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (ア)本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。
- (イ) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らか にして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該 権利を国に許諾すること。
- (ウ) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該 特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認め られない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に 必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を第三者が 利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (エ)本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の内容

全国的なジビエの消費拡大を図るため、ジビエレストランのシェフ等の調理人への調理指導やメニューの開発支援等を行う。

事業実施主体は、次のア及びイの取組を実施するものとする。

- ア 調理人へのジビエの調理実習・メニュー開発・情報発信
 - (ア) ジビエ調理に長けた指導者によるテストキッチン等における調理の指導・実習・勉強会を全国各地(3地域以上)で実施する。
 - (イ) ジビエレストランにおけるジビエメニューの提供・販売に向けたメニューの開発等を支援する。また、試作のためのジビエ等を調達・提供する。
 - (ウ)上記(ア)及び(イ)により実施した試作調理やジビエメニュー等に 関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。
 - (エ) ジビエメニューの定着に向けたPR資材を作成し、新たにジビエメニューを取り扱うジビエレストラン等に配布するとともに、情報発信を行う。
- (オ)(ア)から(オ)までの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。 イ ジビエバイヤーズ商談会の実施
 - (ア)食肉処理加工施設、地方公共団体、卸売業、流通業、食品メーカー、個人飲食店等による商談会(以下「ジビエバイヤーズ商談会」という。) を実施し、食肉処理加工施設等とジビエレストランとのマッチングを実施する。
 - (イ) ジビエバイヤーズ商談会に関する取組結果の分析を行う。
 - (ウ)(ア)及び(イ)の取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している 又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限 の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表4のとおりと する。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

(4) 留意事項

事業実施主体及びジビエレストランは、ジビエレストラン拡大事業を的確かつ効果的に実施するため「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドラ

イン)」を遵守するとともに、必要に応じて、国産ジビエ認証施設などの協力を得るものとする。

第3 交付額等

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業
- (1)要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る交付率の欄の農村振興 局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価(消費税を除く。)は、次に 掲げるとおりとする。

ア新規整備

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費の みの定額交付の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	1 4 8	3 9 1
	電気柵シート (地際補強)	2 5 4	673
	ネット柵	1, 090	2, 600
イノシシ	金網柵(ロール状)	1, 970	5, 380
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	1, 290	3, 000
シカ(イノシシ 用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	2, 790	7, 620
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	1, 950	4, 530

イ 再編整備

獣	種	等	侵入防 ₋ 種	(直営施工	(円/m) で資材費の を付の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)

獣種共通	電気柵(1段当たり)	2 5	2 2 5
	ネット柵	192	1, 612
イノシシ	金網柵(ロール状)	296	2, 726
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	192	1, 612
シカ(イノシシ 用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	4 3 0	3, 710
	ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	286	2, 426

ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費の みの定額交付の場合)	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
ネット柵、金網柵、 ワイヤーメッシュ柵	8 2 6	2, 065

- 注1:鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等 以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵に ついては、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとす る。
 - ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
 - ・電気柵シート(地際補強)は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
 - ・電気柵シート(地際補強)は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
 - ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編 み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
 - ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様 (亜鉛メッキ等)とする。

- ・金網柵については、金網の径を ϕ 2 mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。
- 注2: サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合 柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。
- 注3:第2の1(1)において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲 柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。
- 注4:再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。
- 注5: 既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、 既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱 (平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知)及び中山 間地域所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号 農林水産事務次官通知)に基づく事業により令和2年度以前に整備され、 かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

(2) 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の(1)の上限単価を超える事業については、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1(1)で準用する別記1の第4の1の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、200,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①から④までに掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

3 ジビエレストラン拡大事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、70,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①及び②に掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

第4 事業の実施等の手続

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業
- (1) 事業の実施手続 事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。
- (2) 事業実施計画の作成等

- ア (1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあっては、別表1の1の整備事業(新規整備)及び整備事業(既設柵の地際補強)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。
- イ (1) で準用する別記1の第4の1の(3) に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、(1)で準用する別記1の第4の1の(2) に定める広域都道府県域計画にあっては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。
- ウ (1)で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都道府 県知事が行う協議については別記様式第1号により行うものとし、同 (2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協 議については別記様式第9号により行うものとする。
- エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別表2に定めるところによる ものとする。
- (3) 事業実施計画の重要な変更 事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。
- (4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつや むを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、 その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届 を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体(以下 「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に提出 するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知 事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

(5) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

- 2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業
- (1)事業の実施手続
 - ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その 承認を受けるものとする。
 - イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実 施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。
- (2) 事業実施計画の作成
 - (1)のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第11号によるものとする。
- (3) 事業実施計画の重要な変更

(1)のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る経費・事業内容の欄に掲げる①から④の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更、第2の2(1)アの(イ)、第2の2(1)イの(イ)、第2の2(1)中の(イ)、第2の2(1)エの(イ)に係る事業実施計画の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第11号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。 ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第12号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その 承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実 施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1)のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第13号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1)のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る経費・事業内容の欄に掲げる①と②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第13号によるものとする。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。 ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第14号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業
 - (1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域

事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第9号の別添1 に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- (2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1) の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1) の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式15号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式16号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

第6 事業の評価

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業
- (1) 事業評価

事業評価は、別記1の第6の1を準用する。

(2)改善計画

改善計画は、別記1の第6の2を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて 事業実施主体を指導するものとする。

3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて 事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

第8 推進指導等

1 推進指導

国及び都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業 実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係 部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものと する。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。 ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限 りでない。

第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第10の規定を準用する。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項				
整備事業(新規整備)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 事業に係る項目 施設名、対象獣種、事業費、負担区分、受益戸数、受益 面積、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止和道府 県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・ 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業・市町村単独事業等 他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当 性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の 内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析及び費用対効果分析に関する項目 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況				
整備事業(再編整備)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 再編整備に取り組む場合の項目 既存施設の概要(造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況)、再編整備計画(対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容)、再編整備計画図、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止整備促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析、費用対効果分析及び経済性の評価注再編整備計画については、(別添)再編整備計画書を参考とする。				
整備事業 (既設柵の地際補強)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 地際補強に取り組む場合の項目 既存施設の概要(造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況)、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止施設整備促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の				

内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析及び費用対効果分析に関する項目

5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況

2 事業実施状況の報告

区	分	事業実施状況報告に記載すべき事項
整備事業		1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕 獲効率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合、 一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ご との捕獲頭数等も明記)、鳥獣被害防止総合支援事業・ 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急 捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止施設整備促進支援事業 ・市町村単独事業等他事業との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項 5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、事業実施主体の評価 7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

再編整備計画書

1.		事業集	E施主体等	に係る	項目						
	(1) 事	業実施主	体							
	(2) 樟	 	•							
	(3) 事	4業の目的	Ĭ							
2.			5止計画の								
	(1) 被	医害防止計	画の作	<u> </u>						
	,		-1 >	S.I. 111							
	(2) 他	1計画との	連携							
	,	0))[^ 1777 - - 1117 1	. kt 1	+ L#+						
	(3) 近	近隣市町村	等との:	里携						
3.		五纪刺	と備計画等								
ა.			医偏面 画寺 E存施設の								
	(造成年		施設の構	· · · · ·			I B	オ産台帳の整	女借 出 湿	
		追城牛	· 及	加収り	10.4			*	圧口限の並	E I/H 1/\ 1/L	
	(2) 再	· 「編整備計	_ <u></u> ·							
	`	対象	受益戸数		実施内容	事業費			負担区分		
		鳥獣	※ 1	面積	3 th 2 th H	7,7,7,	国庫	都道	市町	その他	補助率
				※ 2			補助	府県費	村費		
						円	円	円		円	
		※1 受	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	字施設造成	式時の受益戸	数を基本と	する。				
		※ 2 ≢	昇編整備によ	り変更とフ	なる場合には	は、その面を	債を記載す	るものと	し、基本的	に費用対象	効果分析に使
		用	する受益面積	iとする。							
	(3) 重	F編整備計	画図							
4.	,	他の耶	組及び事	業等と	の連携						
_		41 m ⇒	l ac								
5.	,	利用計									
G		⟨Æ □ ፟፟፟፟፟	二田 二								
6.)	維持管	了理								
7		—休台	力に整備す	ス堵獲	継材の内:	交					
٠.		[+ +H]	ルー正川リ	る 1出 2文/	M(L) (71.1)	П					
		1									

8.	有善捕獲活動の捕獲効率向上への奇与					
						
9.	生産コスト分析					
10.	費用対効果分析					
11.	経済性の評価					
	新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価				

別表2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項

- 1 既存の施設の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
- 2 施設の設置期間が妥当であること。
- 3 生産コスト分析の算出プロセス、根拠が適切であること。また、生産コストの低減率が10%以上であること。なお、生産コストの低減率の算定の単位について、原則として、集落等の地区(1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。)を単位とすること。
- 4 投資効率(費用対効果)の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率 (費用対効果)が1.0以上であること。なお、投資効率(費用対効果)の算定の単位 について、原則として、集落等の地区(1つの受益地区として認めることが適切であ ると考えられる範囲をいう。)を単位とすること。

再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率(費用対効果)とすること。

- 5 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
- 6 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- 7 附帯施設について、不要なものがないこと。
- 8 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- 9 管理規程等により施設が将来にわたり適正に管理できる体制となっていること。
- 10 施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
- 11 用地が確保されていること。
- 12 施行方法の選択が適切にされていること。
- 13 入札の方法に関する知識を有していること。
- 14 地元関係者との合意形成が図られていること。
- 15 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 3 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内容	留意点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログ等を提出すること。
事業費	(会場借料) ・事業を実施するために直接 必要な会議等を開催するれる経費 (通信・運搬費) ・事業を事便、運送、電話等 必要はなの通信に係る経費 (借上費) ・事業を実施するために直接 の通信に係る経費 (借上費) ・事業を実施するために直接 必要は、事務機器、事務機器、場合のののでは、事業を実験機器、事務機器、場合ののでは、事業を実験機器、事務機器、通信機器等借り上げ経費 (印刷製本費) ・事業を実施するために直接 要な資料等の印刷費の経費 (資料購入費) ・事業を変料等の印刷を実施するために直接 要な資料等の印刷費の経費 の事業を変別書、参考文献の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料 を除く。 ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定

		(原材料費) ・事業を実施するために直接 必要な試作品の開発や試験 等に必要な原材料の経費 (消耗品費) 事業を実施するために直接 必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間 内)又は一度の使用によっ	
		て消費されその効用を失う 低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記憶 媒体・実証試験、検証等に 用いる低廉な器具等	
旅	費	(委員等旅費) ・事業を実施するために直接 必要な会議の出席、技術指 導等を行うための旅費とし て、依頼した専門家に支払 う経費 (調査等旅費) ・事業を実施するために直接 必要な事業実施主体等が行 う資料収集、各種調査・検 証、会議、打合せ、技術指 導、研修会、成果発表等の 実施に必要な経費	
謝	金	事業を実施するための資料 整理、調査補助、専門的知識 の提供、資料収集等について 協力を得た者に対する謝礼に 必要な経費	 ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。 ・実証に必要な野生鳥獣の捕獲については、必要な許可を受けた上で捕獲するものとし、実働に応じた対価として謝金を支払うものとする。

			・なお、有害捕獲として捕獲した個体
			を利用する場合は、捕獲活動経費と
			重複で支払うことのないようにする
			こと。
賃	金	・事業を実施するため直接必	・賃金については、本事業の実施によ
		要な業務を目的として、事	り新たに発生する業務について、支
		業実施主体が雇用した者に	払の対象とする。事業実施に関係の
		対して支払う実働に応じた	ない既存の業務に対する支払はでき
		対価(日給又は時間給)及	ない。
		び通勤に要する交通費並び	・賃金は、業務の内容に応じ、常識の
		に雇用に伴う社会保険料等	範囲を超えない妥当なものを設定す
		の事業主負担経費	ることとし、賃金支給に係る規則及
			び設定根拠となる資料を提出するこ
			と。
			・賃金については、補助事業等の実施
			に要する人件費の算定等について(平
			成22年9月27日付け22経第960号農林
			水産省大臣官房経理課長通知)の定
			めるところにより取り扱うものとす
			る。
			・雇用通知書等により本事業にて雇用
			したことを明らかにすること。
			・実働に応じた対価以外の有給休暇や
			各種手当は認めない。
役	務費	事業を実施するため、それだ	
		けでは本事業の成果となり得	
		ない器具機械等の各種保守、	
		翻訳、鑑定、設計、分析、試	
		験、加工等を専ら行うために	
		必要な経費、振込手数料等	
L			
		-	

注:事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表 4 ジビエレストラン拡大事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内容	留意点
設備備品費	要な設備又は物品の購入、	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2社以上の見積書(当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。)及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原 材料、消耗品、消耗器材、 薬品類、各種事務用品等の 調達に必要な経費	
旅費	事業を実施するための事 業実施主体又はその委託を 受けた者が行う資料収集、 各種調査、打合せ、成果発 表等の実施のための旅行に 必要な経費	
謝金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	囲を超えない妥当な単価を設定すること。
賃金	雇用者等に対して支払う 実働に応じた対価(日給又は時間給)	・賃金については、本事業の実施により 新たに発生する業務について、支払の 対象とする。事業実施に関係のない既 存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範 囲を超えない妥当なものを設定するこ ととし、賃金支給に係る規則及び設定 根拠となる資料を提出すること。

			・賃金については、補助事業等の実施に 要する人件費の算定等について(平成 22年9月27日付け22経第960号農林水 産省大臣官房経理課長通知)の定める ところにより取り扱うものとする。
役	務	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委	託 費	業の一部分(例えば事業の 成果の一部を構成する調査	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
~	O A	型 事業を実施するための設 事業を実施するための設 事業を実施するための設 事業を実施するための 事業の 事者の補助者のには 事なを雇用するための 有金を除く。)、切り (切り、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	

注:事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号(別記9の第4の1の(1)関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止対策促進支援 事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業))の都道府県事業実施計画 の協議(変更協議)について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記9の第4の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて 協議する。

- (注) 1 関係書類として、要領別記9の別記様式第6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 当該事業の内容が分かる資料を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号(別記9の第5の1の(3)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止対策促進支援事業 (中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業))の 事業実施状況報告(令和○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

(北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記9の第5の1の(3)の規定により、別添のとおり報告す る。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記9の別記様式第7号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の添付する別添にあっては、別記9の様式第9号に準ずるものとする。

別記様式第3号(別記9の第6の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止対策促進支援事業 (中山間地域等鳥獣被害防止施設等整備事業))の 評価報告(令和○○年度)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記9の第6の1の(1)の規定により、別添のとおり報告す る。

- (注) 1 都道府県にあっては、要領別記9の別記様式第8号を添付する。
 - 2 広域都道府県域事業実施主体にあっては、要領別記8の別記様式第10号 を添付する。

別記様式第4号(別記9の第6の1の(2)関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長
マは

○○県(都道府)知事 殿

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止対策促進支援事業 (中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業))に関する改善計画について

令和○○年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初 事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするの で、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画 (改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状 況報告書の写しを添付すること。)

(様式)被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥		初	客防止	計画	可の達	銊	状況			達成率	備考
		獣	目	標	基準年	1	年目	2	年目	3	年目	(%)	
			(年)	度の実	(年)	(年)	(年)		
					績								
					(年)								
被害防	被害金												
止計画	額												
(被害	(千円)												
の軽減													
目標)	被害面												
	積												
	(ha)												

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 - 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決 のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。なお、 有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組を総合的に実施するため、各取組に おける記載例を以下に示す。)

【記載例】

効果的な鳥獣対策を行うための改善方策として、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組を総合的に実施するよう、事業内容の見直しを行う。

- ○有害捕獲に関する事項
 - ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] 実施イメージ:農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、 捕獲従事者の確保(技術向上)のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。
 - ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] 実施イメージ:構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率 的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を 実施。
 - ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握] 実施イメージ:〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。
- ○被害防除に関する事項
 - ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵

- の整備(現行整備率50%→目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて 正しい設置方法における研修会を実施。
- ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除] 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実 施する体制(チーム)を構築し、○日に1回程度の定期的な追い払い活動を実 施。
- ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] 実施イメージ:地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。
- ○生息環境管理に関する事項
 - ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を 無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯(〇 ha)を整備するとともに、地 域内の耕作放棄地(〇ha)の刈り払いを実施。
 - ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号(別記9の第4の1の(4)関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は ○○県(都道府)知事 殿

> 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名 又は ○○県(都道府)知事 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止対策促進支援事業 (中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業))の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記9の第4の1の(1)関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績) I 事業内容 1 事業費等

	当〇〇	
	都道府県名	
	Ê	
	(うち交付金	
	Æ	
; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	事業費	

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

事業実施年度

年 月末時点) (令和 被害防止計画作成数(協議中含む) 管内市町村数 県(都道府) 年度 4

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての方針を記述するものとし、記載例を以 下に示す。)

- 示す。) 「記載例】 「記載例】 「見載例」 「自動」 「有害捕獲に関する事項 ・ 情獲体制の整備目的: 被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築」 ・ 情獲体制の整備目的: 被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築」 ・ 情機体材の整備目的: 被害を与える鳥獣の生息状況の把握」 ・ 生息状況調査の実施[目的: 被害を与える鳥獣の生息状況の把握」 ・ 侵入防止柵の整備[目的: 被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] ・ 追い払い活動の実施[目的: 効果的・総締的な追い払いによる被害防除] ・ 過い払い活動を変換[目的: 効果的・総締的な追い払いによる被害防除] ・ 被害状況調査の実施[目的: 地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] ・ 依害状況調査の実施[目的: 地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] ・ 依傷情心を構造 自的: 鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備] ・ 級循帯の整備[目的: 地域のえき源対策として放任果樹等を除去]

県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

(事業概要) (1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要 別紙1 (2)被害防止計画の概要

(事業の経費の配分)

Ē

	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
整備交付金						

 $\widehat{\mathbb{H}}$

(都道府県附帯事務費)

	争来質	スと単	収組込命
附帯事務費			(内訳を記載すること。)
· +#	1120日 日本日本	無 ナノこ	取組内容については 単計振聞目 直が別一会なる附某事務兼の体験は進一下い智報

注1:取組内容にづいては、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。 2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(ニ分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績) (別紙1)

		赤													
															-
			6法指定地 域の有無												
	4	特証・ (①+②+②) (○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中山間地で大阪地子のからから												
	1	iii 🕀	国際交付	Ē											
			中本業費	Ē											-
		(*)&(費国庫交付金	Œ											
		通常補助率(1/2等)分(*)	内容 事業費	Ē											
	地際補強)	通常補助	対象 需要 東部 内容 の 数 要												_
	き(既設柵の		秋 女 女 公 他 他	Œ											_
	③鳥獣被害防止施設(既設柵の地際補強)	(*) 次	** ***	Œ											
	③鳥歌	資材費定額分(*)	s能内容 の概要												
			新雌素												Ī
		ICT	様の が用の 血無 血無 (〇・×)対象聴既												I
			国産交付命	Œ											
		/2等)分((本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本	Ē											
整備事業	_	通常補助率(1/2等)分(*)	実施内容の概要												
ac q	②鳥獸被害防止施設(再編整備)	阌	新 戦 教 衣												
	害防止拖影		国職交付	Ê											
	②鳥獣被	資材費定額分(*)	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	Ē											
		資材費品	実施内容の概要												_
		ICT	は の 単語の で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・												_
		(*)&	費 国庫交付 命	Œ											
		通常補助率(1/2等)分(*)	実施内容 事業費 の概要	Œ											L
	(#)	通常補助率		+											
	3股(新規整		新唱·												
	①鳥獣被害防止施設(新規整備)	_	(東) 国南交付 (中)	Œ											L
	金貨金	資材費定額分(*)	実施内容 事業費 の概要	Œ											L
		資材費	場所の概												
			新聞教衣 (×												
	Ш	華実士 業施体	が 活用の 本 (〇・×)												
		新 書 本 日	8 版												L
		# #													ļ
		構成市町村名													
															_
		事業実施主体名	(A) (A) (A)												

8:事業実施主体ごと事業内容(鳥獸被害防止施設)ごとに各地域の有害捕獲活動(鳥獸被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別紙・型別添に整理) 紙2別添に整理) 9:事業実施主体の種類については、協議会構成員は「2」を記入する。

(別紙2) (2)被害防止計画の概要〇〇県(都道府)計画(又は実績)

							被害の軽減目標(被	被害の軽減目標(被害防止計画の目標)	_			
事業実施主体名構成市町村名	A 森 氏 上 門 左 名	₩€	無極		被害金額の	被害金額の軽減目標			被害面積の軽減目標	軽減目標		華
夢 画協議 (種類	の内の		現状値	目標値	(備考)		現状値	目標値	(備考)	E
				科	(〇年度) (万円)	(〇年度) (万円)	軽減率 (%)	黎 電擊	(〇年度) (ha)	(〇年度) (ha)	軽減率 (%)	
40	+											

別紙1別添 (1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

事業実施主体名	<u>鳥獣被害防止施設</u>
ĺ	
ĺ	
ĺ	
ĺ	

別記様式第7号(別記9の第5の1の(3)関係)

鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和○○年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

〇〇県(都道府)	1 1 4
都道府県名	1 1 1
Ê	
(うち交付金	
Æ	
事業費	

農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

年度 小 事業実施年度

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組 (上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての計画した 方針の実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載的 NA 2017 においている。 NA 2017 にいる。 NA 2017 にいる。 NA 2017 においる。 NA 2017 によいる。 NA 2017 に

事業の実施状況の概要

(事業の実施状況を記述すること。

事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

(事業概要)

(1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要 別紙1

(2)被害防止計画の概要 別紙2

(事業の経費の配分)

	事業費	次付金	都道府県費	市町村費	その街	備考
整備交付金						

 \mathbb{E}

 $\widehat{\mathbb{E}}$

(都道府県附帯事務費)

(内訳を記載すること。 取組内容 交付金 事業費 附带事務費

注1:取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。 2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に10%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)実施状況報告(令和○○年度報告) (1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要 (別紙1)

ſ			能															
ļ				6法指定地 域の有無														
			際編号業の合計 (①+②+③)	中山間地に該当するか否か														
			編 中 (日)	国事交付	Œ													
				母業費	Œ													
			€	国 多分	Œ													
			1/2等)分	# ※	Œ													
		条補強)	通常補助率(1/2等)分(*)	対象調響 実話内容の無関														
		③鳥獣被害防止施設(既設柵の地際補強)		製料														
		坊止施設(即	_	国庫交付 參	Œ													
		8鳥獣被害	資材費定額分(*)	称 中 神 神	Œ													
		0	資材書	対象 鳴戦 奥街内容 の概要														
				機表のEのE														
			101	等の 活用の 活用の 有無 (○・×)	Ê													
			(*)	** ** ** **	(F)													
	整備事業		通常補助率(1/2等)分(*)	実施内容 の概要	9													
	整備	(2)鳥獣被害防止施設(再編整備)	通常和	新唱 教权														
		害防止施設		国軍交付	Œ													
		2鳥獣被	資材費定額分(*)	# # #	Œ													
			資材費定	実施内容 の概要														
			<u> </u>	等の 沿用の 台無 (O・x) 対象需要														
			OI	国量交合 所加 (O	Ê													
			(*)	# # 	Œ													
			通常補助率(1/2等)分(*)	実施内容 の概要														
		新規整備)	通常補具	新														
通		防止施設()		国産交付金	Œ													
漬)の概		①鳥獣被害防止施設(新規整備)	(*)	中業費	Ê													
又は実			資材費定額分(*)	実施内容 の概要														
事業計画(又は実績)の概要				製品 祭														
2 事			事業 本 存 TOT	の種 等の 独 沿用の 着 本無 (〇・×)														
			帯 は ※国・ ※国・	9 6														
			構成市町村名 0															
主体等																		华
事業実施主体等			事業実施主体名	の国民職別の														74
_							<u> </u>	<u> </u>	 <u> </u>	 <u> </u>		_	32					<u> </u>

注:事業の種類については、被害緊急が応望は1、広境連携型は2を記入する。 2:事業計画文は実績)の内容については、推進事業を適事業が一体の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。 3:馬森根密市は応報について、公事的な持護のの最上でするよう。スマーセンサー等のOTを打造した。場合には1名を記入する。 3:馬森根密市は応報について、公事的な持護のの最上でするよう。スマーセンサー等のOTを打造した。場合には1名を記入する。 4:6法指定地域の合計機には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除稅額のOO円 うち国費OO円 法同稅額がない場合には「該当なし」と、同稅額が明らかでない場合には「告稅額」とそれぞれ記入する。 5:備毒の棚の合計機には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除稅額OO円 うち国費OO円 法同稅額がない場合には「該当ない」と、同稅額が明らかでない場合には「告稅額」とそれぞれ記入する。 5(*)については、単位当たいの場(成分に有いる。予定記載するともに、以管 原義を表した。所養の表の、「認め、「認め、企業を開発し、不可能、所有難為、需当等が表待別指置法案が、実際を見に基づき指定された特別業害地帯、同急傾斜地帯患素振興臨時特別指置とよびを第201年の主には、「必ず開発。素型・毒素を引きないを引きましていて、これを減、毒業には、水質精験、薬型・毒素を持続による、資産計を対していては、は、活発を地域の日か、第二等には、一定には関連素地域により返されている地域のいずれかの地域に該当するか否かの制定については、日の日付け19等計算356号)において、中間農業地域は、分類をわている地域のいずれかの地域に該当する場合は1を記入する。(資付費定額の指定を対しままする場合であっても記載)

8:事業実施主体ごと事業内容(鳥獣被害防止施設)ごとに各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと (別報名別派に整理)

9:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止補設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並がに侵入防止補の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害金額、被害金額、被害企 理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。 10:事業実施主体の種類については、協議会構成員は「2」を記入する。

(別紙2) (2)被害防止計画の概要

	垂	·												
	都道府県が目標達成 が見込まれないと判 が、146のかが、	野した場合の 参当を 果の指導内容												
	都道府県が目標達成 が見込まれないと判。	断した場合の理由												
		実績	(〇年度) (ha)											
	操	(備考)	軽減率 (%)											
	被害面積の軽減目標	目標値	(〇年度) (ha)											
	(発達)	現状値	(O年度) (ha)											
			製電機											
		実績	(〇年度) (万円)											
	網係	(備考)	軽減率 (%)											
ske.	被害金額の軽減目標	目標値	(〇年度) (万円)											
3 依書の正計画の複数	4年	現状値	(〇年度) (万円)											
る機能の出います。			松 新											
	幸福(の内の												
	事業の種類													
作	構成市町村名													
- 事未夫加工体寺	事業実施主体名													40

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1, 広域連携型は2を配入する。 2: 事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2. 整備事業の場合には3を記入する。

(1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

別紙1別添

事業実施主体名	鳥獸被害防止施設

別記様式第7号別紙2関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

								1			1		
か 音													
都道府県における 点検・指導状況													
事業実施主体等 における維持管理 状況													
事業実施主体等 が行っている維持 管理方法													
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容													
被害が生じた場合 の要因と事業実施 主体等が講じた対 応策													
被害金額(円) 被害面積(㎡) 被害量(kg)													
国費(円)													
事業費(円)													
侵入防止柵の種 類・設置距離													
竣工年月日													
地区名													
市町村名													
事業実施主体名													

別記様式第8号(別記9の第6の1の(1)関係)

鳥獸被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獸被害防止施設整備事業)の評価報告(令和○○年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況 地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況 被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の楣も記載する。 2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。 4:事業効果はお配謝例を参考しに、裁種等でに手業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 4:事業効果にお配割のを参考して、裁種等でに、表で効果に対する素や核管状況も指細に記載すること。 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

都道府県による総合的評価

別記様式第8号関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

-												
そのも												
都道府県における 点検・指導状況												
事業実施主体等 こおける維持管理 状況												
事業実施主体等 バ行っている維持 管理方法												
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容												
被害が生じた場合 の要因と事業実施 主体等が講じた対 応策												
被害金額(円) 被害面積(㎡) 被害量(㎏)												
(田)												
事業費(円)												
侵入防止柵の種 類・設置距離												
竣工年月日												
地区名												
市町村名												
事業実施主体名												

別記様式第9号(別記9の第4の1の(1)関係)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省農村振興局長) 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

> 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施計画の協議(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記9の第4の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
 - 2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)

○鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業) (広域都道府県域計画(又は実績)) 関係

1 総括表

				負担区分			
事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
鳥獸被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獸被害防止施設整備事業)		Ħ	Ħ	PI	P	PI	

- 注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2	事業の	目	的

- 3 計画の作成状況

(1) 傚告的正計画の作成小の	
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の規定に基づく被害防止計画の作成	
ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成	
イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

- (注)被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。
- (2) 他の施策との関連状況

(=) 14 - 46/14 - 190/24/19	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に基づく防除実施計画の作成	

- (注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。
- 4 事業実施体制
- (1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

- (注)協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。
- (2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

- [記載例]

 ○有苦捕獲に関する事項

 ・捕獲体制の整備[目的: 被害を与える鳥骸に応じた捕獲体制を構築]

 実施イメージ:農作物被害の多くを占める○○の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保(技術向上)のための○○の捕獲に特化した研修等を実施。
 ・捕獲機材の整備[目的: 被害ならくを占める○○の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保(技術向上)のための○○の捕獲に特化した研修等を実施。
 ・捕獲機材の整備[目的: 被害ならした日本を開き、 対策機材を整備]
 実施イメージ:係受された捕獲体制に応じて不足する捕獲機材を整備]
 実施イメージ:(報度された捕獲体制に応けるため、生息状況や行動範囲等を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。
 ・生息状況調査の実施[目的: 被害を与える鳥獣の生息状況や理動に関・地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。
 ・後と防い腫する事項
 ・侵入防止機の整備[目的: 被害が発生している農地へ侵入防止機を整備]
 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止機の整備(現行整備率50%)を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における所能会会支施。
 ・追い払い活動の実施[目的: 効果的・継続的が追い払いによる被害防険]
 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制(チーム)を構築し、○日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。
 ・遊告状況適置の実施[目的: 地域における被害、注記をい活動を実施・造とも体制(チーム)を構築し、○日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。
 ・被害状況適置の実施[目的: 地域における被害、注記を対している地域で、追い出い活動を実施・接近に関する事項
 ・経動性目的:鳥骸を寄へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害駄種を特定。
 ○生息環境管理に関する事項
 ・接続の表が発している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯(○ha)を整備するとともに、地域内の耕作放棄地
 (○(ha)の刈り払いを実施。
 ・ が任果樹の除ま[目は: 地域のえき顔対策としてが任果樹の修立を除去]
 実施イメージ:○○の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の敵生間は、地域の被害が行る対策としてが妊果樹のを除去。
 ・ が任果樹の除ま[目は: 地域のえき顔対策としてが妊果樹の修立や佼録、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。

- (注1) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入するこ
- (注2) 記載に当たっては、記載例を参考とし、地域における取組における取組内容を有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組毎に詳細を記載すること。

5 事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

				地域指定划	況			中山間地に該当するか否か	l
市町村名 整備地域		山村	過疎	特農	半島	離島	棚田	<i>y</i> ,	備考

- (注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。
- (注) 2 中山間地に該当するか否かの欄は、6 法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条 第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地 内の平均15度以上の地域(水田地帯を除く)、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19 等計第966号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は〇を 記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注)整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画(又は実績)

		受益戸			負担区分					
対象鳥獣	整備地域	数数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考
					m	m	н	Щ	0/	
				H	H	円	H	H	%	
#										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 - 3 侵入防止柵の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、 導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
 - 4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等の I C T を用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
 - 5 「烏獣被害防止総合対策交付金実施要領」(平成20年3月31日付け19生産第9424号生産局長通知)別記7第1の8に基づき、生産コスト低減に保る資料を添付すること。
 - 6 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19 生産第9426号生産局 長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
 - 7 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること(別紙による記載も可)。
 - 8 事業実施状況報告を提出する場合にあっては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び 維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じ た場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

6 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案) (又は写し)
- (3)被害防止計画
- (注) 被害防止計画については、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを3の(1)に記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第10号(別記9の第6の1の(1)関係)

被害防止計画目標評価報告書

1.	対象地域及	び宝施期	間
.	小		l FJ

7 4 1 4 1 <u>7 17 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7</u>	* *** = 2 2 4 1
対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年 度)の実		達成率(%) A-C/A	備	考
	績値(A)	値(C)	-B		
					•

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4		総合評値	Ŧ
_	•		ш

1			
(コメント)			

5. 第三者の意見

/ I · · · ·	70:7-		
(コメン	/ト)		

- (注): 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記9の第6の1の(2)に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
 - 2 3の事業効果には、別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した 効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高 度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
 - 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由 も記入すること。
 - 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ご との鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、 地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面 積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維 持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

別記様式第11号(別記9の第4の2の(2)、第4の2の(3)関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエ広域搬入モデル実証 事業)の実施計画の提出(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエ広域搬入モデル実証事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記9の第4の2の(2)(別記9の第4の2の(3))の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注) 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

○ ジビエ広域搬入モデル実証支援事業(事業実施計画)

1 総括表

T 1/10:11	171					
事業名	事業内容	事業内容 事業費		負担区分		
			国庫交付金	事業実施主 体	備考	
		円	円	円		
	計					

- 注:①事業名の欄には、小型の移動式解体処理車の製作・実証、軽トラックの改造・ 実証、コンテナ式処理施設等の活用・実証、生体搬入方法の実証のいずれかの 取組を記載する。
 - ②事業内容の欄には、要領別記9の第2の2(1)のア〜エまでの取組の(ア) \sim (オ)について記載する。2つ以上の取組を実施する場合は、それぞれの取組の(ア) \sim (オ)について記載する。
 - ③備考欄には、事業費欄に記載した額の積算根拠について詳細に記載する。なお、別紙とすることも可とする。
 - ④事業の委託を行う場合は、要領別記9の第2の2(3)に定める記載事項を備 考欄に記載する。
 - ⑤仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○円、 うち国費○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかで ない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的						
3-1 事業の (1)検討会の ア 検討会		多動式	解体処理車 σ	製作・実証)		
検討会の名称	委員の氏名	所属	・専門分野	役割分担内容	備	考
イ検討会	の開催計画(又		績)	L	I	
開催年月日	会議名		参加人数	内容	備	考
						•
(2)改良型移	動式解体処理車	エの製	<u> </u>		l	
既存の移動式角	異体処理車の問	題点		対応	備	考
(3)改良型移	動式解体処理車	三の機	 能の実証計画	1(又は実績)	l	
開催年月日	開催場所	:	参加人数	内容	備	考
NA Ibra I A A I .	15 14 There 304 75 T			1 7 1	V113	
(4) -1 情	報発信(展示)	計画	 (又は実績)		1	
開催年月日	開催場所		参加人数	内容	備	考

(4)	- 2	情報	発信(そ	その他)) 計i	画	(又は	実績	()						_
	情	報発信	の手段					発	6信	する内	內容		備	1 考	
注:情	報発信	の手	没欄にに	は、活	用す	るタ	媒体(ΗР	``	SNS	、業界	早紙等)	を言	己載す	7
(5)	改良型	移動	式解体处	D理車	運用	マン	ニュア	ルの	作	成					1
		記載	項目						記	巴載内名	\$		備	考	_
(6) スケジュール															
	4月	5 月	6 月	7月	8 月		9月	10	月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	
内容															
注:	(1)	~ (5)の取	組ごと	に記	己載	する。								
			容(軽)	トラッ	クのi	改)	造・実	証)							
(1)	検討会 検討	その開作											•		_
検討会	会の名種	你	委員の氏	名	所属		専門分	·野		役割	分担内	內容	備	考	
イ	検討	会の	開催計画	画(又)	は実済	績))	I					1		
開催	年月日			議名			参加人	数			内容		備	1 考	
b of the	, , , , ,							-/-			· · · ·		V11	. ,	

(2)軽トラッ:	クの改造				
改造	前の内容		対 応	備	考
(3)軽トラッ	クの機能の実証計画	(又は実績)			
開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備。	考
(4) -1 情	報発信(展示)計画	(又は実績)			
開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備	考
(4) -2 情	報発信(その他)計	画(又は実績	Ĭ)		
情報発	信の手段	多	発信する内容	備	考
			Y、SNS、業界紙等))を記載、	する。
	ク改造マニュアルの	作成 			
記	載項目		記載内容	備	考
(6) スケジュー					
取組 4 月 5 月 内容	月 6月 7月 8月	9月 10.	月 11 月 12 月 1 月	2月 3	月

注:(1) \sim (5) の取組ごとに記載する。

- 3-3 事業の内容 (コンテナ式処理施設等の活用・実証)
- (1)検討会の開催
 - ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備	考

イ 検討会の開催計画(又は実績)

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備	考

(2) コンテナの改造

改造の内容	対 応	備	考

(3) コンテナの機能の実証計画(又は実績)

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備	考

(4) -1 情報発信(展示)計画(又は実績)

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備	考

(4)	- 2	情報	服発信 (-	その他	.) 計i	画(又は	実績	ŧ)					
	情	報発	信の手段	ť			多	~ 径信	する内	勺容		備	考
			手段欄には								『紙等 》) を記	し載する
(5)	コンテ	ナオ	舌用型処理	里加工	施設	設置マニ	ュア	ル	の作成	7			
		記載	載項目					記	載内容	\$		備	考
(6)	スケジ	ュー	ル										
取組 内容	4 月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 .	月	11月	12 月	1月	2 月	3 月
注:	(1)	~ ((5) の取	組ごる	とに記	 L載する。	,						
3-4 (1)	検討会	きの間	内容(生作 開催 の概要	本搬入	.方法(の実証)							
	その名和		委員の日	E名	所属	専門分	マ 年		役割	分担	与容	備	考
IVH17	• · · · · · □ · [1	4	3200	A. H	121 NA	4147	<i>y =</i> 3		1,71	·/·	4.H	מוע	
	検診	 会の	の開催計画	画(又	は実施	績)		I					
開催	年月日			議名		参加人	.数			内容		備	考

(2) 生体搬入	用おりの製作					
生体搬入向於	けの(改造)内容		対 応	備考		
(3) 生休搬入	の実証計画(又は実					
開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考		
一 州催千万口	刑准物別	参加八剱	PJ分			
(4) -1 情	報発信(展示)計画	(又は実績)				
開催年月日	開催場所	参加人数	参加人数 内容			
(4) -2 情	報発信(その他)計	画(又は実績	責)			
情報多	発信の手段	,	発信する内容	備考		
注:情報発信の	手段欄には、活用す	る媒体(H)	P、SNS、業界紙	等)を記載する		
(5) 生体搬入	マニュアルの作成					
記	載項目		記載内容	備考		
(6) スケジュー	ール					
取組 4月 5 / 内容	月 6月 7月 8月	9月 10	月 11月 12月 1.	月 2月 3月		
. 4 14						

L							

注:(1)~(5)の取組ごとに記載する。

4 添付書類

- (1) 事業実施主体 (コンソーシアム) が作成した各種規約
- (2) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第12号(別記9の第4の2の(4)関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエ広域搬入モデル実証 事業)の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第13号(別記9の第4の3の(2)、第4の3の(3)関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエレストラン拡大事業)の実施計画の提出(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエレストラン拡大事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記9の第4の3の(2)(別記9の第4の3の(3))の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注) 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

○ ジビエレストラン拡大事業(事業実施計画書)

1 総括表

事条中空	事	負担	/++: + y .		
事業内容	事業費	国庫交付金	事業実施主体	備考	
1. ジビエ料理の指導等	円	円	円		
2. メニュー開発支援等					
3. レストラン定着への周知等					
4. ジビエバイヤーズ商談会等					
5. 報告書等					
6. その他 ()					
計					

S.	その他()								
	計								
2	事業の目的								
3	事業の内容 (1)事業の成果目標及び目	標達成のためのタ	具体的方法						
	(2) ジビエ料理の指導等の概要								
	(3)メニュー開発支援等の	概要							
_	(4) レストラン定着への周	知等の概要							
-									

(5) シヒエハイヤース商談会の慨要

(6)報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
1 • • •												
2 · · ·												
3 · · ·												

注:取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:(2)から(5)までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば 記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第14号(別記9の第4の3の(4)関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエレストラン拡大事業) の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した 施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものと すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第15号(別記9の第5の2関係)

鳥獣被害防止対策促進支援事業 (ジビエ広域搬入モデル実証支援事業) 事業実施状況報告書 (令和○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記9の第5の2の規定により別添のとおり報告する。

(注) 別添様式については、別記様式第11号に準ずるものとする。

別記様式第16号 (別記9の第5の3関係)

鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエレストラン拡大事業) 事業実施状況報告書 (令和○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地 団体名 代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林 水産省生産局長通知)別記9の第5の3の規定により別添のとおり報告する。

(注) 別添様式については、別記様式第13号に準ずるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、 従前の例によるものとする。

附則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通知による改正前の各通知(以下「旧通知」という。)の規定により農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)がした処分、手続その他の行為(以下「処分等」という。)は、この通知による改正後の各通知(以下「新通知」という。)の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業に関して平成30年3月31日までに行われる別記3第2の2の(2)の確認等については、別記3第2の2の(2)の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附則

この通知は、令和4年12月2日から施行する。